

平成28年11月28日 開 会

平成28年12月16日 閉 会

平成28年第4回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

11月28日（月曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	3
○開 会（午前10時00分）	4
○日程第1 会議録署名議員の指名について	4
○日程第2 会期の決定について	4
○日程第3 諸般の報告について	4
○日程第4 議第80号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	4
林市長提案説明	5
○休 憩（午前10時12分）	7
○再 開（午前10時12分）	7
○日程第5 質 疑	7
○日程第6 討 論	7
○日程第7 採 決	8
○日程第8 議第81号から日程第22 議第95号まで	8
林市長提案説明	8
○散 会（午前10時40分）	13

12月5日（月曜日）第2号

○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	16
○出席議員	17
○欠席議員	17
○説明のため出席した者の職氏名	18
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	18
○開 議（午前10時00分）	19

○日程第1	質 疑 (議第81号から議第95号まで)	19
	7番 村瀬誠三議員質疑	19
	桐山福祉課長答弁	19
	7番 村瀬誠三議員質疑	20
	早川学校教育課長答弁	20
	7番 村瀬誠三議員質疑	21
	藤田健康介護課長答弁	21
	7番 村瀬誠三議員質疑	22
	藤田健康介護課長答弁	23
	7番 村瀬誠三議員発言	23
○休	憩 (午前10時15分)	23
○再	開 (午前10時15分)	23
	14番 藤根圓六議員質疑	23
	早川学校教育課長答弁	24
	14番 藤根圓六議員質疑	24
	桐山福祉課長答弁	24
	14番 藤根圓六議員発言	25
	9番 山崎 通議員質疑	25
	大西水道課長答弁	25
	9番 山崎 通議員質疑	26
	大西水道課長答弁	26
	9番 山崎 通議員発言	26
	12番 石神 真議員質疑	26
	山田産業課長答弁	26
	12番 石神 真議員質疑	27
	山田産業課長答弁	27
	10番 吉田茂広議員質疑	27
	藤根消防長答弁	27
	10番 吉田茂広議員質疑	28
	藤根消防長答弁	28
	13番 武藤孝成議員質疑	28
	鷺見まちづくり・企業支援課長答弁	28

13番 武藤孝成議員発言	29
12番 石神 真議員質疑	29
鷺見まちづくり・企業支援課長答弁	29
12番 石神 真議員質疑	29
鷺見まちづくり・企業支援課長答弁	29
12番 石神 真議員質疑	29
林市長答弁	30
12番 石神 真議員発言	30
○休 憩（午前10時42分）	31
○再 開（午前10時42分）	31
○日程第2 委員会付託（議第81号から議第95号まで）	31
○散 会（午前10時43分）	31

12月13日（火曜日）第3号

○議事日程	33
○本日の会議に付した事件	33
○出席議員	33
○欠席議員	33
○説明のため出席した者の職氏名	33
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	34
○開 議（午前10時00分）	35
○日程第1 一般質問	35
1. 9番 山崎 通議員質問	35
(1) いじめ問題の取り組みについて	35
早川学校教育課長答弁	35
伊藤教育長答弁	36
山崎 通議員質問	38
伊藤教育長答弁	39
(2) 自治会のあり方について	40
太田総務課長答弁	40
山崎 通議員質問	42
林市長答弁	43

山崎 通議員発言	44
2. 12番 石神 真議員質問	44
(1) ふるさと納税について	44
太田総務課長答弁	45
石神 真議員質問	46
太田総務課長答弁	47
石神 真議員質問	48
林市長答弁	49
(2) 山県消防の広域化について	49
林市長答弁	50
石神 真議員質問	51
林市長答弁	52
石神 真議員発言	53
○休 憩 (午前11時13分)	53
○再 開 (午前11時30分)	54
3. 5番 郷 明夫議員質問	54
(1) 発注業務における地元業者優先と発注方法について	54
宇野副市長答弁	56
郷 明夫議員質問	57
宇野副市長答弁	58
郷 明夫議員質問	59
宇野副市長答弁	59
○休 憩 (午前11時57分)	60
○再 開 (午後 1 時00分)	60
4. 3番 古川雅一議員質問	60
(1) 生徒減少期における中学部活動の活性化について	60
伊藤教育長答弁	61
(2) 小中学生の通学路の安全確保について	63
早川学校教育課長答弁	64
長野建設課長答弁	65
古川雅一議員質問	66
宇野副市長答弁	67

古川雅一議員発言	67
○休憩（午後1時32分）	68
○再開（午後1時45分）	68
5. 4番 加藤義信議員質問	68
（1）子育て世代包括支援センターの設置について	68
藤田健康介護課長答弁	69
加藤義信議員質問	70
藤田健康介護課長答弁	70
桐山福祉課長答弁	71
加藤義信議員質問	71
林市長答弁	72
（2）「企業版ふるさと納税」について	72
久保田企画財政課長答弁	73
加藤義信議員質問	75
久保田企画財政課長答弁	76
加藤義信議員発言	77
○散会（午後2時18分）	78

12月14日（水曜日）第4号

○議事日程	79
○本日の会議に付した事件	79
○出席議員	79
○欠席議員	79
○説明のため出席した者の職氏名	79
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	80
○開議（午前10時00分）	81
○日程第1 一般質問	81
6. 1番 寺町祥江議員質問	81
（1）妊娠出産から子育てまで、切れ目のない支援を	81
藤田健康介護課長答弁	82
寺町祥江議員質問	83
藤田健康介護課長答弁	83

寺町祥江議員質問	84
藤田健康介護課長答弁	85
(2) 平成29年度当初予算編成について	85
林市長答弁	85
寺町祥江議員質問	87
久保田企画財政課長答弁	87
寺町祥江議員質問	88
林市長答弁	89
7. 7番 村瀬誠三議員質問	89
(1) 市職員の勤務環境及び勤務時間について	89
太田総務課長答弁	91
早川学校教育課長答弁	93
村瀬誠三議員質問	94
太田総務課長答弁	95
○休憩 (午前10時56分)	97
○再開 (午前11時10分)	97
太田総務課長答弁	97
(2) 財政の健全化及び将来への期待について	97
久保田企画財政課長答弁	99
林市長答弁	101
○休憩 (午前11時26分)	102
○再開 (午前11時26分)	102
林市長答弁	102
久保田企画財政課長答弁	102
村瀬誠三議員質問	103
久保田企画財政課長答弁	104
村瀬誠三議員発言	104
8. 2番 加藤裕章議員質問	104
(1) 小学校の遊具について	104
早川学校教育課長答弁	105
伊藤教育長答弁	106
加藤裕章議員質問	107

伊藤教育長答弁	109
○休 憩（午前11時52分）	110
○再 開（午前11時52分）	110
早川学校教育課長答弁	110
加藤裕章議員発言	110
○散 会（午前11時54分）	110

12月16日（金曜日）第5号

○議事日程	111
○本日の会議に付した事件	113
○出席議員	116
○欠席議員	116
○説明のため出席した者の職氏名	116
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	117
○開 議（午前10時00分）	118
○日程第1 常任委員会委員長報告	118
○日程第2 委員長報告に対する質疑	119
○日程第3 討 論（議第81号から議第95号まで）	120
7番 村瀬誠三議員反対討論	120
1番 寺町祥江議員反対討論	121
○日程第4 採 決（議第81号から議第95号まで）	122
○日程第5 発議第3号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の 拡充を求める意見書について	125
石神 真厚生文教常任委員会委員長趣旨説明	125
○日程第6 質 疑	126
○日程第7 討 論	126
9番 山崎 通議員賛成討論	127
○日程第8 採 決	128
○閉 会（午前10時35分）	128
○会議録署名者	128

平成28年11月28日

山口市議会定例会会議録

(第 1 号)

平成28年第4回

山縣市議会定例会会議録

第1号 11月28日(月曜日)

○議事日程 第1号 平成28年11月28日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 諸般の報告について
 - 日程第4 議第80号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第5 質 疑
 - 日程第6 討 論
 - 日程第7 採 決
 - 日程第8 議第81号 山縣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第9 議第82号 山縣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第10 議第83号 山縣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第11 議第84号 山縣市税条例の一部を改正する条例について
 - 日程第12 議第85号 山縣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - 日程第13 議第86号 山縣市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
 - 日程第14 議第87号 山縣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第15 議第88号 平成28年度山縣市一般会計補正予算(第3号)
 - 日程第16 議第89号 平成28年度山縣市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
 - 日程第17 議第90号 平成28年度山縣市介護保険特別会計補正予算(第3号)
 - 日程第18 議第91号 平成28年度山縣市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
 - 日程第19 議第92号 平成28年度山縣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
 - 日程第20 議第93号 平成28年度山縣市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
 - 日程第21 議第94号 平成28年度山縣市水道事業会計補正予算(第1号)
 - 日程第22 議第95号 指定管理者の指定について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議第80号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 質 疑
- 日程第6 討 論
- 日程第7 採 決
- 日程第8 議第81号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第82号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第83号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第84号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第85号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第86号 山県市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第87号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第88号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議第89号 平成28年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議第90号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議第91号 平成28年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議第92号 平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議第93号 平成28年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議第94号 平成28年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議第95号 指定管理者の指定について

○出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 寺 町 祥 江 君 | 2番 | 加 藤 裕 章 君 |
| 3番 | 古 川 雅 一 君 | 4番 | 加 藤 義 信 君 |
| 5番 | 郷 明 夫 君 | 6番 | 操 知 子 君 |
| 7番 | 村 瀬 誠 三 君 | 9番 | 山 崎 通 君 |
| 10番 | 吉 田 茂 広 君 | 11番 | 上 野 欣 也 君 |

12番 石 神 真 君

13番 武 藤 孝 成 君

14番 藤 根 圓 六 君

○欠席議員（1名）

8番 福 井 一 徳 君

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	伊 藤 正 夫 君	総 務 課 長	太 田 智 倫 君
企 画 財 政 課 長	久 保 田 裕 司 君	税 務 課 長	石 神 彰 君
市 民 環 境 課 長	奥 田 英 彦 君	福 祉 課 長	桐 山 藤 夫 君
健 康 介 護 課 長	藤 田 弘 子 君	産 業 課 長	山 田 和 哉 君
建 設 課 長	長 野 裕 君	水 道 課 長	大 西 敏 彦 君
ま ち づ くり ・ 企 業 支 援 課 長	鷺 見 秀 夫 君	会 計 管 理 者	江 口 弘 幸 君
消 防 長	藤 根 好 君	学 校 教 育 課 長	早 川 剛 君
生 涯 学 習 課 長	梅 田 義 孝 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	竹 村 勇 司	書 記	宇 野 照 泰
書 記	鷺 見 芳 文		

午前10時00分開会

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第4回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上野欣也君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、7番 村瀬誠三君、9番 山崎 通君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（上野欣也君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの19日間とし、11月29日から12月4日、6日から12日及び15日を休会にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から12月16日までの19日間とし、11月29日から12月4日、6日から12日及び15日を休会とすることに決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（上野欣也君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成28年9月から11月に執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告をいたします。

8月31日に岐北衛生施設利用組合議会第2回定例会が開催され、関係議員と出席しました。会議では平成27年度決算などの議案を審議し、原案のとおり可決されました。

10月21日に岐阜地域児童発達支援センター組合議会第2回定例会が開催され、会議では平成27年度決算などの議案を審議し、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 議第80号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（上野欣也君） 日程第4、議第80号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成28年山県市議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、師走も迫りまして大変お忙しい中、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

私が就任して以来、力を注いでいる施策の1つに企業支援がございます。平成27年の10月に策定をいたしました山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、みんなが活躍するために地域産業の活性化、企業誘致により地域の活性化と雇用の拡大を図っていくことといたしております。

市では企業誘致先の候補地の1つといたしまして、高富の武士ヶ洞地内に誘致を進めてきましたが、このたび進出を希望される企業から進出に伴う協力の御依頼がございました。

進出を希望された企業は、岐阜市の会社で移転に必要な約3万平方メートルの用地を会社が取得できることを移転の条件といたしまして、本社、工場及び県内の事業所を移転する計画でございます。

市といたしましても進出に伴う本社、工場等の移転に必要な事項について協力をさせていただくこととし、本定例会におきまして一般会計の補正予算（第3号）におきまして、工場用地基盤整備調査に係る費用を計上させていただいております。この事業が成就するよう、地域の皆様、また議員の皆様にも格段の御配慮をいただきますことをお願い申し上げます。

さて、平成28年の3月の岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会による審議のまとめでは、普通科高校、普通科系専門学校の特色化による魅力ある高校づくりや、現在3学級以下または少子化の影響により将来3学級となることが見込まれる高校の再編統合による高校の枠組みの見直しによりまして、高校の特性や学科配置のバランスなどを考慮した教育環境の整備による魅力ある高校づくりが提言されております。

そこで、先週でございますけれども、11月24日に地域が主体的に高校活性化にかかわり、地域での存続意義を関係者で共有し、魅力ある高校づくりを高校と地域の皆さんとで検討、実施していくため、県議会議員、市議会議員、地元の自治会、産業界、経済界、学校関係者、市及び教育委員会で構成する委員によりまして、「山高 MIRAI（未来）プロジェクト」が設置されました。

山県高校は、開校以来、多くの卒業生が地元企業に就職するなど、地域と密接し、身近な関係がございます。地域の将来の人材育成の役割を担っていただいております。市といたしましても、市内唯一の県立高校である山県高校の未来、子供たちの未来のために、地域とともに魅力と活力のある高校づくりを行うため、支援をさせていただきますので、議員各位を初め、関係機関の皆様の御理解と御協力をお願いするものでございます。

また、地域の課題の解決、地域の活性化及び人材育成など、さまざまな分野で包括的な連携を図っていくため、包括連携協定を、平成26年度には岐阜女子大学と、本年度には7月1日に岐阜大学と、8月10日には岐阜経済大学、10月19日には中部学院大学及び中部学院大学短期大学部と締結をさせていただきました。

この包括連携協定より岐阜女子大学からは、若い女性の視点によります伊自良湖、香り会館の改修等の提案をいただいておりますし、空き家の活用のための改修案の提案をいただくことにもなっております。

市といたしましても、その分野に精通した若者の知恵をおかりして、より有効な施策を実施していく所存でございます。

また、10月27日から11月15日にかけて、市民座談会を市、自治会連合会との共催によりまして、市内6箇所の会場において開催し、皆様にさまざまな御意見、御要望をいただきました。

皆様より頂戴いたしました御意見、御要望は今後の市政に反映させ、市のまちづくりの基本理念であります、安心して快適な住みよいまちづくりを目指し、取り組んでまいりますので、議員各位を初め、関係機関並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしております案件を御説明させていただきます。

本日提案いたしております案件は、人事案件1件、条例案件7件、補正予算案件7件、その他の案件1件の計16案件でございます。

それでは、ただいま上程されました1案件につきまして、御説明を申し上げます。

資料ナンバー1、議第80号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、山県市の人権擁護委員8名のうち1名の方が平成29年3月31日をもって任期満了となることから、山県市笹賀にお住まいの早矢仕昌子氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。任期は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間でございます。

早矢仕氏は、人権擁護の重要性を認識され、住民の信頼も厚く、人格、見識ともに適任でありますので、人権擁護委員の候補者として推薦しようとするものでございます。

十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○議長（上野欣也君） 暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時12分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 質疑

○議長（上野欣也君） これより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第80号は、会議規則37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、議第80号は委員会の付託を省略することに決定されました。

日程第6 討論

○議長（上野欣也君） 日程第6、討論。

ただいまから、討論を行います。

討論はありませんか。

最初に、反対討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 賛成討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第7 採決

○議長（上野欣也君） 日程第7、採決。

ただいまから、議第80号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定されました。

日程第8 議第81号から日程第22号 議第95号まで

○議長（上野欣也君） 日程第8、議第81号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第82号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第83号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第84号 山県市税条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第85号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第86号 山県市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について、日程第14、議第87号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第88号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第3号）、日程第16、議第89号 平成28年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第17、議第90号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第18、議第91号 平成28年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第19、議第92号 平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第20、議第93号 平成28年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第21、議第94号 平成28年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）、日程第22、議第95号 指定管理者の指定について、以上15議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました15案件につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、2ページの議第81号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁

償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、また4ページの議第82号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成28年8月の人事院の給与改定に関する勧告に準拠して、平成28年12月以降に支給する市議会議員の期末手当、または特別職の期末手当の支給率を引き上げるため、改正するものでございます。

次に、6ページの議第83号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議第81号、議第82号と同じく、人事院の給与改定に関する勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴いまして、本市の一般職職員の給与においても国に準じた措置を講ずるため改正するものでございます。

次に、14ページの議第84号 山口市税条例の一部を改正する条例につきましては、所得税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、外国居住者等に係る特例適用利子等について、市民税の所得割を分離課税する特例を規定するため改正するものでございます。

次に、19ページの議第85号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、議第84号と同じく、所得税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、市民税で分離課税される特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる所得金額に含める課税の特例を規定するため改正するものでございます。

次に、22ページの議第86号 山口市水道事業給水条例等の一部を改正する条例につきましては、水道料金、簡易水道料金、農業集落排水使用料及び公共下水道使用料の徴収月を毎月徴収から隔月徴収へ改めるため、山口市水道事業給水条例、山口市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例、山口市下水道条例の一部を改正するものでございます。

次に、24ページの議第87号 山口市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団組織の再編成に伴い団員定数を条例定数の540に維持しつつ、基本消防団員定数を減少させ、機能別消防団員を増員させることで消防力の維持を図るため改正するものでございます。

条例案件につきましては、以上でございます。

続きまして、今般の補正予算について御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー3、議第88号 平成28年度山口市一般会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、1億9,599万2,000円を追加し、その総額を126億9,423万8,000円とするほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をしようとするもの

でございます。

その内容は、人事院勧告関係による給与等の改正に係るのもの、国の第2次補正予算関係に係るもの、それ以外のものと、大きく3つに分けられます。

まずは、11ページ以降、歳出から款ごとに順次御説明を申し上げます。

11ページの議会費46万6,000円の追加、また13ページまでの総務費142万3,000円の追加は、基本的には今般の給与改正に伴うものなどでございます。

13ページ以降の民生費3,824万8,000円の追加については、給与改正以外のものについて御説明を申し上げます。

臨時福祉給付金9,894万7,000円の追加は、平成26年4月の消費税率引き上げによる影響緩和のために低所得者に対して交付する、いわゆる簡素な給付金のことでございます。今般の消費税の引き上げが2年半延期されたことを踏まえ、国で成立した第2次補正予算に係るもので、1期半年、5期分の1人1万5,000円分の支給分と事務費の追加補正でございまして、財源は全額国庫補助金を計上し、別途繰越明許費も計上をいたしております。

老人福祉費にあります8,076万7,000円の減額は、本年度当初、見込んでおりました地域密着型施設整備の国庫補助金について、本年度中に整備される事業者がないため、減額しようとするものでございます。

その次の介護ロボット導入促進事業補助金556万円は、国の前年度補正予算で確保されたものでありまして、介護施設等への介護ロボットの導入支援補助金で、財源は全額国庫補助金を計上いたしております。

16ページの児童福祉総務費20万4,000円、母子福祉費146万円、保育園費30万9,000円の国庫、国県補助金、負担金返還金は、いずれも前年度の精算返還金額等でございます。

18ページ以降の衛生費350万4,000円の減額は、給与改正関係のものでございます。農林水産業費1,120万7,000円の追加につきましては、給与改正以外のものについて御説明を申し上げます。

19ページの農地利用集積モデル地域支援事業補助金400万円は、本年10月に設立されました農事組合法人あおなみへの補助金であり、全額県補助金を見込んでおります。

20ページの県営かんがい排水事業負担金208万1,000千円の追加は、国の第2次補正予算を受け、県が東沖地内の事業費を増額させる見込みのため、市の負担率13%分を追加しようとするものでございます。

次に、農地中間管理機構集積協力金425万円の追加は、1,000平方メートルに当たり5万円の補助金について、青波地区で集積見込みの約8万5,000平方メートルを追加しよう

とするもので、全額県補助金を見込んでおります。

20ページ以降の商工費4,799万5,000円の追加については、給与改正以外のものについて御説明を申し上げます。

21ページの工場用地基盤整備調査設計委託料4,788万5,000円は、市内の企業支援・誘致を推進するため、進入路を整備するための詳細設計委託料でございます。今般の補正予算では、高富、武士ヶ洞地内への進入路と、岩佐地内の馬坂周辺の道路整備等の分を計上いたしております。その財源は、現在のところ合併特例債を見込んでおり、別途繰越明許費も計上いたしております。

次に、同じく21ページの土木費182万4,000円、22ページ以降の消防費94万3,000円の追加は、基本的には今般の給与改正に伴うものなどでございます。教育費9,739万円の追加について、給与改正以外のものを御説明申し上げます。

国においては、公立学校等の環境整備費として、1,400億円余りの第2次補正予算が成立いたしました。そのことを踏まえまして、本市におきましても、多くの議員の皆様方から御提言いただいております空調設備について再検討いたしました。結論的には、従来考えていた全館空調型ではなく、国の補助基準額に合った個別方式の簡易なものにして、維持管理費の増加の抑制のため、照明をLED化しようという考え方に至っております。つまり、市内にある全小中学校の一定の教室に空調機を設置し、校舎と体育館の照明はLED化しようということでございます。

そこで、今般の補正につきましては、まず、23ページの小学校管理の委託料1,150万円は、9つの小学校の空調機設置と照明LED化のための設計委託料でございまして、その財源は合併特例債を計上いたしております。

次に、工事請負費2,400万円は、伊自良北小学校といわ桜小学校の体育館トイレ改修分でございます。これは、国の第2次補正予算を踏まえまして交付決定された国庫補助に係るものでございまして、財源は国庫補助金や補正予算債等を計上いたしております。

24ページの中学校管理の委託料400万円は、3中学校の空調機の設置と照明LED化のための設計委託料でございまして、その財源は合併特例債を計上いたしております。

次の工事請負費5,400万円は、高富中学校、伊自良中学校及び美山中学校の空調整備分でございます。これは、国の第2次補正予算を踏まえて交付決定された国庫補助に係るものでございまして、財源は国庫補助金や補正予算債、合併特例債等を計上いたしております。なお、これらの小中学校の予算に関しましては、別途繰越明許費も計上いたしております。

続きまして、9ページ以降の歳入について御説明を申し上げます。

国庫補助金は、臨時福祉給付金、介護ロボット導入補助金と小学校のトイレ改修と中学校空調整備に対する補助金でございます。

県補助金は、地域密着型施設補助金の減額のほか、スマートダイエツト教室事業と名山めぐり事業への清流の国ぎふ推進補助金、農事組合法人あおなみ関連の補助分でございます。

財政調整基金繰入金2,859万5,000円は、今般の補正に伴いまして必要となる財源分を計上いたしております。

10ページの市債1億1,340万円の追加は、後年度に普通交付税措置のある補正予算債として学校教育施設等整備事業債3,940万円、同じく後年度に普通交付税措置のある合併特例債7,400万円を追加しております。

続きまして、5ページの第2表繰越明許費は、今般の歳出予算補正に係る臨時福祉給付金、工場用地基盤整備調査設計委託、学校整備関連のものほか、当初予算で議決済みの山県ターミナル整備事業業務委託について、本年度内に支払いが終わらない可能性のある金額を計上いたしております。

第3表の債務負担行為補正は、別議案で上程しております市有線テレビ放送施設に係る、平成29年度から平成33年度までの5年間の指定管理料について、3,635万3,000円を限度額として債務負担行為を追加しようとするものでございます。

6ページの第4表地方債補正について、合併特例債は工場用地基盤整備調査設計委託4,540万円、小中学校整備2,860万円を追加し、補正予算債となる学校教育施設等整備事業債で、3,940万円を追加いたしております。

27ページ以降の給与費明細書をごらんいただきますと、今般の給与改正は、平均で0.2%アップの改定で、勤勉手当0.1月分の増加やその後の人事異動等の要因を合計して、一般職の人件費は1,334万6,000円の増加となっております。なお、30ページに債務負担行為の調書、31ページには地方債限度額変更後の調書を添付させていただいております。

続きまして、33ページの議第89号 平成28年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、既定の歳入歳出予算の総額に378万9,000円を追加し、その総額を40億4,422万7,000円とするものでございます。

39ページにございますように、前期高齢者納付金の本年度の確定と、前年度の療養給付費負担金、特定健診及び保健指導負担金の確定に伴います精算返還金でございまして、その財源は、前年度繰越金と国民健康保険基金繰入金を計上いたしております。

これ以降、4つの特別会計と1つの企業会計につきましては、いずれも人事院勧告に伴うものばかりでございます。

まず、41ページの議第90号 平成28年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に25万6,000円を追加し、その総額を25億2,888万1,000円とするものでございまして、その財源は一般会計繰入金を計上いたしております。

51ページの議第91号 平成28年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に8万6,000円を追加し、その総額を1億967万円とするものでございまして、その財源は簡易水道基金繰入金を計上いたしております。

次に、61ページの議第92号 平成28年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額から5,000円を減額し、その総額を4億8,016万3,000円とするもので、その余剰分は、一般会計繰入金を減額計上いたしております。

71ページの議第93号 平成28年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に9万8,000円を追加し、その総額を11億3,834万3,000円とするもので、その財源は、一般会計繰入金と前年度繰越金を計上いたしております。

次に、81ページの議第94号 平成28年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出に22万円、資本的支出に13万6,000円を追加するとともに、業務の予定量と職員給与費を補正いたしております。また、今般の補正後の予定貸借対照表、予定キャッシュフロー計算書等も添付いたしております。

続きまして、資料ナンバー1、25ページの議第95号 指定管理者の指定につきましては、山口市有線テレビ放送施設の指定管理期間が平成28年度末で終了することから、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間、シーシーエヌ株式会社を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（上野欣也君） 御苦労さまでした。

○議長（上野欣也君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、12月5日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時40分散会

平成28年12月 5 日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第2号 12月5日(月曜日)

○議事日程 第2号 平成28年12月5日

日程第1 質 疑

- 議第81号 山 県 市 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 、 費 用 弁 償 及 び 期 末 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第82号 山 県 市 常 勤 の 特 別 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第83号 山 県 市 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第84号 山 県 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第85号 山 県 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第86号 山 県 市 水 道 事 業 給 水 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第87号 山 県 市 消 防 団 員 の 定 員 、 任 免 、 給 与 、 服 務 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第88号 平 成 28 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)
- 議第89号 平 成 28 年 度 山 県 市 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)
- 議第90号 平 成 28 年 度 山 県 市 介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)
- 議第91号 平 成 28 年 度 山 県 市 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
- 議第92号 平 成 28 年 度 山 県 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
- 議第93号 平 成 28 年 度 山 県 市 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)
- 議第94号 平 成 28 年 度 山 県 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
- 議第95号 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

日程第2 委 員 会 付 託

- 議第81号 山 県 市 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 、 費 用 弁 償 及 び 期 末 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第82号 山 県 市 常 勤 の 特 別 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第83号 山 県 市 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第84号 山 県 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第85号 山 県 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

議第86号	山県市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
議第87号	山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
議第88号	平成28年度山県市一般会計補正予算（第3号）
議第89号	平成28年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第90号	平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第91号	平成28年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第92号	平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議第93号	平成28年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第94号	平成28年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
議第95号	指定管理者の指定について

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第81号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第82号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第83号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第84号	山県市税条例の一部を改正する条例について
議第85号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第86号	山県市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
議第87号	山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
議第88号	平成28年度山県市一般会計補正予算（第3号）
議第89号	平成28年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第90号	平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第91号	平成28年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第92号	平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議第93号	平成28年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第94号	平成28年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
議第95号	指定管理者の指定について

日程第2 委員会付託

- 議第81号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第86号 山県市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 議第87号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第88号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第89号 平成28年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第90号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第91号 平成28年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第92号 平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第93号 平成28年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第94号 平成28年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第95号 指定管理者の指定について
-

○出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 寺町祥江君 | 2番 | 加藤裕章君 |
| 3番 | 古川雅一君 | 4番 | 加藤義信君 |
| 5番 | 郷明夫君 | 6番 | 操知子君 |
| 7番 | 村瀬誠三君 | 9番 | 山崎通君 |
| 10番 | 吉田茂広君 | 11番 | 上野欣也君 |
| 12番 | 石神真君 | 13番 | 武藤孝成君 |
| 14番 | 藤根圓六君 | | |
-

○欠席議員（1名）

- 8番 福井一徳君
-

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏 優 君	副市長	宇 野 邦 朗 君
教育長	伊 藤 正 夫 君	総務課長	太 田 智 倫 君
企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	石 神 彰 君
市民環境課長	奥 田 英 彦 君	福祉課長	桐 山 藤 夫 君
健康介護課長	藤 田 弘 子 君	産業課長	山 田 和 哉 君
建設課長	長 野 裕 君	水道課長	大 西 敏 彦 君
まちづくり・企業支援課長	鷺 見 秀 夫 君	会計管理者	江 口 弘 幸 君
消防長	藤 根 好 君	学校教育課長	早 川 剛 君
生涯学習課長	梅 田 義 孝 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書記	宇 野 照 泰
書記	鷺 見 芳 文		

午前10時00分開議

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

○議長（上野欣也君） 日程第1、質疑。

質疑は、11月28日に議題となりました議第81号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから議第95号 指定管理者の指定についてまでの15議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番、村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） おはようございます。

それでは、質問をさせていただきます。

まず1番目、臨時福祉給付金（経済対策分）給付について、お尋ねします。

資料3のページ5、それからページ14から15にまたがっているんですが、臨時福祉給付金（経済対策分）給付とはどのような事業なのか。それから、これは国の交付決定になりますけれども、国の交付決定はいつか。それから、事業開始及び事業終了の予定はいつかということをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上野欣也君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 御質問にお答えします。

1点目の臨時福祉給付金、経済対策分の事業につきましては、平成26年4月の消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して軽減税率の導入を行うまでの間の暫定的、臨時的な措置として給付金を支給するもので、平成28年1月1日現在において住民基本台帳に記録されている方で市町村民税が非課税の方を対象に1人につき1万5,000円を支給するものでございます。なお、対象者につきましては6,016人を見込んでいます。

2点目の交付決定日につきましては、いまだ通知をいただけていませんので、明確な日にちは申し上げることができませんが、来年の2月ごろになるのではないかと予想しております。

3点目の事業開始と終了予定につきましては、来年2月末に対象者に通知をいたしまして、3月上旬から申請の受付を開始し、8月末を申請期限としたいと考えております。したがって、対象者への給付は翌年度となりますので、給付金の全額と、一部の事

務費等、郵便代とか振込手数料などですが、翌年度へ繰り越すよう、5ページにあります繰越明許費を計上させていただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

それでは、低所得者へのフォローということをお伺いしました。十分な調査をしていただいて不正のないようにしていただきたいというふうに思います。

続きまして、工事請負費に係る工期について、資料が3のページ5、それからページ23、ページ24についてお尋ねします。

工事内容は、空調設備設置、それからLEDの照明取りかえ工事というふうに聞いておりますが、こういうのは標準工期というのがあるのかどうかということ。それから、先ほどと同じように国の交付決定はいつごろか。それから、契約決定方法、一般競争入札であるとか、指名競争入札という、いろいろな方法があると思うんですけども、どのような方法でやられるのか。それから、発注時期及び工事完成予定はいつごろかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 早川学校教育課長。

○学校教育課長（早川 剛君） 失礼します。

工事請負費に係る工期について、お答えをします。

1つ目の空調設備設置及びLED照明取りかえ工事における標準工期はあるのかについてですが、今回の工事種別は改修工事に当たり、学校施設を使用しながら工事を行う計画であります。そのため工事を進めるに当たり、工事範囲や時間等の制約がってきます。工事内容もさまざまなため、標準工期はございません。

ただ、学校の児童・生徒や教職員の安全を第一優先とし、通常の教育活動の妨げにならないよう、工期も含めて学校や工事関係者との十分な打ち合わせが不可欠であると認識をしております。

2つ目の交付決定はいつかについてですが、平成28年11月16日でございます。交付決定対象事業は、中学校3校の空調設備設置工事と小学校2校のトイレ改修工事となります。

3つ目の契約方法、発注時期、工事完成予定はいつかについてですが、空調設備設置及びLED照明取りかえ工事とも、契約方法は指名競争入札、発注時期は平成29年度第1・四半期、全ての工事完了予定は平成29年度第4・四半期を計画しております。その中で、山口市の子供たちが、少しでもよりよい学校環境で学習やさまざまな活動に取り

組むことができるよう、早期に工事が完了した学校より稼働できるよう努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

今の答弁で僕の聞き間違いがなければ、11月16日が国の交付決定だということであれば、今年度これからある冬休み、春休みにおける工事も可能ではないかなというふうな疑問を抱いております。もしそういうことで、例えば工事は、どうしても学校関係ですから、休みの期間を利用されると思います。ただ、この時点で繰り越しの一覧を見ますと、金額には頼ることはないかもしれませんが、5ページの金額を見ますと、400万という額も繰り越されております。このような額が例えば交付決定後その冬休み、春休みにおいてできないというのが今からもう繰り越しができていたというのはなかなか私には理解しがたいところがございます。これは全体的なことは言えるんですが、5ページの繰り越しについて、やっぱり繰越理由というのがなければ、議会にただこれだけ繰り越しましたからお願いしますじゃなくて、やっぱり理由がそれぞれ書いていただくのが今後適当ではないかなと私個人は思っております。

ですから、繰り越しに関しては何が何でもこれは反対をするつもりはありません。繰り越ししたほうがいい場合が随分僕も経験上あります。しかし、その繰越内容を何も明記しないで繰り越しを認めてねというのはちょっと議会に対して失礼ではないかなと僕は個人的に思っておりますので、今後は対策を考えていただきたいというふうに思います。答弁は要りません。

続きまして、同じく資料3のページ15に参ります。

地域密着型サービス等整備助成費等補助金について、これは貴重な国費であります。不執行にしたいきさつは何でしょうか。また、当初予算編成の段階で事業推進の可能性について、判断をされたのではないかなと思うんですが、そこら辺はどういうふうだったのでしょうか。

それから、関連事業者との連携や一般への告知不足ではないかなというふうに思いますけれども、そこら辺の考え方を教えてください。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

議第88号、一般会計補正予算、地域密着型サービス等整備助成費等補助金の減額につきましては、山口市高齢者福祉計画第6期の中に、在宅生活の支援として、地域密着型

サービスの利用の促進を上げ、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの増床と、小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト型、新設18人の施設整備が計画されています。

小規模多機能型居宅介護事業所は、市内に1事業所、認知症対応型共同生活介護、グループホームは市内に4事業所ございます。第6期の計画で、市内の事業所の事情を聞き取り、市内の小規模の事業所の希望を優先させる施策として、新規ではなく増床を計画に盛り込んだものでございます。

小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、計画の折に増床の要望がありました事業所が、公募をする段階になりまして、増床を望まないとして公募してきませんでした。

認知症対応型共同生活介護、グループホームにつきましても、計画時に要望した事業所は増床を望まず、その他の事業所が1社のみ公募し、選定の結果、決定いたしました。その後、介護職員の確保や入所者の満床の見込みなど、経営に懸念があるということで、建設の取り下げを申し出たものでございます。

公募は、市のホームページに掲載いたしました。それ以外に市内の事業所には個々に連絡をとり、周知をいたしました。

今年度中は完成は見込めないということ、介護現場の雇用状況、利用者の要望が変わっていること、そういったことを考慮しまして、施設整備につきましては、高齢者施策検討委員会でも御了承をいただき、来年度策定予定の第7期高齢者福祉計画の中で検討していくということになりました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

細かく追及するのは避けるとして、一般論で申し上げますと、こういう国の特にこれ、金額がでかいですね、約8,000万ですか。その金額について申請しておいて却下するということになると、関係機関があります。具体的に言いますと県ですとか、地域へのそういういろんな機関に非常に迷惑がかかる可能性が僕はあると思うんですね。ほかの補助金にも今後、例えばそういう申請をしておいて却下するということになると、影響が出るのではないかなという懸念をしております。ですから、この質問のように、最初に事業者との連携を先にとって、しっかりこの事業を受けても実行できるんだというような確認をとりながら進めるべきではないかなと思いますけれども、今の答弁の中で例えば一般の方にはホームページで確かに掲載したかもしれませんが、

事業者との段階で公募してもらうように多分話されたと思うんですけども、その時点で可能性の有無については判断されたかどうか、再質問で1回だけお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

先ほど申しましたように、計画を策定する段階では要望がございました。今年度に入りましてからは、やはり満床になっていないグループホームがあったりと、介護の従業員の確保ができないと、そういうことで補助金をもらって建設しても経営がうまくいかなくなるので、昨年度県に予算を要望する段階では立てる予定のあったところが公募の段階になって手をおろしてきたというものでございます。

もともと市内の小さな事業所さんを守るということも含めて、増床という形にしてありましたので、新しく市外のところへ新規で募集するということはしませんでした。そこについても高齢者施策検討委員会の中できちんとお話をさせていただいて、今の現状をもう一度よく見て第7期で考えていくということになりました。

ちなみに県のほうは要望の段階で、山口市は要望はあります、これから公募をしていきますということで申請のほうはまだ全くいたしていないという状況で不用額になります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

多分そういうふうな県の話かもしれませんが、全体に波及効果というか、負の影響がある可能性があります。今後、十分注意していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（上野欣也君） 暫時休憩します。

午前10時15分休憩

午前10時15分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

村瀬誠三君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番、藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） それでは、通告に従いまして、2点質問させていただきます。

1つは、議第88号 平成28年度山口市一般会計補正予算（第3号）の中で、10ページ、

資料3-2のほうも関係してくると思うんですが、その歳入の中の資産についてを教育債と合併特例債の補助率と、そしてこの中で、市債の中で、教育債と合併特例債に分けた理由、そのことをちょっと教えていただきたいと思います。

このことは、資料3-2のほうを指しているんですけども、学校教育課長にお願いいたします。

○議長（上野欣也君） 早川学校教育課長。

○学校教育課長（早川 剛君） それでは、市債について、お答えをします。

今回の学校施設整備事業、伊自良北小学校、いわ桜小学校の体育館トイレ改修事業及び3中学校の空調設備整備事業に当たり、その財源として、国庫補助金のほか、後年度財源措置のある有利な地方債を最大限活用しようとしたものです。

具体的には、まず、国庫補助対象分については、100%充当可能で、50%交付税措置となります補正予算債としての教育債を活用しようとしております。国庫補助対象外分につきましては、95%充当可能で、70%交付税措置となります合併特例債を活用しようとするものです。なお、実質的には、こちらのほうが有利なので、全て合併特例債を活用することも考えられますが、市におけるその他の事業も考慮した上で、財政サイドとも協議し、今回計上をさせていただきました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） わかりました。

それでは、2件目に参ります。

同じく資料番号3のページ17の民生費、児童福祉、児童福祉総務、国庫補助金返還金の中で、保育ということですけども、現在何人いるか、山県市のほうへ入ってくるほうとまた逆に山県市が他市に面倒を見えてみるところ、ちょっとその数も教えていただきたいと思います。

○議長（上野欣也君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 御質問にお答えします。

保育園の国及び県負担金の返還金30万9,000円でございますが、広域保育に係る分でございます。これの広域保育を利用された園児は、認定こども園が2名、私立保育園が4名の合計6名でございます。

この方々の当初の負担対象額を284万円としていたものが、実際は242万8,876円で41万1,124円減少したことにより返還金が生じたもので、この額の2分の1が国庫負担金、4分の1が県費負担金の返還額でございます。

今年度、広域保育を利用してみえる方につきましては、認定こども園が1人、私立幼稚園が1人、私立保育園が4人、私立小規模保育施設が1人、合計7人でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 了解しました。

以上です。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 議第86号の山県市水道事業給水条例等の一部を改正する条例についてですけど、これは全協のときに伺ったのでいいかなと思っていたんですが、どうもいまいち理解ができないのであれですが、この改正をすることによって上水が76万円、簡水が11万円、公共下水が15万、農業集落排水が19万でトータルすると100万円ちょっとを1カ月に使っていたのを今度隔月にすると2カ月分になるといって、その経費がものすごい削減できるというふうに聞いたので毎月100万か百二、三十万減るんかなと思ったんですけど、よく考えてみれば2カ月分、1カ月分のやつが2カ月になって半額になるというそれだけのことなんですわ。

五、六百万円は恐らく削減できるという気持ちで、というかそういうのがもくろみで提案されたと思うんですが、このことについて十分なシミュレーションがされたかということ、それから他市町村の事例か何かがあったかということね。それから、どれほどその内容について皆さんで話し合われたか、その3点を伺いたいんですが、これは通告しなくても極めて簡単なことですので、答弁していただければと思いますが、その3点を伺います。

○議長（上野欣也君） 大西水道課長。

○水道課長（大西敏彦君） 質問にお答えします。

他市の事例につきましては、岐阜県で事例を見ましたところ、約半分の市町村が2カ月に1回検針、隔月請求ということをやっております。合併前は高富町においては隔月請求でやられておりましたので、もとに戻るといことになります。あと、もう一つの質問については、審議会において十分協議をした結果、経費の削減になるということで答申をいただいております。

先ほど月15万ではなく、年間のトータルで申し上げた数字ですので、訂正のほうをし

ておいていただければありがたいと思います。

それから、あと隔月請求にすることによって倍になるというのは少し懸念もされましたが、山口市においてほかの税金もございます。後期高齢医療とか、有線テレビ、軽自動車、あと保育料、介護保険料等を含みましてトータルの平均をされておりますので、その中で、水道料金が隔月請求になってもそれほど毎月落ちる金額的には影響がないというところで隔月請求ということで変更させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） ちょっと全協で聞いただけでメモしておいたのですが、1年間でそれだけですか。

○水道課長（大西敏彦君） そうです。

○9番（山崎 通君） そうですか。1年間でそれだけなら……。さっき聞いた五、六百万円というところは大きいなと思って。そんな少額でサービスの低下につながるんやないかなと思って、隔月にすることによって。それについてどうこうと言うわけではありませんが、一番懸念されるのはサービスの低下にならんかとか、それから漏水検査なんかのそういうことにつながっていくのではないかということを懸念しますが、順調にうまくやっていただけるようお願いして質問を終わります。

○議長（上野欣也君） ほかに質疑はありませんか。

石神 真君。

○12番（石神 真君） 通告はしていませんでしたが、ちょっと2点ほどお聞きしたいことがございます。

資料3の19ページ、農業振興の400万。農地利用集積モデル地域支援事業補助金ということですが、美山の青波地区ということで聞いておりますが、内容はどのような内容でこれだけの法人をつくってやるかということでございます。その内容について御説明をお願いします。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

どのように法人をつくるかということにつきましては、もう既に10月に法人はできておまして、その中で地元の農業者の方が代表になりまして、全部で60軒ほど参加をいたしまして、その中で法人をつくったと。農地の利用の集積ということで約8.5ヘクタール、今現在では8.8に膨らんでおるんですが、8.5ヘクタールの農地を集積して、それを

農地中間管理事業を使うことによって、今回の400万というのは県のモデル地域のほうに認定されたということで、岐阜県の中で5地域、岐阜地域とか東濃地域とかそういった中の5地域から1カ所ずつということで岐阜地域からはこの青波が選ばれて400万円をいただくということになりました。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 法人をつくられたのはいいんですが、それはわかっています。モデル地域だから400万円をもらったと、県から。その400万円をもらったモデル地区の青波の法人の内容、よその田んぼをきちっと借りてその田んぼをつくるかなのか、草刈りだけをするかの、守るための法人なのか、その中身をちょっと教えてほしいんです。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 草刈り等については詳細はちょっと今把握しておらんのですが、基本的には皆さんの農地を集めて、皆さんの参加している方の農地を耕作するというふうに理解しております。

以上です。

○議長（上野欣也君） ほかに質疑はございませんか。

吉田茂広君。

○10番（吉田茂広君） それでは、議第87号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、お尋ねをいたします。

今回、支援隊員を100名増加するというので、機能別隊員が178名になりますが、その支援隊員の100名なんですけれども、どういうイメージで支援隊員に入るのかということをお尋ねしたいんですけど、具体的に、例えば私、今岩佐に住んでおります。それで、岩佐に住んでいる人間が、支援隊員になろうと思いますと、岩佐は第9分団だと思うんですけれども、その住居地の分団に所属するのかなというようなこと、まず1点、お尋ねします。

○議長（上野欣也君） 藤根消防長。

○消防長（藤根 好君） では、お答えします。

支援団員につきましては、各分団10名ずつというふうに予定しておりますので、例えば9分団ですと、その9分団の中で10名でございますが、残り1つの地域に偏ることなく、9分団ですと岩佐地区とか中洞地区がございますので、満遍なく10名を確保したいと思っております。

また、年齢はおおむね70歳までで健康な方としておりますので、消防団のOBの方、

または消防職員のOBの方を想定しておりまして、地元で働いている方とか、自営業の方とか、あとは無職の方、平日の昼間に出動可能な方を想定しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 吉田茂広君。

○10番（吉田茂広君） 今、消防団の定員は条例で定められていますけれども、それぞれの第1分団から第10分団、そして機能別の団員に関しては規則で定められていると思うんです。その規則を例えば各分団で機能別の支援隊員を10名ずつというようなことを明記するのか、それとも明記はしないけれども、あくまでも大体目標として10名ずつぐらいを考えているのか、そのあたりいかがでしょう。

○議長（上野欣也君） 藤根消防長。

○消防長（藤根 好君） 支援団員の定数につきましては、規則で明記いたします。あくまでも団員ということで明記いたします。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） ほかに質疑はございませんか。

武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 1点、議第88号のページ21です。武士ヶ洞の工場誘致の関係でちょっとお聞きしたいんですが、この件に関して、現場への導入路、これに関して予算を組まれましたが、これ、組んでいくのはいいんですが、その先の現工業用地として取得される予定の中に、きちっとした取得ができるという方向でやられておるのか、まだまだ懸念するところがあるのか。そこら辺との今の現在の進行状況を教えてください。

○議長（上野欣也君） 鷺見まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（鷺見秀夫君） 御質問にお答えをいたします。

現在、申し出のあった企業から進めてほしいという御要望をいただきました。地権者のほうは、3万平米の農地で進めるということで現在ほぼ9割以上の御賛同は得ております。これからの予定といたしましては、年内に仮契約、農地法とか開発がございますので、今年度中に何とか仮契約まで進め、来年に市との覚書、または協定までいければということでございます。今回補正で出しておりますのは、それに伴います道路改良の詳細設計までということでございます。この詳細設計につきましては、前回、御説明はさせていただきましたが、橋梁等が入っておりますので、新年度ではちょっと間に合わないというようなことがございますので、今回の補正に上げさせていただきました。

以上のように、用地のほうは若干問題はありますが、進んでおるところで何とか年内に仮契約まで進めたいというふうに考えております。

○議長（上野欣也君） 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） あと残っておる地権者の方に慎重な対応をしていかないとんでもないことになりますので、せっかくここまで工業用地としてさらなる会社があったので、これを前向きに進めるためにもアポをしっかりとって前進していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

どうもありがとうございました。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 済みません、今の関連でございますが、今の課長さんの答えだと、もう仮契約をできるだけ早くしていただいて、その事業者さんにあそこへ来ていただくと、武士ヶ洞へ。そのために道路をつくる予算を上げたという中で、もし仮契約でも契約したらあそこの造成に入るわけですね。それは山田市が発注するのか、それとも土地だけきちっとお守りをしてあげて、おたくの会社でやりなさい、好きにつくりなさいよというのと、それ、どちらですか。

○議長（上野欣也君） 鷺見まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（鷺見秀夫君） 御質問にお答えします。

あくまでも今の3万平米の農地の開発につきましては、業者のほうで開発をしていたと、それに伴う支援といたしまして、道路の改良を市のほうが持つということでございます。

以上です。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） ということは、土地、出入り口まではつくりますよ、その後は土地だけ押さえてあるから、勝手につくってくださいと、そういうことですね。

○議長（上野欣也君） 鷺見まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（鷺見秀夫君） 済みません、勝手につくってくださいとは言わなくて、企業支援ということで地権者のほうの取りまとめまでは市のほうが準備しまして、あと、契約からは進出企業のほうでやっていただくということになりますので、今後開発等につきましても、市のほうも協力させていただいて支援をしていくというつもりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） なら市長にお伺いします。

今の課長の話やと、いかにも無責任やないですか。道路はここまでつくったる、土地だけは買収終わって、あとの開発なんかも手伝いますよと。普通ならどこでもそうで

すが、造成をして向こうの大体、ここに来るならどういう形できちっと造成をして、中身は別としますよね。周りだけでもきちっとして、通路をぐるっと回ってやるのが、道路はあとは入り口までつくったって、あとの場内から何から全部1から10までやりなさいよでは、ちょっとこれ不思議かなと。その点について、それで余り詳しく聞きませんが、そういうところはどうかかなということ。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 今の山県市の財政状況からしますと、土地を買って開発して、そしてまたお譲りするということは、非常にリスクが高くなってまいりますので、そういったことから、可能な限り土地をまとめさせていただく。それまでの開発に伴うアクセスの道路の支援をさせていただいて企業誘致を進めてきたわけでございます。この企業誘致の推進の方法としましては、非常に来ていただく側からしますと、普通一般的なら開発された土地があって、単価でこれだけでどうですよということのほうが非常に進出させていただきやすいと思いますが、でも、先ほど申し上げましたように今の山県市の財政状況でそこまでのリスクを負うことは非常に難しいということで、そういった難しい中にもまちづくり支援課を立ち上げまして、いろんな企業の皆さんに御紹介しながら可能な限りの支援をさせていただくということでございます。

先ほど、年度とか年期と言いましたが、今月中におおむね仮契約を地主の全ての方と、3ヘクタールの全ての方と契約を結びたいという非常に決定させていただいて、今までもそれに準備はしてきておりましたけれども、早い段階でそういったスケジュールを進めたいということをおもっておりますし、かなりの確率で進められそうだとおもいますが、あくまでも全ての地権者の方に印鑑をもらうまではなかなか非常に難しいところがございますが、まちづくり・企業支援課でその点、一生懸命仕事を進めておりますので、御期待をしていただきたいと思います。また山県市内に私、四十数年いますけれども、100人規模の、100人近い会社が企業の方に来ていただくことは初めてのことだと思っております。ああいった武士ヶ洞という準工に指定してあっても今までなかなかそういったことは難しかったわけですが、そういった状況もクリアしながらこれからもほかの企業にも来ていただけるような今のような方法で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 普通なら市長の言われる造成したところへどうぞというのはリスクが高い、それは当然わかっています。できないでしょう、やろうと思っても。よっぽどの覚悟がなければ。いや、もう、企業が来ていただけるという言い方でしたので、

それなら最低限度、工場をつくる入り口からその周りの道路ぐらいは市がつくったらどうですかということをおっしゃるだけで、全部きちっとつくりなさいよとおっしゃるわけやないんですよ。その点はどうですか。

○議長（上野欣也君） 石神議員、再々質問が終わっているようですので、申しわけない。質問を変えていただければ結構。

○12番（石神 真君） その答弁が欲しかった。

○議長（上野欣也君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時42分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これをもちまして、議第81号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから議第95号 指定管理者の指定についての15議案に対する質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

○議長（上野欣也君） 日程第2、委員会付託。

議第81号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから議第95号 指定管理者の指定についての15議案は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表とおおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（上野欣也君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

6日、7日は総務産業建設委員会、8日、9日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時より第2委員会室で開催されます。

なお、13日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時43分散会

平成28年12月13日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成28年第4回

山県市議会定例会会議録

第3号 12月13日(火曜日)

○議事日程 第3号 平成28年12月13日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	9番	山崎通君
10番	吉田茂広君	11番	上野欣也君
12番	石神真君	13番	武藤孝成君
14番	藤根圓六君		

○欠席議員(1名)

8番 福井一徳君

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	伊藤正夫君	総務課長	太田智倫君
企画財政課長	久保田裕司君	税務課長	石神彰君
市民環境課長	奥田英彦君	福祉課長	桐山藤夫君
健康介護課長	藤田弘子君	産業課長	山田和哉君
建設課長	長野裕君	水道課長	大西敏彦君
まちづくり・企業支援課長	鷺見秀夫君	会計管理者	江口弘幸君

消 防 長 藤 根 好 君 学 校 教 育 課 長 早 川 剛 君
生 涯 学 習 課 長 梅 田 義 孝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司 書 記 宇 野 照 泰
書 記 鷺 見 芳 文

午前10時00分開議

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（上野欣也君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、学校教育課長と教育長に、同じ質問になりますけれどもお願いしたいと思っています。

全国の小中高校と特別支援学校が認知したいじめは22万4,540件との報告でありました。おおよそ前年比の20%増で、過去最多である。いじめの内容は、からかいや悪口が63.5%で最も多く、たたく、蹴るが22.6%で、仲間外れ、集団による無視が17.6%などあります。

山県市の小中学生の現状を把握されているか。諸問題の対応はどのようなか。まず、学校教育課長から答弁をお願いします。

○議長（上野欣也君） 早川学校教育課長。

○学校教育課長（早川 剛君） 御質問にお答えをします。

平成25年6月、国会にていじめ防止対策推進法が成立し、その中でいじめの定義を、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為、インターネットを通じて行われるものも含まれている、であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものとしております。山県市におきましても、対象児童・生徒が心身の苦痛を感じているものは全ていじめであることを明確にして、取り組みを進めております。

また、山県市学校教育の指針における重点目標に、信頼に満ちた安心・安全な学校づくりを掲げ、いじめはどの学校、どの学級でも起こり得るものとの認識を持ち、いじめの認知件数が少ないからよい、認知件数が多いからよくないという問題ではなく、的確で素早く、誠意ある対応をすること、いじめを認知した場合は、関係者間で情報を共有

し、早急に対策を講じること、以上2点を大切にすよう各学校に指導しております。

議員の御質問の山県市の小中学校の現状については、毎月、全ての学校からいじめ等の状況報告を受けております。また、重大な事案については、その都度連絡を受け、早急に対応を検討するようしております。

平成27年度、児童・生徒1,000人当たりのいじめ出現率は、小学校、全国が23.1件、岐阜県が18.1件、山県市は8.8件でございました。同じく、中学校の全国が17.1件、岐阜県が19.4件、山県市は13.8件でございました。山県市においては、前年度に比べて、この出現率が減少しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 御質問にお答えします。

2点目のいじめにかかわる諸問題の対応について、対応の概要と実際の取り組みから説明をさせていただきます。

1つ目の問題への適切な対応の概要については、平成25年9月に施行された国のいじめ防止対策推進法を踏まえ、山県市いじめ防止基本方針を平成27年5月に策定しております。

この基本方針では、次の6点について示しております。

1点目は、いじめは人間として絶対許されない行為であることや、いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る、どの子もいじめる側、いじめられる側になり得るという、いじめに対する基本認識を示しております。

2点目は、魅力ある学級、学校づくりや、生命や人権を大切にする指導、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進という、いじめの未然防止のための学校の取り組みについて示しております。

3点目は、アンケート調査等による情報収集や教育相談の充実、保護者や関係機関等との連携という、いじめの早期発見、即時対応のための取り組みについて示しております。

4点目は、学校いじめ防止基本方針の策定といじめ未然防止・対策委員会等の設置についてです。その中で、学校いじめ防止基本方針を保護者、地域等に周知すること、校内の学校いじめ未然防止委員会とは別に、いじめ発生時には、市の教育委員会、医師、弁護士等も加わる学校いじめ対策委員会を特設することを指導しています。

5点目は、職員の研修会やアンケート調査等の計画、生徒会等子供たちの自治にかかわる取り組みやPTAの取り組みを進める、学校におけるいじめ未然防止、早期発見、

早期対応の年間計画の策定についてです。

6点目は、いじめ問題発生時、発見時の初期対応や、重大事案に発展するおそれのある事案と判断した場合の対応等を示したいじめ問題発生時の連携体制についてです。特に、重大事案に発展するおそれのある事案と判断した場合については、学校が特設する対策会議に加え、市教育委員会いじめ対策委員会の設置、さらに、市長に総合教育会議の招集を要請し、市いじめ問題対策会議を設置することなどを定めています。

また、各学校ではこの市の基本方針を踏まえ、学校いじめ防止基本方針を策定し、各学校のPTA総会での説明やホームページへの掲載等により、その周知に努めています。さらに、定期的にいじめ未然防止・対策委員会を開設し、学校としての組織的な取り組みを進めています。

2つ目の実際の取り組みについては、市や各学校の基本方針を踏まえ、教育委員会と学校がいじめの未然防止、対策のために次の3点を絶えず確認し、共通認識のもと、積極的に取り組んでおります。

1、いじめに対する毅然たる姿勢を示し、子供たちに伝えること。2、早期発見につながる体制づくりと関係づくり。3、早期対応につながる体制づくりと関係づくり。

この1つ目のいじめに対する毅然たる姿勢を示し、伝えることについては、いじめは絶対許さない、先生、周りの大人たちは君たちを守り抜くというメッセージを機会を捉えて子供たちに伝えています。学校では、始業式等で校長、学校の覚悟として、学級では担任から、さらに、教育委員会も行事等の場を活用して、子供たちにその思いを伝えています。

2点目の早期発見につながる体制づくりと関係づくりについては、見ようとしなければ見えないという姿勢で、子供たちのささいな変化も見逃さないよう努めています。

ある学校では、子供に対する教育相談日の設定にとどまらず、学校の者なら誰にでも相談できる保護者向けの教育相談日を年6回設定しています。具体的には、誰に相談したいかを知らせてもらったり、相談したい内容によって適切な者を対応できるようにしたりしています。

このことで、いじめの問題だけに限らず、保護者に開かれた教育相談体制を構築しています。

3点目の早期対応につながる体制づくりと関係づくりについては、ためらうことなく助言を仰ぐことを連携の基本として、問題があったときに適切に機能するよう連携の日常化に努めています。

例えば、学校と教育委員会との関係では、学校のさまざまな課題に対して助言はもち

ろん、その前段階で一緒になって考えるという姿勢を大切にしています。さらに、関係機関との連携についても、学校とともに動くことにも努めています。

このような取り組みを通して、問題への早期対応の体制が確かなものになり、それを機能させる関係もつくられていくと考えています。

繰り返しになりますが、いじめは絶対許さない、子供たちを守り抜くという確固たる思いで、子供たちを支えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 学校教育課長と教育長に取り組みを伺いました。この一般質問を通じて、市民の皆様にも現況を知っていただけたらと思っています。

教育長の発言にもありましたが、いじめ防止対策推進法ができてから3年という年月がたちました。この防止法が施行されたのに、23人ものとうとい命がなくなりました。自殺者が23人という意味です。対策の形骸化が進んだせいで、親も学校も深刻さを見抜けないという有識者の声です。

いじめと判断できるのは、どの部分からいじめなのか、判断基準が明確ではありません。ましてや、児童と触れ合うことが限られている私たちの日常では、実態の確認は困難のきわみです。頼りにしているのが学校の先生です。しかし、先生方も多重業務で繁忙の毎日と聞いています。

実際に私が遭遇した事件ですけれども、登校途中に後ろから他の生徒に押されて溝の中に落ち込み、下半身がずぶぬれになりました生徒にいじめられたのと尋ねると、黙って走り去り、自宅に帰り、着がえを終えて、涙ながらに学校へ行く。泣くほどつらいのに、いじめを訴えると報復があるので、とても怖くて言えないというのがその子の心境でした。何度か尋ねたときの雰囲気がいじめられているのが理解できたという程度で、私たちが全てを察知することは困難です。

諧謔な私の友人が、自動車の運転でバックするにも、出発するにも、曲がり角に差しかかっても、ピッピッと小さく鳴らす慎重、堅実がモットーと自負していました。私も最初は気にもとめませんでした。こうした所作がむしろ煩わしいと思うほどでした。彼いわく、小さな音でも聞く耳があれば聞こえるでした。警告で事故は防げるよと言っていました。無論、彼の事故歴は聞いたことがありませんでした。

小さな音を見逃さないでいただきたい。これはみんなの願いだと思います。認知を徹底するため、担任と児童・生徒との面談や家庭訪問の回数、実施時期など、いじめ対策に集中して、さらには、児童たちの先輩、後輩を含めた新しいいじめ対策の児童部会を

設ける。あるいは、目安箱の設置など、小さな声が全校に届くようにはと思っております。教師傍観では前には進めません。教育長に妙案があればお尋ねをします。

○議長（上野欣也君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 再質問にお答えします。

先ほどの答弁にて、これまでのいじめの問題に対する取り組みや、これからの教育委員会としての決意を述べさせていただきました。議員御質問の中の小さな音でも聞く耳があれば聞こえるよという言葉は私の心に大きく響きました。山県市のどの子もかけがえのない1人として、みずからの夢を大切に、将来まで自分を大切にしながら、力強く育ってほしいと願ってやみません。

妙案があればということでしたが、いじめの未然防止のためには、やるべきことを誠実にやっていくこと、機会を捉えて形骸化をさせないことしかないと思っております。そんな中で、1つ大切にしていきたいのが、家庭や地域の声が学校にも届く、そういう仕組みをつくっていくことが大切ではないかと思っております。

心に痛みを感じ始めている子供が、家庭では無口で沈んだ表情を見せるようになり、これまでと違って、特に学校や友達の話をしなくなる。自分より弱い立場である弟や妹、ペットの飼い犬をいじめるようになるというサインが見られることがあります。

また、議員のように、地域での気づきもあります。例えば、登下校時の見守り隊の方から次のようなお話を聞きました。

この間、近所の1人の女の子に登校の際におはようと声をかけたら、何だかいつもと違って元気がなかった。どうしたの、朝、お母さんに叱られたかと聞くと、朝、学校の準備をしていたら、遅いよ、時間だよばかりママが言うので、思わず言い合いになっちゃったとうつむいて話してくれました。大人にも余裕がないのかなと思ったよということ伝えてくれました。

また、学校では、先ほど答弁させていただいたように、議員御指摘の言葉とも重なりますが、見ようとしなければ見えないという姿勢で、子供たちのどんなサインも見逃さないようにしていくこと、これらを大切にしていきたいと思っております。

このように、子供を取り巻く私たち大人が子供と正対し、子供をしっかりと見ていくことが、何よりもいじめの解消の一番の手だてであると考えております。

子供は私たち大人を見えています。大人が子供の前では心に余裕を持ち、笑顔を大切に生活していれば、子供は困ったことを必ず相談してきます。子供が相談してきたときに手を休め、子供に寄り添い、しっかりと耳を傾け、最後まで話を聞く。決して子供の話の話を遮って、途中で意見を言うことはやめるということが大事ではないかと思っております。

ります。

いじめの問題については、私たち周りの大人の生き方がそこに反映されているのではないかと常々思っております。学校や保護者、そして地域に教育委員会としての決意を発信しつつ、議員御指摘の対策を形骸化させることなく、強い決意を持って、いじめ問題に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 今、教育長の答弁をいただきましたが、家庭や地域が一丸となっていじめ問題に取り組んでいただきたい、こういうことをお願いして、質問をかえます。

自治会のあり方について質問をします。

自治会は、触れ合う活動を通じて地域の連帯を推進して、住みよいまちづくりを目指していくための市民組織です。一朝有事における災害で助け合うなど、自治会の果たす役割が重要視されています。

しかし、反面、自治会員の方からの苦情も寄せられています。自治会長を受けても、仕事が休めない。役割が多過ぎるという意味です。会議の内容が理解ができない。自治会の仕事が多過ぎると、役員になると充て職が多いという意味なんですけれども、などの理由で、さっさと自治会を脱退しています。

つい先日も友人が、おもしろくないので自治会をやめた。やめたって別にどうもないし。おもしろくないということは、溶け込めない、そういう意味だそうです。やめてもどうもないし、脱退しても困ることがないという意味です。

以前は自治会も何とか組とか、その後は何とか広報会などと呼び名が変わってきました。しかし、内容については同じようなことで進んできました。自治会とはおもしろいところではないかもしれませんが、しかし、相互扶助という観点から最低限に必要な組織と考えていますが、執行部の今後の運営について、自治会のあり方についての考えを聞かせてください。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 御質問にお答えします。

自治会は、法律的には任意団体、権利能力なき社団とされることもあるようですが、本来そうしたかた苦しいものという認識ではなく、事典で調べますと、同一地域の居住者または民間団体が自分たちの社会生活を自治的に運営していくためにつくる組織とあるとおりです。

議員御指摘のとおり、自治体とは、触れ合う活動を通して地域の連帯を推進して、住

みよいまちづくりを目指していくための、市民組織の1つと認識しているところです。本市としましても、今後とも自治会と連携を密にしていきたいと考えております。

しかしながら、自治会の役員のやり手不足の問題は、議員御指摘のとおり、本市においても顕在化しているように思えます。そこに少子高齢化、独居老人の増加といった傾向がさらに拍車をかけるおそれすらあります。自治会に加入していない方や転入者に対して、自治会長さんらが自治会への入会を勧誘されるなど御尽力されているところですが、なかなか手詰まりであるというお声もお聞きします。

それでもなお、依然として自治会は、毎日の暮らしの中で顔の見える者同士が親睦や交流を深めるとともに、お互い助け合い、安全で住みよく親しみのある地域とするため、住民に密着した活動をしていただいている団体であることには変わりありません。自治会を脱会するということは、地域でのつながりの1つが遮断されてしまうことになり、地域自治を推進していくには決して望ましい姿ではありません。会員一人一人が無理なく、自分でできることから取り組むことも自治会を支えることとなりますし、困っている方、助けを必要としている方を理解し、サポートすることも、自治会の持つ大きな役割であるように思っております。

ことし4月、熊本で、10月には鳥取で大きな地震が発生しました。5年前には東日本大震災が発生し、東海・東南海・南海地震への備えについては、身近なところで巨大災害が発生するリスクを肌身で感じ、どうしようかと不安が高まるばかりです。まさに、災害などで助け合うなど、自治会の果たす役割が重視されていることは議員御指摘のとおりで、有事の際、地域住民が連携して、公的な援助が届くまでの緊急対応、さらには、避難生活が継続する状況下では、避難所の運営に際しても、自治会組織が果たす役割は非常に重要であろうと認識しております。

災害が起きたとき、真っ先に頼りになるのは地域の助け合う力であり、そうした危機意識の高まりが地域の防災力向上のエネルギーとなり、地域の防災力を担う自治会への再評価の流れに、さらには、自治会の加入率の向上につながっていかないと考えているところです。

そこで、地域の防災力向上の取り組みとして、幾つか御紹介させていただきます。

まず、自治会の円滑な運営を図っていただくため、運営費の補助として補助金を交付しています。そして、自治会で組織していただいております自主防災会による防災訓練を実施される場合に自主防災組織活動費補助金を交付するなどし、自治会、自主防災会の活動が活発に行われるよう支援しているところです。

本年度から、災害時における防災と同時に、事前の減災の重要性、自助、共助の観点

から自主防災会の役割を担うリーダーを養成する目的で、防災リーダー養成講座を来年の2月及び3月中、延べ4日間にわたり開催します。12月22日の申し込み締め切りで、定員50名のところ、現在、14名の申し込みがされております。この講座を受講していただくと、防災士の受験資格を得ることができますことから、市民の皆様の申し込みを最優先に考えますが、職員の受講も積極的に促してまいります。

それぞれの自治会内にどのくらいの防災士の資格を持った市民が住んでいらっしゃるのが理想的かよく検討しまして、地域防災力の向上を図るため、防災・減災活動の担い手になっていただくため、職員個々の防災力もあわせて向上させるため、当該講座については、複数年継続してまいりたいと考えているところです。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） それでは、再質問をさせていただきます。

特に災害などで助け合うなど、自治会の役割が重視されているなど全く同感です。しかし、こうした取り組みがなされているのにもかかわらず、自治会を脱退したり入会を拒否する人が多いということは、自治会そのものを理解していただいていないということにつながります。補助金の交付や地域防災の向上に努力されても、市民が進んで自治会活動に参加されなければ本末転倒ではありませんか。

自治会の参加減少の1つに、自治会員であることの必要性です。時代の変遷により、葬式は斎場で、結婚式は結婚式場でと、地域で盛り上げていたつき合いがなくなり、話し合うチャンスもありません。辛うじて顔を合わすのは、道路でのすれ違いぐらいです。人間関係が希薄になっています。

先月も美山地区で市民座談会があり、自治会運営についての質問があり、美山地区に7校区7人の連合会長代表がおられました。2人に減らされたと聞き及んでいます。また、旧の高富地区では、自治会運営を最も理解している有力者と自治会運営について意見の相違で激論になり、長年にわたり地域で活動していた善良な自治会員が圧力に屈して自治会の脱退を余儀なくされたという話も聞いています。東南海トラフなど、やがて来るだろう大災害に備えて自治会と行政との連携を密にして、さらには、役員の方々が安心して受けられる活動の負担軽減を図り、一人でも多くの方の入会に取り組むべきです。

山口市発行の『自治会加入のおすすめ』によるこの組織は、住民同士の親睦を深めたり、各地域に伝わる行事、催事を行ったり、また、環境美化運動を実施したり、そして何よりも、地域住民と行政との重要なパイプ役としての活動です。はっきり明記してあ

ります。

しかし、実際とは大きくかけ離れていることや、それで言っていることや、やっていることは、全く逆ではありませんか。消防の出初め式の簡素化、自治会組織の減退化、防災訓練の矮小化、子育て日本一なのに、指定管理者制度への運用で丸投げによる民営化の推進、どれを挙げても『自治会加入のおすすめ』とは一致しません。

それで、市長にお尋ねしますが、これからもこのスタンスで行政を進めていけますか。今後の自治会運営の取り組みについてを質問いたします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、昔は自治会を挙げて葬式をお手伝いしていました。また、その昔には、結婚披露宴を地元で開催する際に近隣住民の方にお手伝いをしていただいたらうことは、私は体験こそはしておりませんが、そういったことも幾つか、旧来はあったということを聞いております。また、地域のお祭りといった行事のほかにも地域で生活していくために、自然と濃厚な人間関係が育まれていたことでありました。

この時代の趨勢といえますでしょうか、全国各地を訪れましても郊外はどこも同じ、そしてまた、どこか見たことのある風景に置きかわりつつあります。全国一律のビジネス化の流れが、日本の田舎の津々浦々まで行き渡っています。そうしたことがお葬式ばかり、結婚披露宴ばかり、買い物の場所が近所の商店街から全国展開するスーパーですとか、コンビニ、ショッピングモールへと推移して、地元の商店街はシャッターが目立つようになってまいりました。

個々の市民の生活が地縁のつながりから離れて、また、果ては自治会への加入の意味すら見失う、そして、自治会の担い手が地域からいなくなりつつあります。役員の方々が容易に引き受けられるように自治会活動の負担軽減を図ることは、この少子高齢化が進行する中で、一人でも多くの方の入会を目指す上で、やむを得ない方向性ではないかとも考えます。

また、やがて来るだろう大災害に備えて、自治会と行政との連携を密にする。この方向性は、近年の大災害時の教訓から重要であるということは間違いございません。

また、一方で、自治会活動の負担がふえて軽減につながらないことにもなりかねず、自治会運営は難しいかじ取りを求められております。

また、行政需要は増すばかりでございます。職員からの悲鳴の声も聞こえてきます。それでも将来的には山口市の人口、市民の数が減少していくこの趨勢の中で、市の職員の数をふやせないのが現状でもございます。

こうした状況を踏まえれば、行政のかかわる部分はできるだけ簡素化し、また、簡略化し、そして、最適化して、そうした一方で、そうした方向で民間活力を導入しようとするこの方向性は、私は間違っていないと考えております。御理解をいただきたいと思っております。

自治会運営の取り組みにつきましても御質問をいただきました。

本市作成の『自治会加入のおすすめ』には、自治会の活動の内容が幾つか列挙されております。自治会は地域の住民による自治活動の場であり、団体ですので、それぞれ任意の活動内容について本市から要請させていただくことはもちろんございますが、この自治会と市はそれぞれ対等の関係でございます。基礎自治体である市は、市民の皆様に最も近い自治体でございます。一方で、行政の権限は非常に強く強大でございます。その行使は、あくまでも抑制的に検討すべきものと考えております。

住民による自治ですから、運営にぶれが生じたり、時にはやや行き過ぎる面もあるかもしれません。もちろん、違法な行為や不公正な運営がなされていけば、その改善について忠告などをさせていただきますが、事細かに箸の上げ下げを指示するようなことは、行政といたしましては、そういった考えではおりません。あくまでも民主的に、公正な運営に努めていただきたいと願っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） ただいま答弁をいただきましたが、時間の関係もありますので多くを述べられません。一億総活躍社会ではありませんけれども、少なくともこの2万7,000人の山県市の市民の方たちが総活躍できるように御努力をいただきたいと、こんなことを要望して、質問を終わります。

○議長（上野欣也君） 以上で山崎 通君の一般質問を終わります。

通告順位2番 石神 真君。

○12番（石神 真君） それでは、通告に従い、2問ほど質問させていただきます。

まず、1点目にふるさと納税ということについて、総務課長には、まずお伺いしたいと思いますが、ふるさと納税というのは、今まででも各市町村で結構いろんな返礼品などのことについても評判になっておりますが、まず、この山県市についてということで、今回は質問させていただきます。

今でも、先ほども言いましたように、各市町村において、ふるさと納税に力を入れているところがいっぱいあります。そこで、なぜ今、この時期に私がこの質問をと思われるかもわかりませんが、来年度に向けた山県市の事業に対し、今、各担当課ないし各部

署での来年度に向けた予算編成についてのすり合わせが行われているところではないかと思われま。そのためには来年度の山県市の税収も気になるというところで、この質問をさせていただきたいと思ひました。

そこで、先ほども言ひましたふるさと納税について、山県市の市民一人一人がどのくらいふるさと納税に対し御理解をさせていただいているのか。また、どれぐらいの割合でその認識をお持ちなのか。それと、また今からでもしっかりとアピールさせていただきたいと思ひますので、まずは担当課長のほうに、取り組んでいる内容と力の入れぐあいについて御質問させていただきます。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 御質問にお答えします。

先日、ある新聞の一面に、愛知県の市町村、返礼品競争過熱。ふるさと納税、8割赤字とセンセーショナルな見出しが躍っておりました。

昨年度来、たびたび取り上げていただき、お答えしているところですが、ふるさと納税制度は自治体等を対象とする寄附税制ですから、その施策に賛同するとか応援したくなる自治体に対して寄附する。その寄附に対して税制の優遇を行う。従来からあったそうした仕組みに加えて、お礼の品をもらうことができる。本来の姿はそういうもののはずですが、返礼品競争過熱の実態とは、人気特産品のある自治体には寄附が集まり、手をこまねいている自治体は、都市部を中心に8割が赤字。寄附金額の4割は返礼品の購入に消えていく。どこの自治体なのかは全く関係なく、何がどのくらいもらえてお得なのかといった基準で寄附先を探している国民に迎合する形で、各自治体間の競争が過熱していくことを憂慮しての記事でございました。

ふるさと納税の税制優遇については、自治体へ寄附した金額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで原則として全額控除されるというものです。例えば、自治体へ3万円の寄附を行うと、2,000円を超える部分である2万8,000円が翌年度の所得税と住民税から控除されることとなります。

さらに、平成27年4月1日より、寄附する自治体数が5団体以内かつ年末調整のみで確定申告が不要な方が対象になりますが、確定申告しなくても、所得税控除分相当額を含め、翌年度の住民税で控除を受けられるワンストップ特例制度が創設され、ますます便利なものへ進化しております。

一方で、過熱競争に待ったをかけるように、換金性の高いもの、資産性の高いもの、寄附額に対し返礼割合の高いものは、ふるさと納税の趣旨に反するものであるので、返礼品として送付しないようにとの通知が、総務大臣より平成27年4月1日付と平成28年

4月1日付と、2年続けてございました。賛否両論ございますが、ふるさと納税という制度をより前向きに、より積極的に捉える自治体にとっては、地域のすばらしい産品等により自治体の魅力を全国発信できる場として肯定的に取り組んでいるところですが、返礼品の内容にばかり国民の目が行って、肝心の自治体の施策には全く向いていないのではないかと危惧するところです。

そこで、本市のふるさと納税の現状について御説明します。

ふるさと納税が始まって以降の本市の実績は、平成20年度から平成26年度までの合計で185件の849万3,392円、平成27年度は191件の396万1,739円、平成28年度は11月30日現在で、181件の404万2,000円となっております。

お礼の品の進呈は平成26年8月より行っており、1回の寄附金額1万円以上の方への返礼品として、10品から選択できるようにしていたところ、本年10月上旬に返礼品の魅力アップ、拡充を図りまして、1回の寄附金額2万円以上、3万円以上、4万円以上、7万円以上、10万円以上と、寄附金額に応じて返礼品の種類を追加したところです。現在のお礼の品数は、1万円以上が13種類、2万円以上が16種類、3万円以上が2種類、4万円以上が4種類、7万円以上が4種類、10万円以上が2種類の計41種類を用意しております。返礼品の追加後は、月ベースで平成28年11月だけで、金額にして約4.9倍の101件、262万2,000円となっております、明らかに効果が出ております。

返礼品につきましては、本市をPRできるような特産品、体験プログラムの追加など、順次、山県市らしいラインアップの充実を図ってまいります。

ふるさと納税制度を市民の皆様に理解していただくためのPR方法としましては、本年12月と来年2月の2回、広報やまがたへの掲載をいたします。

今後とも、市民の皆様、そして、市外にお住まいの皆様にも本市へ寄附していただけるように、効果的なPR方法についても鋭意検討してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） なかなか課長らしい細かい答弁書のつくり方だったと、そう思っていて聞いておりましたが、そこでもう一つ、再質問という形でお伺いさせていただきますが、前向きにとりあえず取り組んでいるから伸びているというものの、返礼品の競争ではないので、余り一生懸命やらなくてもいいんじゃないかというように聞こえてきましたが、それが本音かうそなのか、ちょっとわかりませんが。

そこで、答弁について質問させていただきます。

まず、1点目に、1回1万円以上の寄附をいただいた方へのお礼の品を送っていると

のことでしたが、その1万円以下の方の返礼品はどのようにしているのか。

また、2点目のPRに関しては、市内は12月と来年の2月の広報を利用していくというようにしていましたが、あくまでもふるさと納税ですので、市外の方にもきちっとPRしていただくのが本当ではないかと、そういうふうに思われるんですが、その点についての今後の検討はどのようにしていくのか。

また、現在、頭の中ではどのような考え方があるのか、PRの仕方についてお尋ねをいたしますとともに、3点目として、11月30日現在では、前年度の寄附金を上回っているというような答弁のあれでありました。だから、28年度の寄附金はどこまで伸びるのか、どのぐらいの予想をされますかということでございますが。

4点目、寄附金に対する経費、先ほど4割ばかりというようなお話もございました。実際、きちっとした割合としてはどのぐらいになっているのか。また、全員協議会で、来年度の予算編成方針の概要について説明をいただきましたが、そこでふるさと納税の目標金額は立てているのか。概要にはなかなか載っていませんでしたけれども、読みましたけれども、その目標金額があれば、どのぐらいに設定しているのか再質問をさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 再質問にお答えします。

1点目の1回1万円以下の寄附をされた方の取り扱いについて、以前は、5,000円以上寄附していただいた場合に本市の四季折々の映像をおさめたDVDをお送りしておりましたが、平成26年8月中旬以降、本市においては1万円以下の寄附額に該当する返礼品は用意しておりませんので、現在、お礼状のみの送付となります。

2点目の市外の方へのPRの方法について、現在、ふるさと納税をしようとされる寄附者は、ふるさと納税専門のポータルサイトの利用が多いものと考えられます。したがって、市外の方へのPRとして、ふるさとチョイス、ふるさとエール、わが街ふるさと納税の3つのサイトに無料の掲載をすることで実施しております。

来年度はふるさとチョイスを有料版に拡充し、さらにヤフー、楽天市場といった有料版のふるさと納税専門のポータルサイトを追加しようと考えております。そのほかにはフリーペーパーへの掲載や、広報番組に取り上げていただく方策など、柔軟な発想で検討いたしてまいりたいと考えております。

また、寄附者の利便性の向上のため、クレジットカード決済の利便性を拡充したいと考えております。現在は、ふるさと納税専門のポータルサイトにて本市の紹介ページを寄附者が閲覧し、その後には本市のホームページを検索し、寄附をしていただく流れとな

っております。決して利便性が高いとは言えませんので、最短でも来年4月からの運用になりますが、早急に改善したいと考えております。

また、お礼の品のラインアップの充実がPRに直結しますので、平成28年10月と平成28年11月に追加した飛騨牛、山県市産豚ロース、手拭い額、除塩素シャワーヘッド、生シイタケ等、現状は個別に提供業者にアプローチしているため、団体の推薦制や公募制の導入など、山県市らしい魅力のある返礼品の充実に努めます。

3点目の本年度の寄附金の予想としましては、11月30日現在、181件で404万2,000円の寄附をいただいておりますので、残る4カ月をかけて、700万を超えるところまでは伸びてくれるものと考えております。

4点目の寄附金に対する経費率は、平成28年度予算ベースで41.0%を予定しており、現在検討中の平成29年度予算では47.6%を見込んでおります。

なお、返礼品の購入、送付などの経費支出予算の策定におきましては、目標寄附金額を仮に設定する必要があるとございますので、現時点では1,000万円と設定しているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） いろいろ聞いた中でも、1、2、3と大体納得させていただくところがありますが、どうもしっくりいかないと。

そこで、再々質問になりますけれども、4点目の経費率については本当によくわかっていきました。でも、お礼品の目標金額について、まず、お礼品として、これは提案ではありますが、市内のゴルフ場が3カ所ありますね。ゴルフ場利用券と、または山県市の指定管理しているグリーンプラザみやま、あと、料理旅館などもございます。また、山県市に新たにできたスーパーなどでは、新鮮な海の物や山の物を取り扱うところもできております。

今まで取り扱いをしていただいた業者さん、プラスアルファで、このような、逆に、こっちから送るだけではなく、市外の方にも山県市に足を運んでいただき、ゴルフでやるならゴルフ税も入ってきます。そやして山県市に銭を落とさせていただくような、そのような方向性を持ったお礼品の品というか、お礼品に対しての考え方はありませんかということで。市内でまたほかで買い物をしていただければ、少しでも山県市に銭が落ちると、また、山県市に足を運んでいただければ、山県市の魅力に気づくところもあるのではないかとこのところでございますが。

それと、ほかにもう一点、目標金額の設定を1,000万円と言いましたが、一番最初に答弁いただいた、やる気があるのかないのかわからんような、国がどうのこうの、よそ

がどうのこうのと新聞に出ておったからというようなことを言われましたけど、どっちが本当なのか、やる気があるのかないのかというところで、最低でも目標金額5,000万から1億と大きく出て、先ほど言いました提案の品、そういうものを順番にふやして、しっかりと山県市を発信したらどうかというところで。

これは金額のこともあって、目標のこともありますので、再々質問で最後ですので、市長にその懐の大きいところでしっかりと答えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

従来、積極的に対応していなかったのも事実ですね。向こうからいただいたものをそれなりの制度をもって運用してきましたが、先ほども総務課長が申し上げましたように、内容の充実をすることによってまた多くのふるさと納税がしていただけることも、他の市町村を見ればわかりますので、これからは、先ほど総務課長の言葉ですと、ラインアップの充実ですとか。特に、今まではどちらかといいますと、地元の特産品を外へお送りしておった。これからは、また一方で、体験プログラム的な、先ほど提案がありましたけれども、そういった内容についても、山県市へ来ていただけるような、そういった返礼品の充実を図っていきたいということを考えております。

常に積極的に前向きに対応してまいりたいと思っておりますし、目標金額の設定につきましては、設定するよりも大きく、目標金額が御質問いただいたような金額になるように、積極的に努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君、質問をかえてください。

○12番（石神 真君） もう質問をかえなくてはいけないのでごちゃごちゃ言いませんが、もうちょっと本音で答えていただけるかなと思って寂しく思いましたが、次に移ります。

次は、前からいろいろと市民の方も耳にはしているかと思いますが、山県消防の広域化ということで、昔は一度これが破棄になったというようなことがございましたが、また最近山県市だけでなく、隣の市町も参加するというような、いろんな話が出てきておりますので新たに始まるというところで、この消防の広域化について御質問をしたいと思っております。

先般、市長の口から、岐北総合病院については、前に説明をいただいたときは岐北病院も8階建てと、高速道路もばんばん走ると。

〔「7階です」と呼ぶ者あり〕

○12番（石神 真君） 前ね。そのようなところから消防は広域化でなければだめだというような話がありましたが、それが5階に変わったと。

これも何かの会議のときに市長が述べられたと思いましたが、全然僕たちはそんなことを聞かされず、全く市民の方々の前でそんなことをぼっと言ったから、びっくりしたんですよね。せめて議員には、変わった、変更したぐらいのことは、やはり議長を通じてでも、皆さんに報告していただきたかったと。いきなりほかの会場でぼんと言われるのでどうなのかと、議員軽視かなと、失礼ですが、そのように思ったところがありましたが、非常に驚いたということで、山県市の消防広域化に消防力の強化、高層建築、また、高速道路ができる組織体制をしっかりとしたいというところから始まったものだと思っております。

でも、実際、いろいろ話を聞きますと、消防組織で、近隣で災害があった場合、要請があれば、出動をしていただけると聞きました。これは本当なのか。山県市の消防だけで対応できないときの場合ですわ。またこれから本格的な話に入っていくようですが、実際、本市が望んでいるような形ではないというような事前の話も耳にしておりますが、とりあえず今質問したことに対して、市長の見解をお聞かせいただきたい。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の近隣の災害時における応援体制につきましては、消防組織法第39条に基づきまして、現在、岐阜市消防本部と本巣消防事務組合、また、中濃消防組合の3つのそれぞれの消防機関と消防相互応援協定を締結しているところでございます。

この応援協定によりまして、災害の規模に応じて応援要請することで相互に出場が可能な状態であるとともに、また、境界付近での災害につきましても、近隣の署所から同時に出場するような対応をしているところでもございます。

次に、2点目の消防の広域化に関する見解につきましては、これまでの経緯として、昨年からは岐阜市と瑞穂市と本市の山県市と3市で協議をしましてまいりました。消防の広域化に関する、そうした調整を進めてまいりましたが、既に瑞穂市は岐阜市に対し、消防事務を委託しているところでございますが、本年の10月に本巣市と北方町も新たに参加されたことによりまして、先般11月末、改めて4市1町で協議会が開催されたばかりでございます。

消防の広域化は、消防力の強化が第一の目的でございます。議員御発言の相互の応援協定は、災害の規模を把握してから応援要請するあくまでも一次的な、またその次の確

認してからの応援要請でございますので、二次的な対応になります。これが広域化によりまして、災害の発生から出場、救出、消火までの一連の対応が一元化されることにより、迅速かつ効率的な災害対応が可能となり、消防力の強化が期待されるところでございます。

ほかにも、効率的な人事ですとか、高額な設備への重複な投資の回避ですとか、有利な財政支援の活用等が消防の広域化の目的でございますが、これらも含めまして、今後、総合的に判断してまいりますとともに、慎重に今、協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 新たに変わったということではわかりませんが、新たに1市1町の参加が見込まれた枠組みの中で協議会が開催されたということで、始まったばかりと市長は言われておりますが、一方、広域化になれば、災害発生時から出場、救出、消火までの一連の対応が一元化されることにより敏速かつ効率的な災害対応が可能となり、消防力の強化が期待されるとの市長が答弁されておりました。

ほかにも、効率的な人事、高額設備への重複投資の回避、有効な財政支援等が消防の広域化の目的であると、それとも答弁とされております。

また、消防の広域化ありきで、市民の命を守ることが第一だという言葉が、答弁の中に一言も入っておらんですね、これ。命を守ることが大事なんだという言葉が1つも入っていないんですわ。

そこで、私なりに情報を集めますと、当初は広域化になると指揮車を入れて9台の体制だと、説明をたしか消防長のほうから受けたと思っております。だが、実際、山口市への出場は7台も出せば十分じゃないかと、そんな岐阜市と違って、山口市は奥なんだから、そんなもの、7台以上も車を出す必要がないと、そんなような話も私の耳に入ってきております。これはどこまでが本当だかうそかわかりませんよ、私の耳に入ってきたんですから。

また、予算についても、広域化にしたから現状の経費から大幅に増額するとの話も聞かれております。先ほど、市長が経費節減になると言われております。また広域化により経費が増額するぐらいなら、私としては、現在の山口市消防の人員をふやして、笹賀にある北消防署については所長を置かない分署として、今の2署体制から1署1分署体制へと見直し、予算と人員をやりくりして、組織の中身を変えてはどうか。

どちらにしても、自分たちの命は、また、自分たちの市とまちは山県消防に守ってい

ただきたいという市民の声がかなりあります。山口市だけでなく、北部では特に、先ほど言いました命の問題、救急の問題が大きいので、前も市民座談会るとき、救急車が美山にいないとき、どうしますかという話のとき、根尾から来ますと。418号線のあの狭いところを根尾からどやして慌てて走ってくるのかと、一瞬、驚いたような答弁をされたので、びっくりしましたけれども。

そういうことを考えると、やはり先ほども言いましたように、山口市は市民、命、これは山県消防に守っていただきたいと思っておりますので、今のこれについて、市長はどのようにお考えでしょうか。再質問させていただきます。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の出場の体制に関する御質問でございますが、現在、本市におきましては、初動での出場する消防車の車両は一般的には3台ないし4台でございますが、この3台、4台が限界でございます、それ以外の部分につきましては、消防団の方々に頼らざるを得ない状況でございます。これが広域化になりますと、約2倍の消防隊が出場可能となることは、非常に大きな効果が得られるものと考えております。

議員御発言の当初から台数が減った点につきましては、本市と岐阜市との地域性を比較しましても、密集市街地の規模ですとか中高層建築物の数など、地域の実情に応じた出場体制となることは、十分に考えられるところでもございます。また、仮に当初の計画が7台となっていたとしましても、災害規模に応じて増隊するなど臨機応変な対応が期待できるものと考えております。

次に、2点目の経費の負担に関する御質問でございますけれども、これまでの調整における概算では、増額が見込まれているところでもございますが、以前にも金額もお示したところでもございます。また、今回、新たに1市1町が加わったことによりまして、また今後の調整で経費の按分が変わってくる可能性もございます。

また、これらが明確になった時点におきましては、本市の財政や全体事業と照らしながら、より効果的で公平かつ公正な事業投資となり得るか、今後、冷静に分析してまいりたいと考えております。

次に、3点目の職員の増員と組織の再編によりまして単独とされる点につきましては、先ほど申し上げました地域の実情や経費負担などを検討しつつ、協議を進めているところでございます。また、消防の責務であります市民の生命、財産を守ること、市民サービスを第一に、今後の方向性を慎重に考えております。市民の生命を守ることが、この消防力のイコール効果強化によりバージョンアップできるものと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 答弁の一番最後に命を守ることが大事だとやっと言っていたきましたが、これは一番最初にそういう答弁をしていただくのが本当ではないかと、あくまでも。

きょう、控室の引き出しにも入っておりましたが、議長さんが協議会に出席したときの資料をちょこっと見せていただきましたが、議会の決議があって、協議会ができて、参加できたということでもありますので、協議会に参加することができたというだけであって、必ずしも協議会に参加することをオーケーしたからといって、議会が広域化を認めたわけではないので、あくまでも話し合いの場であるというところではありますが、市長も先ほど最後に、市民の命を守ることが大事だと言っていました。広域化から経費のアップは避けたいものでありますので、いずれにしましても、最終的には、今言いましたように、幾ら向こうが話ができて、議会の中で半数以上が反対ならこれはできへんのですから、よく考えていただきたい。

補正予算でヘリポートもつくとおっしゃっていただいていたけど、それも延期になったと。何か中途半端な行政の話で、どこまでが本当なのかうそなのか、わからんところがいろいろ見えてきているところがありますが、この前、副市長が来年度には必ずやりますと言っていたので、新年度の予算にはのっているかなと楽しみにしておりますが。どちらにしましても、最終的には市長が決断し、この議会に提案されるということでもあります。

いろいろ議長も初め、皆さん方が切磋琢磨し、いかにしたら山口市、市民の命、それから財産を守っていただけるかという協議を真剣にされると思いますが、もう一度繰り返しますが、山口市の消防に山口市の市民の命を守っていただきたい。それは、やはり隅々まで山口市のことをよくわかっている消防職員だからと、そういうふうに私は現時点では思っております。

先々、本当に負担のかからないような新たな消防の広域化になるのであれば賛成したいと思いますが、中身によっては反対という立場もとらざるを得なくなりますので、慎重な協議をお願いし、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上野欣也君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時30分より再開をいたします。

午前11時13分休憩

午前11時30分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位3番 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 議長から発言の許可を得ましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

岐阜県は11月25日、県内42市町村の2015年度、すなわち、平成27年度の普通会計決算を発表いたしました。実質収支は全市町村とも黒字でありました。

財政の豊かさを示す財政力指数は県内市町村平均が0.58でしたが、山県市は0.41と県内21市の中では、飛騨市の0.31、郡上市の0.33、下呂市の0.37に次いで下から4番目という状況でありました。

また、財政の硬直度を示す経常収支比率は県内平均が85.1でありましたが、本市は92.6で、県内42市町村の中で最下位でありました。本市では基金を取り崩して赤字を補填しており、事実上、平成26年度、27年度、28年度と実質3年連続で、単年度収支は赤字になるないしは赤字という状況が続いております。まさに市の台所事情は火の車状態でございます。

しかしながら、将来にわたる山県市発展のためには、市に必要な財政状況を好転させる事業等には積極的に投資をしていく必要がございます。中でも、企業誘致と企業振興などの主要な施策については市の財源関与となるもので、積極的な取り組みが求められています。

私はこのような財政健全化に向けた一貫した観点から、6月議会では、市における歳入確保対策として、市固有財産で活用が不十分な普通財産等の売却やその貸し付け、ふるさと納税促進、市固有建物等におけるネーミングライツの導入、企業誘致の受け皿の確保などを取り上げ、一般質問をしまいったところでございます。

また、9月議会では、空き缶、空き瓶の市役所などにおける回収を通じた、リサイクル資源の売却による収入の増加を提言したところでございます。

今12月議会では歳出面に着目し、以下のとおり質問をまいります。

まず最初大きく1点目になりますが、発注業務における地元業者の優先的な選定についてであります。私は、市の発注の工事、測量設計委託、庁舎等の維持管理・点検委託など、市発注のあらゆる業務における業者選定において、地元業者の選定を優先して行うようにすべきと提言するものでございます。

ところで、建設業に関して言えば、ここ十数年間、国の厳しい財政状況も大きく影響

し、公共事業費は3分の1と著しく減少してきています。このような状況の中、多くの業者が廃業したり、経営規模を縮小してきています。一方で、そのような中、少ない公共事業を業者間で奪い合う状況となっていており、低価格入札も多く発生してきています。

このように厳しい経営環境の中ではありますが、災害時における建設業者などの業者の果たす役割は、ふえこそすれ、減ることはございません。地域における防災に頼りになる地元企業として存続し、身近な市民の雇用の場として、また、他の産業への波及効果も大きいことなどからも、建設業等、ぜひとも地元で存続が必要な企業となってきました。

繰り返しますが、このように地元業者優先は、建設工事請負、測量設計委託などの業務委託を含む建設業関係だけでなく、庁舎等の維持点検・管理、福祉関係施設の委託を含む、市のあらゆる分野を対象にすべきと考えています。特に、公共事業で大きな比重を占める公共下水道事業では、山県市内に転送電話などを設置しただけの営業所を有し、災害時に地元で貢献が薄い市外業者が選定され、その企業が低価格で受注するという事例も発生しているところです。

ところで、山県市における市民の皆様への公共事業に関する情報公開は、簡易な公共工事の発注見通しと、発注業務のうちの岐阜県で行っている市町村共同の電子入札による建設工事と業務委託での入札結果、入札状況のみがインターネットで情報公開されている状況であります。

一方で、近隣の関市、瑞穂市では、電子入札の建設工事と委託業務案件に加え、電子入札以外での建設工事と業務委託案件とともに、建設関係以外のあらゆる発注業務に関する入札結果、入札状況がインターネットで一般市民に情報公開されている状況であります。

当然ながら、山県市では、電子入札以外の建設工事の入札結果や入札状況についてはインターネットによる情報公開はなされておられません。庁舎及び学校における備品等の購入、レンタルや市庁舎等の清掃、案内、警備などの維持管理業務や公用車の購入、ゴミ袋一式購入、印刷委託を初め、福祉施設の運営管理の業務委託の入札業者選定についても、山県市民には、近隣市で行われているインターネットによる情報公開はなされておられません。

さて、公共工事等における地元業者の優先的選定については、技術レベルの問題、業者数が少ない、施工実績がないなどの課題はあると考えますが、私は、山県市の発展には地元企業の育成、振興が不可欠であり、市のあらゆる工事、業務委託について、地元

業者を優先すべきと考えます。

そこで、指名委員会を担当している宇野副市長に、地元業者の優先的な選定に対する所見を伺います。

次に、2点目になりますが、業者の選定方法について質問をいたします。

現在、山県市の業者選定は、一部の公募案件、請負金額の少ない随意契約を除いて、全て指名競争入札で行われている状況であります。しかし、近隣市を含む県内の多くの市では、一層の入札行為の透明性、競争性の確保を図るため、岐阜県に準じて事後審査型制限つき一般競争入札、また、技術提案型入札等が行われております。私は、山県市においても地域経済の安定を図るため、指名競争入札は残しつつも、一定金額以上の発注案件については地域要件を付した、いわゆる事後審査型制限つき一般競争入札を実施すべきと考えるものです。

現在、本巣市、関市など近隣市や多くの市では、年度当初の4月に公共工事の発注見通しをインターネットで公開し、指名入札、一般競争入札、随意契約などと、四半期ごとにおける発注案件ごとに入札方法、発注時期を示し、それに基づく多くの事後審査型制限つき一般競争入札がなされている状況です。

そこで、このような県下の入札方法が大きく変更されている状況の中、入札の透明性、競争性にすぐれる、地元業者にも配慮した事後審査型制限つき一般競争入札を採用せず、山県市はなぜ今まで、一部の随意契約を除き、大半の市発注業務について従来型の指名競争入札に固執し続けているのでしょうか。これもあわせて宇野副市長に質問をいたします。

○議長（上野欣也君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 御質問にお答えいたします。

1点目の地元業者の優先的な選定に関しましては、私も全く同感でございます。それは、議員御発言のように、自然災害時の場合を考えてみても、市内の建設業者等は復興、復旧において大きなポテンシャルとなります。可能な限り地元業者を優先的に選定にすることが、少しでも市内業者に存置してもらえる上での要因になると考えております。

ただ、議員御発言のように、公共下水道のような大規模な工事になりますと、一定の技術力も必要になってまいります。そのため、少しでも分割して、市内業者の受注機会をふやしたいとも思うのでございますが、国庫補助等を受けている関係上、やみくもに分割して、価格コストが引き上がるような手法はとり得ません。

次に、指名競争入札についてでございますが、地方自治法上では基本的に一般競争入札が原則となっております。そこで、本市が指名競争入札を多用する理由は、比較的人

口規模の大きな自治体に隣接する小規模自治体の特徴としてほかでもよく見られるようですが、地元業者を優先的に選定することが要因の1つとなっております。

現在の本市の規定では、7億円以上の土木工事、10億円以上の建築工事、5億円以上の設備工事については、一定の資格要件を付した者によるという条件つきであります。原則として一般競争入札に付すこととしております。また、事後審査型制限つきという一般競争入札の定めもございます。

議員御発言のように、こうした制度を利用し、地域要件を付して一般競争入札を執行していくことも考えられます。しかし、そうしますと、市内業者の中で経営基盤の小さい業者が淘汰されていくことが懸念されます。冒頭で述べましたような大規模な災害ではなくとも、毎年の積雪時には、市内業者を初めとする40社以上の建設業者等の協力を得て行っております。比較的零細である企業が淘汰されていくと、こうしたことに支障を来しかねないという危惧もございます。

そこで、公共下水道工事などにおいては、以前、比較的零細な企業の技術力向上と発注機会の拡大等を期待しまして、特定建設工事共同企業体、通称JV制度を活用しておりました。しかし、実際には、結成した比較的零細な企業の足かせともなりかねない実態となっていたことが判明をいたしました。そこで、現在、そうした方法も利用せず、工事の規模と内容を勘案し、一定の技術力を考慮しました指名競争入札を多用している実態でございます。

今後におきましても、従来どおり、コスト面等も含め総合的な判断の中で、可能な限り地元業者を優先的に選定するよう目指してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上野欣也君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 副市長のほうから御答弁をいただきましたが、再質問させていただきます。

建設工事において、地元業者を優先的に選定しているという回答でございました。私は質問にあるように、建設工事だけを取り上げているのではなく、市発注のあらゆる業務について、地元業者の優先的な選定について御答弁を求めています。庁舎の維持管理、公用車の購入やレンタル、樹木管理、福祉施設の運営管理を含む地元業者の優先的な選定について答弁漏れでありますので、再度宇野副市長に答弁を求めます。

ちなみに、山口市が現在使用している市建設工事の発注基準によりますと、これは平成15年4月に策定されたものを現在でも使っておられるわけでございますが、1,500万以上の工事案件は、客観点数750点以上の者がA等級とされ、市内には現在8業者がいます。

市内に本店、本社を有する業者が8社あり、特別技術が高いものについては施工が困難かとは思いますが、少なくとも下水道事業などにおける推進工法など、これはかなりの技術レベルが必要であると思います。しかしながら、現在、山口市で行われている下水道の管布設については、ほとんどが開削工法です。十分、市内の業者8社だけで対応ができる工事内容でございますので。

実際、他市でも、推進工法など、また、特殊な現場における工事については市外業者といいますか、県内でも本当に大きなところに発注がされておりますけれども、十分対応可能だというふうに思っております。これについても副市長の答弁を求めたいと思います。

そして、発注方法でございますが、質問にあるように、指名競争入札を全てやめて、一般競争にせよということを行っているわけではございません。地域の除雪などの地域貢献をしている企業さん向けの指名競争入札は当然残していただく必要があるとは思いますが、現実、この近くの市では、先ほど私が述べましたように、事後審査型制限つき一般競争入札です。これは地元の業者が全て入れるという、こういうルールです。なぜこれを利用しておられないのか、これについても再答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（上野欣也君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 再質問にお答えをいたします。

1点目の答弁漏れとのことでございますが、私は庁舎の維持管理、公用車の購入等々は無論、消耗品の購入に至るまで、全ての契約において地元業者の優先的な選定に配慮しているとの趣旨でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、現在の本市の発注基準において、1,500万円以上の土木一式工事は客観点数750点以上としております。そこで、この対象工事については、市内に本社等を有する業者を指名することを原則としています。

しかし、工期を踏まえた業者の受け入れキャパや工事の難易度等を個別に勘案して発注しています。そのため、現状では、市内に本社等を有する業者を基本としつつも、市内に支店や営業所があり、同種の工事实績がある業者も補完的に指名している実情でございます。

次に、事後審査型制限つき一般競争入札につきましては、先ほどもお答えしましたように一定の規定を設けており、平成24年度にはこれにより3件実施をしたところでございます。地方自治法上の原則である一般競争入札につきましては、一般論として工事の品質低下や事務量の増加が懸念されます。

そこで、工事の品質確保のため、過去の同種の実績を要件としつつ、発注者、受注者双方の事務負担の軽減を目指して導入されているのが議員御発言の事後審査型制限つき一般競争入札だと理解しております。ただし、こうした一般競争入札のメリットは享受でき得ますが、指名競争入札に比べて、発注から契約に至る期間は一般的に長くなります。

そこで、この制度を単純に導入しますと、経営基盤の小さい市内業者が淘汰されてしまう可能性もありますので、地元業者を優先的に選定するためにも、これを実施する場合には、地域要件を設けたり、評点の条件をつけたりする必要がございます。しかし、そうしますと、本市のような業者数が少ない自治体の場合には、結果的には現在の指名競争入札の結果とほぼ同じことになってしまうと思います。

議員も御承知のように、契約方法については現行の弊害の解消を目指し、年々新しい制度が模索され、導入されてきております。今後におきましても、工事の品質が確保でき、地元業者を優先的に選定するようにしつつも、最少の経費で最大の効果が得られるような契約方法につきましては、議員御発言の事後審査型制限つき一般競争入札も含めまして、本市の実情を踏まえつつ、工事の規模や種類に対応したよりよい方法を目指してまいります。

以上です。

○議長（上野欣也君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 先ほど事後審査型制限つき一般競争入札について、またこの発注方法の中で考慮に入れながら検討していくというふうには私は捉えましたけど、実は山県市も、事後審査型制限つき一般競争入札は既に23年の4月には試行で導入されているわけです。ほかの市がこれに合わせ、県に合わせ、どんどん採用しているのに、山県市だけが23年度の事後審査型制限つき一般競争入札を試行しただけで終わっている。これについてなぜそうなったのか、これについて再度副市長に答弁を求めます。

○議長（上野欣也君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 再々質問にお答えいたします。

23年度の経緯につきましては、私も理解はしておりません。しかし、先ほど申しましたように、事後審査型制限つき一般競争入札、実際やってみますと、今の指名競争入札とほとんどメンバーは変わりません。そのような状況の中で、また、規定数が足りない大きな工事等につきましては、この地元要件を支店及び営業所というような形で指定するのか、それとも近隣都市と指定するのかによって、地元業者にとってみますと、相当なきつい競争になろうかと思えます。そのような関係で、今までは一番地元業者に密着

した指名競争入札を実施してきたところでございます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で13時より再開をいたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位4番 古川雅一君。

○3番（古川雅一君） 議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

生徒減少期における中学部活動の活性化についてお伺いいたします。

人口減少社会の中、山県市の各中学校の生徒数も減少し続けています。生徒数の減少や美山中学校のようにスクールバスで登下校を行うことにより、中学校での部活動において多くの課題が生じているのも現状です。

私も中学時代には部活動に身を投じ、多くのことを学ばせていただきました。中学時代はサッカー部に所属し、仲間と過ごした時間やつらい練習の中でも目標に向かって努力した経験、今思い返せば厳しい中にも愛情を注いでいただいた指導など、進学した先や社会人として市外に出てから、当時の経験は成長過程において貴重な財産だったと考えられます。このような経験は、今のように中学校の部活以外にクラブチームなどの少なかった当時の私たちの世代では共感できる方も多いのではないのでしょうか。

学習指導要領の中では、部活動は教育課程外ではあるが、重要な学校教育活動であり、学校が計画実施の主体である。また、教員の職務の1つである。まさに学校教育の一環であります。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

文部科学省の我が国の文教施策では、運動部活動の意義が示されています。そこでは学習指導要領同様に、運動部活動は学校教育活動の一環としてスポーツに興味と関心を持つ同好の生徒が教員等の指導のもとに自発的、自主的にスポーツを行うものであり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、学校生

活に豊かさをもたらす意義を有している。

山口市では、少子化、過疎地域の拡大により、人口減少、生徒減少期の中においても、生徒の学力や体力の向上、規範意識や社会性の涵養など、本市では、時代や社会の変化に対応した新しい教育を推進するため、目指す教育の理念や方向性を明らかにし、実現に向けた教育施策を総合的、計画的に推進するため、山口市教育振興基本計画が策定され、各種施策が実施されているところでございます。その一方で、学習指導要領の中に重要な学校教育活動と示されている部活動への計画は少ないのではないかと感じられます。

岐阜県教育委員会では、来年度より中学校運動部活動指針を実施する予定となっております。中学運動部活動指針を契機に、山口市のような中山間部地域を抱える中学校でも、生徒が主体的に部活動に取り組める環境を整えていけることを期待します。

少子化や過疎地域の拡大による生徒減少期における中学校の部活動の活性化についてお尋ねいたします。

生徒減少期における部活動の活性化について、社会人指導者の役割と連携について、部員数の少ない部活における市内中学校の横断的な連携について、以上の3点について、教育長にお尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 御質問にお答えします。

中学校の部活動の活性化についてお答えします。

議員御指摘のとおり、中学校教育において生徒の自主的、自発的な参加による部活動は、生徒、学校にとって意義ある教育活動であります。

少子高齢時代の中、山口市の児童・生徒数も年々減少傾向にあります。山口市の本年度の中学生の数は782名で、5年後の平成33年度には632名となり、約150名程度の減少が想定されています。このことから、山口市の中学校では、今後の部活動のあり方について検討を始める時期となってきたことも確かであります。

1点目の生徒減少期における部活動の活性化についてお答えをします。

生徒減少期における部活動には、生徒数の減少に伴う団体競技の存続を含む部活動のあり方、学校規模縮小による教員の減少に伴う顧問、指導者の確保という2つの課題があらわれてきます。これは、3点目の御質問の中学校間の連携、2点目の御質問の社会人指導者にも関連してきます。それぞれの活性化の取り組みについて御説明をします。

1つ目の課題である今後の部活動のあり方については、議員御質問の中にありましたように、平成29年度より実施される岐阜県教育委員会の中学校運動部活動指針を受け、

3 中学校では数年後を見通した学校独自の部活動指針の策定を検討しております。

指針には、教育の一環としての生徒の成長の一助となる部活動の適切な運営について、また、より多くの生徒が活動する機会を与えられるような部活動の種目数等についても具体的に検討するよう、市の教育委員会として指導しております。

さらに、それぞれの部活動の運営の実態も踏まえ、各中学校で策定する方針が円滑に実施できるよう、できるだけ早い時期に3中学校の校長、部活動担当者、PTA、教育委員会等が集まって情報交流を行うこととしております。

2つ目の課題である指導者の確保については、部活動の顧問は原則その学校に勤務する教員ですが、教員数の減少、教員の転勤や部活を指導する教員の得手不得手によって、教員だけでは部活動の指導が十分にできないことがあります。

そんな中、部活動中の事故に対する保険が、それまで教員が指導に当たっているときだけに認められていたものが、平成13年度より社会人指導者にも認められるようになり、各中学校で正式に社会人指導者を委嘱するようになりました。山口市では、本年度59名の方が社会人指導者として登録していただいております。教育委員会では、本年度より、登録していただいた社会人指導者への報償費の一部を補助できるようにしております。

2点目の社会人指導者の役割と連携についてお答えをします。

社会人指導者の役割は、次の3点にあると考えております。

1、より専門的な指導ができる、2、多年にわたり継続した指導ができる、3、学校外の目線で生徒の指導援助ができる。

しかし、昨今、指導者の勝利至上主義による諸問題が他県では起こっております。山口市の3中学校では、このようなことが起こらないために、また、活動している生徒のために、ほとんどの部活動において育成会や保護者会を組織しております。この会では、保護者と社会人指導者と顧問が部活動の方針や指導方法等について意見交換をする会議を定期的を開いており、生徒一人一人が充実した部活動ができるように取り組んでおります。

3点目の部員数の少ない部活動における市内中学校の横断的な連携についてお答えをします。

岐阜県中学校体育連盟による複数校合同チームの参加規定により、山口市内においても合同チームの編成を実施しております。この規定では、部員数が種目の必要人数を下回った場合は、近隣の学校と合同チームが編成できるとなっております。本年度は美山中学校と高富中学校のソフトボール部が部員不足により合同チームとして中体連の夏季大会に参加しております。次年度以降も部員数の少ない部活動においては、岐阜県中学

校体育連盟の規定に沿い、生徒や保護者のニーズに対応したチーム編成を進める予定をしております。

いずれにしましても、議員御指摘のとおり、学校教育の一環である中学校の部活動は、体力の向上、そして、社会性を培う場としてはとても有意義な活動であると認識しております。

山県市教育委員会としましても、絶えず指導助言を行い、生徒減少期における山県市中学校の部活動の活性化を絶えず念頭に置き、少しでも生徒、保護者、そして、学校にとって魅力ある部活動になるよう支援していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 古川雅一君。

○3番（古川雅一君） 生徒減少期における部活動の活性化について、希望が持てる前向きな御答弁をいただきありがとうございました。市内のどの中学校で過ごしても目標を持つことができ、成長につながる部活動として活性化を進めていただきたいと思います。

中山間地域の学校だから、規模の小さい学校だから部活動に制限がされることは、現実的に生じる課題かもしれません。人口減少社会の中における時代の抱える課題の1つでもあると感じています。しかし、時代の抱える課題にしっかりと向き合い、解決方法を導き出し、限られた環境の中でも子供たちに目標や希望を持つことができる、その目標に向かって努力する大切さや達成感を身を投じて感じることでできる環境は、私たち行政をあずかる立場として、また、地域の役割を果たしていく大人の1人としてできる限り守り、築いていかなければなりません。

生徒減少期における中学部活動の活性化に向けた中学部活動活動指針を策定し、私も微力ではございますが、行政の皆様の御指導をいただきながら、力を合わせ、学校現場や保護者はもちろん、生徒の負託に応えていきたいと強く感じています。

子供たちが中学校で部活動に身を投じ、将来この経験が人生の大きな財産となると思っただけのことを祈念申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

小中学生の通学路の安全確保についてお尋ねいたします。

平成24年に京都府や千葉県、愛知県など、相次ぐ痛ましい登校中の交通事故を受けて、国土交通省、文部科学省、警察庁が連携し、緊急合同点検の実施など通学路における交通安全を早期に確保する取り組みが行われることとなりました。

山県市内でも、市、警察、小中学校、自治会、子供会、PTA、交通安全協会、道路管理者等などの多くの団体が協働し、通学路における安全確保の取り組みが実施されてきました。緊急合同点検並びに緊急合同点検を受けた対策の実施検討と、ハード、ソフ

トの両面から安全確保に取り組まれてきました。その結果、山県市内では平成24年度から安全点検の調査を行い、市内全域で52項目の通学路における対策が必要な箇所と確認がされ、平成26年度までに対策が完了しています。

しかし、交通安全協会の街頭指導に参加すると、まだまだ通学路における危険箇所は存在するのではと感じています。同時に、学校関係者や保護者の方からも継続的に通学路の安全確保について要望もいただいています。

また、多くの関係者が共同で通学路の安全点検を行ったはずにもかかわらず、安全点検の際には対策箇所として上げられていない箇所を現時点で危険な箇所と要望をいただくこともあり、実際に現地を確認すると非常に危険な交差点であり、道路管理者や警察も同様の認識をしている現状です。

道路管理者が市だけではなく県道や国道など岐阜県が管理する道路もありますので、山県市だけの取り組みでは解決できない箇所もあると思います。また、厳しい財政状況の中ではございますが、行政に声を届けることの難しい子供たちの通学路における安全確保のために、これからも引き続きの取り組みをお願いしつつ、お尋ねをいたします。

これまでの通学路の安全確保の取り組みについて、今後の通学路の安全確保の取り組みについて、県道や国道の安全確保の対策について、通学路における危険箇所の情報共有について、以上の4点について、建設課長、学校教育課長にお尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 早川学校教育課長。

○学校教育課長（早川 剛君） 御質問にお答えをします。

児童・生徒の交通事故を防止するためには、議員御指摘のとおり、児童・生徒が安心して通行できる道路交通環境の確立が不可欠であると認識をしております。

それでは、御質問の1点目と2点目、そして、4点目についてお答えをします。

まず、1点目のこれまでの通学路の安全確保の取り組みについてお答えをします。

平成24年度、全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、山県市においても、平成24年7月に各小学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、対策が必要な52カ所について対策内容を協議し、24年度から26年度にかけてその対策を実施しました。

また、継続的に小中学校の通学路の安全確保に向けた取り組みを行うために、26年度より中学校区ごとに3年サイクルで通学路の合同点検を行い、通学路安全推進会議において対策内容を検討し、その対策を実施してまいりました。

26年度は高富中学校区で点検を行い、新たに17カ所の対策を実施しました。27年度は伊自良中学校区で点検を行い、新たに11カ所の対策を実施しました。今年度は美山中校

区において11月に点検を実施し、現在、その対策内容について検討しているところです。

また、合同点検のときだけでなく、地域や学校から危険箇所についての要望があった場合には、関係機関と連携をし、必要な対策を適宜行っております。さらに、各校区において、横断歩道等の危険箇所においては地域の見守り隊の方の御協力のもと、毎日の子供たちの登校を見守っていただいております。

2点目、今後の通学路の安全確保の取り組みについてお答えをします。

今後、市内においては、東海環状自動車道の開通などにより大きく交通事情が変化していくことも予想されます。また、少子化に伴い集団登校班の再編成が行われ、通学路の変更が必要となる場合なども考えられます。このように、多様な環境の変化が予想される中、通学路を適宜点検、改善していく必要があります。特に道路事情が大きく変化した年やその翌年度には、3年サイクルを待たずに合同点検を行う必要があると考えております。

議員御指摘のとおり、小中学生の安全な通学路のための取り組みについては随時見直し点検を行い、改善に向けて努力をしていきたいと考えております。

4点目、通学路における危険箇所の情報共有についてお答えをします。

通学路安全推進会議のメンバーである山県警察署、岐阜土木事務所、学校、市総務課、建設課、教育委員会で危険箇所の情報を共有し、担当機関を中心に適切な対策を講じています。危険箇所については今後も広く情報を収集し、その改善に向けて迅速に対応していきたいと考えております。今後も児童・生徒の生命を第一優先とし、安心・安全な通学路となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 3点目の県道や国道の安全確保対策については、建設課のほうでお答えさせていただきます。

本市の通学路安全推進会議には、国道と県道を管理する岐阜土木事務所及び市道を管理する山県市建設課が道路管理者として会議のメンバーに入っております。そして、毎年定期的に行われる通学路合同点検に、先ほど学校教育課長も申し上げましたが、山県警察署、学校、市教育委員会及び総務課とともに参加いたしております。そして、現地の状況について確認をしております。

合同点検による現地調査の結果に基づきまして対策を要する箇所につきましては、転落防護柵の新設、修繕、舗装外側線の引き直し、カラー舗装化等による歩道部の明示などの対応を行っております。また、256号の伊佐美交差点につきましては、県において、

歩行者の安全性の向上に向けた整備について現在検討が行われているということを聞いております。

本市といたしましても、今後のインターチェンジ及び国道256号バイパスの開通による車両の増加を見据えまして、西深瀬農免道路の改良工事に伴い、歩道の新設を現在継続して施工しているところでございます。また、今年度からは、西深瀬交差点から国道256号に接続する区間につきましても、歩行者の安全の確保に配慮した道路改良計画とすべく検討を進めておるところでございます。

現在、本市では、東海環状自動車道関連の工事が複数箇所において施工されておりまして、今後においても継続した工事発注が見込まれます。また、鳥羽川改修工事、先ほど申し上げましたが、西深瀬農免道路においても同時期に工事が施工されておりまして、工事箇所周辺では通学路の迂回路の確保や通学時間帯に限らず交通誘導員を配置するなどの対応及び対策が行われておりますが、工事期間中に限らず、児童・生徒を含む歩行者の安全確保は道路管理者として重要な責務であり、今後においても、県を初め警察署、教育委員会などの関係機関と密接な連携を図りながら、全ての歩行者が安全・安心な通行となるよう、引き続き対応と対策に取り組むたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 古川雅一君。

○3番（古川雅一君） 再質問させていただきます。

通学路の安全確保について、これまでの取り組みや今後の取り組み、情報共有等について各担当課から御答弁いただき、組織を横断的に通学路の安全確保に取り組んでいただき、本当にありがとうございます。

本年6月には、県内でも小学生の登校中に児童が交通事故に巻き込まれる事故が発生しています。現場は平成24年度以降に実施された合同点検の実施により危険な箇所との認識がなされ、必要な対策が講じられたところでした。しかし、報道によると、地元の方からは危険な通学路との声が紹介され、保護者からは、毎年学校に対して安全確保のための要望を出していたのにとの声が紹介されていまして。一方、学校の認識は、職員が毎日見守っている学校の道路との認識があったとのことでした。

安全確保のための対策が済まされ、学校が安全と認識がありながらも、小学3年生から6年生の児童が1列になって道路の右側を登校中に悲惨な事故が発生してしまいました。見守りや注意喚起も当然のことながら必要ではございますが、やはりハード面の整備も絶対的に必要となってまいります。

建設課長からの答弁では、伊佐美交差点に触れていただき、歩行者の安全性向上に向

けた整備には非常に期待するところでもあり、毎月交通安全の街頭指導に立たれる交通安全協会の皆さんや保護者の皆さんからも期待されるところだと思います。

山口市では、平成26年7月に市通学路安全推進会議が設置され、山口市通学路安全プログラムが策定されています。そして、平成27年1月からは中学校の通学路についても対象に加え、関係機関が連携して合同点検を行うなど安全性の向上に努めていただいています。

しかし、小中学生の通学路ではまだまだ危険な箇所は多くあります。6月に発生した県内の事故から推測されるように、実際に保護者と学校との認識のずれ、もしくはその声が届いていない、限られた財源の中で十分な対応ができていない現状が考えられます。

時には私たち議員がみずから地元からの要望に対して説明を行うことも必要だと考えています。また、各事業の優先順位を定めて、時には事業の実施を待っていただかなければならないときもあると思います。

そこで、再質問として、これまで以上に幅広い情報を吸い上げ、共有に努めていただくとともに、通学路の安全確保を含む交通安全対策に対する予算の枠を確保されてはどうでしょうか。副市長からの答弁をお願いいたします。

○議長（上野欣也君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 通学路の安全確保を含む交通安全対策に対応する予算の枠を確保してはどうかという御提案でございますが、本市の通学路の安全確保につきましては、通学路安全推進会議を核としまして、施設などを所管する県や警察署及び市も含めた各機関において、それぞれ危険箇所への対策が講じられているところでございます。所管する機関が対応することで、早急で適切な対応となり、かつ、将来的及び広域的な面も考慮し、対策が現状において図られているものと考えております。

本市としても、関係各課が通学路の安全対策を優先的に実施することへの意識を強く認識した上で、通学路等において危険箇所に関する情報を受けた場合には、各課において情報の共有と対策について相互の連携を図りながら、予算にとらわれることなく、危険箇所の解消と安全対策を実施しておりますことから、現段階では、あえて通学路等の安全対策に特化した予算確保にはとらわれず、幅広い意見を吸い上げ、現状の体制をより強化することが最善と考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 古川雅一君。

○3番（古川雅一君） ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野欣也君） 以上で古川雅一君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 1 時32分休憩

午後 1 時45分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 5 番 加藤義信君。

○4 番（加藤義信君） 議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして 2 問、質問をさせていただきます。

せんだって11月20日、市長も出席をされた青少年育成市民会議、PTA連合会で行われた岐阜市子ども・若者総合支援センター、エールぎふの村田副所長さんが講演をされました。これは、日常生活等の中で悩みや困難を抱える子供、若者やその保護者などの悩みを相談し、発達段階において総合的に支援するセンターです。

その相談には、核家族化やひとり親世帯の増加、また、地域のつながりの希薄化などにより保護者が孤立しがちであることから、出産や子供に対する不安や負担は軽くないことから切実な相談があるとのことでした。

こういった妊娠期から子育て期をワンストップで総合的に相談できる流れが必要な事例の紹介もされました。こうした取り組みが、今、国が進める子育て世代包括支援センターです。

そこで、子育て世代包括支援センターの開設について質問をさせていただきます。

子育て世代包括支援センターが法定化され、法律上の名称は母子健康包括支援センターとありますが、母子保健法で、平成29年4月1日に施行されます。

現状、個々に行っている妊娠期から子育て期にわたる支援をワンストップで切れ目なく提供するための子育て世代包括支援センターの開設です。役割は、妊婦、産婦等の状況の継続的把握と、妊婦、出産、育児に関する相談に応じ、必要な情報提供、助言を行い、また、保健医療、福祉、教育の関係機関との連絡調整、そして、支援プランまでをワンストップで行うというものですが、本市では、健康介護課が行う妊娠前に関する普及啓発、不妊相談を含め、また、妊娠期、出産の産前産後サポート事業、妊婦健診など、産後は産後ケア事業として乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診などです。

そして、福祉課が行う放課後児童クラブ事業、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター事業、地域拠点事業など 2 課にまたがる関係一部業務担当を一本化し、子育て世代包括支援センターを配置し、きめ細やかな相談、支援を縦割りではなくワンス

トップで行うことにより、地域における子育て世代の安心感を支えていくことが目的となります。

ここで重要なことは、母子保健、子育て支援の両方を妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく提供するために、両事業の担当が同じ場所で1つのチームとなって実施する相談拠点の整備、また、組織編成です。時代の流れに応じた柔軟性を取り入れ、利用者目線の敷居の低い相談支援が少子化対策にもつながらなければなりません。利用者にとってわかりやすい、また、利用しやすいサービスの提供が何より必要だと思いますが、健康介護課長にお尋ねします。

まず、子育て世代包括支援センター設置に向けての取り組みと今後の課題をお伺いいたします。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

議員御発言の子育て世代包括支援センターについては、平成27年6月30日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針」を受け入れて改正された母子保健法により設置が法定化され、平成29年4月1日より施行されます。妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点として整備することが求められています。

また、支援を要する妊婦等に関する情報提供や母子保健施策が児童虐待の発生予防、早期発見に資するものであることに留意すべきことも明記されました。

子育て世代包括支援センターは、母子保健と子育て支援を一体的に実施する方法とそれぞれ別の場所で連携して実施する方法があります。現在、本市においては、健康介護課で母子保健事業、福祉課で子育て支援事業を実施していますが、保健、福祉の連携が図れるように定期的に子育て支援ネットワーク協議会を開催し、子育て支援の現状や課題について情報を共有することにより、妊娠期から子育て期まできめ細かく支援するよう努めております。

また、育児能力に不安のある母親や発達が気になる子など、支援が必要なケースにおいては、保健と福祉の担当者が連携しながら、保育園や幼稚園、児童館、小学校、ピッコロ療育センター等関係機関との調整を図り、必要なサービスが適正に提供できるよう取り組んでおります。

今後さらに連携を強化し、市民にわかりやすい相談体制を整備するには、国の方針でもありますように、ワンストップ拠点として子育て世代包括支援センターの設置は必要であると考えておりますが、本市では、平成26年度から保健師の地区担当制を導入し、各保健師が担当地区を持ち、子育て世代に限らず市民の生涯を通じた継続的かつ包括的

な保健事業を展開しており、今後においても保健師の地区担当制を充実することにより、国が推進するワンストップ拠点としての支援を行っていきたいと考えています。

今後の課題といたしましては、教育部局、来年度から指定管理者制度を導入した児童館など、そういったところとの連携をさらに強化していくことと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） ありがとうございました。子育て世代包括支援センターの設置は必要だと考えてはいるとの答弁でしたが、違う方向性のようでありました。

本市として、子育て支援ネットワークの中で26年度から導入された保健師の地区担当制でとのことですが、キーマンとなる保健師さんが地区担当を受け持ち、訪問し、子育て世代に限らず、不妊治療から児童虐待を含め、市民の生涯を通した老後までの幅広い分野で包括的保健事業を展開しているとのことでしたが、きめ細かい支援ができるのかどうか、対応し切れない問題があるのではないかと、これをまず1点目、お尋ねします。

また、答弁に、保健師さんの地区担当制を充実させとありましたが、現在どのような地区割で、何名の保健師さんが相談者の継続的把握をされながら、必要な情報提供等を含めた支援をされているかが2点目、そして、どう充実させるのか、3点を健康介護課長にお尋ねします。

また、福祉課として、子育て世代包括支援センター設置に向けての考えと利用者目線に立ったワンフロア、ワンストップ支援の必要性を感じたことはないかの2点を福祉課長にお尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

まず、1点目の保健師の地区担当制で、細かい支援ができるのか、対応し切れない問題があるのではないかとのお質問ですが、地区担当制では、市民のニーズを把握し、その人に合ったサービスの提供や助言が受けられるよう保健活動を実施しております。

保健師1人では解決できないような課題がある場合には、関係機関との連携、調整を行い、専門的できめ細やかな支援が提供できるよう対応しております。

2点目の地区担当制の現状でございますが、保健師7名と栄養士2名で高富地区、富岡地区、梅原地区、大桑と桜尾地区、伊自良地区、美山南部地区、美山北部地区の7地区に分けて担当をしております。

3点目のどう充実させるのかにつきましては、保健師と市民の方との信頼関係を築くことが重要であると考えております。そのためには地域のさまざまな機会を通して保健

師の存在を周知し、気軽に相談してもらえようようにしていきたいと考えています。早期に相談することで、生活の質や健康状態が向上し、地域全体の健康意識が高められると考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 再質問にお答えします。

福祉課としての子育て世代包括支援センターの設置に向けた考えはとのことでございますが、本市におきましては、先ほど健康介護課長が答弁されたとおり、以前から母子保健事業、子育て支援事業は連携を図りながら取り組んできておりますので、現状の連携体制の充実強化に努め、必要な情報を共有することで、切れ目のない支援に当たることができると考えております。

次に、利用者目線に立ったワンフロア、ワンストップ支援の必要性を感じたことはいかということでございますが、本市においては、保健センターが本庁舎に隣接しておりますので、異なる窓口であっても、基本的にお客様がワンストップで手続きが完了するよう、担当職員が移動してお話をお伺いしておりますし、内容をお伺いして、やむを得ず移動していただく場合には、職員がエスコートをして御案内するなどの配慮をいたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） ありがとうございます。再々質問を市長にお尋ねします。

今回の補正予算の中に全小中学校普通教室にエアコン設置が盛り込まれました。すばらしい教育環境を子供たちが何より喜ぶことと思います。子供たちの教育環境の向上という面でも、子育て支援に通ずる施設整備ですし、ハード面での整備も重要な取り組みだと思います。

また、ソフト面でのきめ細やかな支援とは、相談者に寄り添う支援の姿だと思います。妊娠期から子育て期の中で多種多様な複雑化した相談内容は、虐待を含め、1回や2回で信頼関係が築かれて解決することは少なく、その声はその場でしか伝わってこない、緊張感人を介した連携の中では相談者の本心も薄れて伝わりかねません。そういう意味でのワンフロア、ワンストップは、速やかにその場で情報をみんなでそのまま共有できます。答弁にもありましたが、別々の場所で連携して実施する方法は行政からの目線ではないかと考えます。

子育て世代包括支援センターの開設は、国の平成29年度の重点的事項にも触れられて

いますが、全国的な取り組みとなっています。本巢市でも開設をされております。10月には高松市の高松版ネウボラ、子育て世代包括支援センターを行政視察に伺い、ここでは母子保健型で24時間体制の相談窓口も開設をされておりました。少子化対策のためにも、利用者が安心して子育てできる、より一層の相談体制の強化は、子育て支援日本一を掲げる本市にとっては他自治体をリードすべきことではないかと考えますが、地域性を生かした山県版ネウボラの構築、子育て世代包括支援センター開設に向けた組織づくりについて、市長のお考えを改めてお尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

子育て支援日本一というのは私どもの目指しておるところでございます。そうしたことで幾つかの施策、先駆的な政策を進めさせていただいておるわけでございます。少子化の時代にありまして、最も優先すべき施策の大きな政策だと考えております。

そうした中で、今回提案いただいておりますのは、ワンストップサービスということの子育て世代の包括支援センターの設置、これは設置をすることが、この冠を、看板を上げることが一番大切なことではなくして、先ほどからも議論させていただいておりますように、いかにして、議員のお言葉をかりれば、寄り添う支援ができるか、その中身が一番大切なことだと思います。例えば同じフロアの中でも、常にそのフロアに外へ出ることもございますし、いろんな形で他との連携も深めていかなければなりません。

今回のように健康介護課と福祉課と、それから、外の施設であります児童館とか、げんきはうすですとか、ピッコロですとか、幼稚園ですとか、保育所ですとか、やはり組織が違います。そして、教育委員会、この組織を一体的にしようしますと、それぞれの担当の職員が必要なわけでございますけれども、そういった実情と、実際にいろんな形で支援させていただいておる実情と組織化するということと、今の何が問題なのかということ、どういったところが担当者としてどう位置づけたらいいのかということも、もう少し私も具体的に個々の事例を理解はしていませんので、そういったことを踏まえながら、センターの設置につきましては検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） ありがとうございます。検討いただくことを要望し、次の質問をさせていただきます。

企業版ふるさと納税について、地方創生を国が支援する企業版ふるさと納税が今年度よりスタートをし、各自治体が取り組みを開始しています。

地方創生は雇用の創出や少子化対策、地方への移住や人口減少時代に合ったまちづくりなど、さまざまな分野が対象になります。自治体は総合戦略に策定をしたところですが、この総合戦略に位置づけられたプロジェクトの中から国に申請をし、認定を受けたものがこの企業版ふるさと納税の対象となります。

個人が好きな自治体に自由に寄附できる個人版とは違い、企業側のメリットは大きく2つあり、1つは、寄附額の約6割分が法人住民税などから差し引かれる点で、控除額は従来の2倍となり、また、10万円以上の寄附が対象となっているので、中小企業が少額でも寄附をしたいという場合にも対応できます。2つ目は、地方創生に積極的な企業だとアピールでき、社会的なイメージの向上につながる点です。

企業版ふるさと納税に自治体がどんなプロジェクトを考え支援していこうと思ってもらうかに尽きます。自治体はこの制度で得た寄附を財源に工夫を凝らしたり、取り組みを進めることができます。地方創生に向けて企業側の寄附をふやすには、より自治体の発想力が問われることとなります。さらに、企業に対し自治体がいかに事業の魅力を訴えられるかが重要であり、発信力が求められます。

内閣府も、これまで産業界へアピールしてこなかった自治体も企業版ふるさと納税について積極的にPRしてほしいとしています。企画財政課長にお尋ねします。

この取り組みに関して本市の状況、また、認定申請を受けることができれば、大きな財政支援につながる可能性がある取り組みだと思いますが、以上2点、お伺いいたします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

議員御発言のように、企業版ふるさと納税は、内閣府が認定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対し、法人がその本社所在地以外の自治体に10万円以上寄附した場合、寄附額の6割分の税金控除が受けられるという制度でございまして、本年度から平成31年度までの4年間の時限措置というものでございます。

そこで、現在の本市の状況でございしますが、今のところ私どもが内閣府に認定申請したという事例はございません。なお、法人がこの制度を活用して市外の自治体へ市内の企業が寄附したと考えられる金額は、税務署や本市の税務課のほうにも確認いたしておりますが、承知できないというか、ちょっとつかみ切れない状況でございます。

次に、認定申請することに関する私の所見を申し述べたいと思います。

全国的には既にさまざまな取り組みをされています。既にその実績を上げられているところとして、例えば福井県では、県外の大学等を卒業して、U・Iターンとして県内

に就職した場合に、奨学金返還を1人につき最高100万円支援するという事業に対しまして、6社から850万円が集まったという報道がございます。ちなみに、寄附をされた法人は、福井県が創業地の会社などだそうです。

そもそもふるさと納税については、当時総務大臣であった菅官房長官が取り沙汰されることが多いのでございますが、私は、最初の提案者はこの福井県の西川知事であると考えております。個人版のふるさと納税が始まったときには、この西川知事の思惑が外れて、思いのほか関東圏での実績が多かったと記憶しております。そのため、今回ばかりは知事の思いも強かったのかなとも考えられます。

その他の例としましては、例えば被爆建物修理の寄附を求める広島市の例ですとか、近くではかかみやはら航空宇宙博物館の改築などの募集もございます。この各務原市が認定された内容でございますが、時限措置の間に投ずる事業費、県もありますが、約27億円に対し、寄附額の見込みは約0.2%となる600万円となっております。

他の自治体では、認定されたものの、思うように集まらないといったことを耳にすることもございます。そうしたことは、寄附文化が根づいている欧米とは異なり、日本は寄附文化が根づいていないためとも言われます。日本でも東日本の震災以降、個人の寄附は増加し、今では年間7,000億円にも上ると言われております。しかし、アメリカでは桁違いで、年間27兆円を超えております。無論GDP、国内総生産の規模の違いはございますが、日本のGDPよりも小さいイギリスでも、寄附額は日本の倍以上になっております。

これは1つの考え方でございますが、現行の選挙権は、申し上げるまでもなく、非課税者の方でも高額納税者の方でも1票の平等な権利を有してはいますが、今から90年ほど前までの日本の選挙権においては、直接国税の納税要件というものがありませんでした。そうした感情がどこかにあるのではないかと、つまり、納税者だけが寄附金の使途を希望したり、特産品を手にすることができるのに対し、非課税者、会社含めてですが、とっては不公平だという見方があるという考え方でございます。

そうした中でも、個人版のふるさと納税は、ここに来て実績額はうなぎ登りとも言えます。ただ、これは寄附文化が根づいたりしてきているというより、特産品等の魅力がインセンティブになっているであろうことは否定できません。仮に企業がこの制度を活用しようとする、そうした特産品は収益として計上しなければならないので、その場合は、下手をすれば逆効果にもなりかねません。

また、企業版ふるさと納税の場合には、6割の税金控除は受けられますが、逆に言えば、4割の費用が発生することになりますので、企業が倫理的観点から事業活動を通じ

て自主的、ボランティアに社会に貢献する責任とも言われるCSRですとか企業の宣伝効果やイメージアップ戦略として、BバイCと言われる費用対効果が成り立つ場合のほかには、当該企業が自治体に対する寄附が多くの子会社の株主に理解されるほど愛着度が強いといった例などに限られることから、現状では寄附が集まりにくくなっているのではないかと考えられます。そこで、いっそこうした方法じゃなくて、クラウドファンディングのほうがいいのではないかとといった意見もあるようでございます。

そうした中で、本市が内閣府へ認定申請しようとする場合には、不安要素を持ったままの財源で事業の実施を確約することになってしまうというリスクも考えられます。しかも、現時点での期間は4年間と限られていることもあり、内閣府が発行する手引きの流れでは、事前に企業に相談し、寄附の見込みを立ててから申請することとなっております。

せっかくいただいた御提案に対し、現実を見据えて否定的なことばかり申し上げておりますが、本市でのさまざまな施策や構想については、さまざまな機会を捉えて広く発信してまいりたいとは考えております。そして、その上で何らかの施策や構想に興味を抱いていただけるような手応えを感じましたら、そこを踏み込んですり合わせ、空振りに終わることのないような時点で内閣府へ認定申請し、広く公募することをやぶさかとはしない考えでおりますので、私の趣旨をくれぐれも誤解のないようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） ありがとうございます。当然さまざま考え方はあると思いますが、提案をさせていただきました。

答弁の中に、事前に企業に相談し、寄附の見込みを立ててから申請と言われましたが、賛同会社、寄附額の下限は10万円からで、1社募れば申請できるものと聞いています。高いハードルではないと思います。

また、事業費の範囲内でしか寄附の受け入れはできず、満額にならないといけないこともないようです。これは、どれだけの事業規模を申請するかにもよりますが、各務原の航空宇宙科学博物館改築の27億円の事業は、本市に当てはまるものではありませんし、逆に、寄附額600万円でも、本市に当てはめれば大変な支援額になります。これは、もともと自治体が進めようとしている地方創生事業を対象としておりますので、本市に合ったものにならないければなりません。

捉え方によっては、会社が少しでも賛同される事業は、今後の方向性にもなるのでは

ないかと考えます。例えば認定された事業として、美濃市では美濃和紙の活用による地域再生計画、美濃加茂市では里山再生事業、養老町では養老改元1,300年魅力創出計画、岐阜市では特産農産物、農業振興プロジェクト、また、リニア開通に向けて希望が広がっています中津川市では、若者の地元定着推進事業、もう一つ外国人観光推進事業、これは28年度事業費が35万5,000円で申請をされ、認定を受けています。

本市でも、今年度、地方創生加速化交付金によって5つの事業委託を進められていますが、引き続き継続させたい事業、企業版ふるさと納税という方法でもあるのではないかと思ったところからの提案であります。また、検討をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

地方創生の関係でお尋ねします。よろしく願いいたします。

地方創生加速化交付金は10分の10でしたが、今年度の地方再生推進交付金は負担割合が2分の1ですので、慎重に考えてみえるとは思いますが、11月25日付で28年度、2回目の地方創生推進交付金の対象事業の決定が行われました。これについて1点と、拠点整備交付金についてお尋ねします。

単発的なこの交付金は、ハード事業にも対応するとのことで使いやすくなり、移住促進や若者雇用事業など幅広い交付金になっているようですが、この2点、企画財政課長に再質問いたします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

まず、先ほど議員御発言のように、企業版ふるさと納税は1社でも申請できますし、満額に達していないといけないわけでもございません。ただ、企業側に立てば、基本的に営利を目的とする企業において4割の費用が発生することになりますので、それなりの効果かよほどの思い入れがないと、当然手は挙げられません。

他方、本市においては、不安定な要素を持ったままの財源で内閣府へ認定申請して、事業の実施を確約することになってしまうというリスクがございます。

本市の現在の総合戦略に掲げる施策につきましては、具体的なものもありますが、ほとんどの施策は、他の自治体と同じく理念にとどまっているレベルのものが多くあります。そこで、これらの施策を具現化する際には、国等の有利な財源が確保できる時期ですとか国、国策とのすり合わせが重要であると考えております。そうした中で、不安要素を持ったまま総合戦略に掲げる施策を企業がイメージできるように詳細化し、事業実施を確定させていくことには一定のリスクが生じるということでございます。

ただ、無論当職が企業版ふるさと納税に対する企業側のインセンティブを全て網羅で

きていない可能性は当然ございます。そのため、他の自治体での企業の動向や、議員御発言の地方創生加速化交付金による5つの事業の中で、企業側のインセンティブを模索しながら推進し、その活用も十分に視野に入れてまいります。

次に、地方創生推進交付金と拠点整備交付金についてでございますが、議員御発言のように、拠点整備交付金はハード事業が対象となるとともに、有利な地方債、いわゆる補正予算債も活用できるという大変魅力的なものでございます。

ところで、この交付金の市区町村ごとの限度額は、3,000万円から6,000万円とされており、補助率が2分の1でございますので、事業費としては6,000万円から1億2,000万円となります。そのため本市としましては、これまでと同様、その理想とも考えられる交付額の最高額であります6,000万円、事業費でいいますと1億2,000万円を目指してまいりたいと考えております。

現在、来年度予算の編成中でありまして、各課要望してきたものの中から何かを前倒しできないかなと模索しているところではございますが、現時点では全く未定でございます。

この申請には詳細な積算根拠が求められており、内閣総理大臣の認定が必要な地域再生計画も必要となります。具体的な国への申請時期は、実は年明け早々となっております。他の自治体は事前相談を適宜行っている段階にありまして、正直的なところを申し上げますと、焦りが無いわけではございません。

なお、当該事業は必ず来年度中に完成させる必要があること、そして、またこれは1億2,000万一本じゃなくて、幾つの事業に分けてもいいよということが示されております。そういったことから、決めかねているところが現状ではございます。

これまでは、幸いにして理想である最高額は、本市においては地方創生、全て最高額を獲得できてはおりますので、今般も申請までに余り時間はございませんが、案を絞りまして、来年第1回定例会において、本年度の補正予算案として計上させていただけるよう最善を尽くしてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） ありがとうございます。地方創生関連でということでお尋ねをいたしまして、答弁をいただきありがとうございます。

要は、身近なところに焦点を当て、3年後の東海環状自動車道、（仮称）高富インターチェンジ開通に向けて、具体的に集客力を求めた活気あふれる元気な山県市の未来像を発信し、方向性が市民の皆様に伝わるような企画に取り組んでいただくよう、地方創

生関連でお尋ねをいたしましたけれども、そういった点もあわせて要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野欣也君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

○議長（上野欣也君） これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

14日に予定しております一般質問は、午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦勞さまでした。

午後2時18分散会

平成28年12月14日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

平成28年第4回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 12月14日(水曜日)

○議事日程 第4号 平成28年12月14日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	9番	山崎通君
10番	吉田茂広君	11番	上野欣也君
12番	石神真君	13番	武藤孝成君
14番	藤根圓六君		

○欠席議員(1名)

8番 福井一徳君

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	伊藤正夫君	総務課長	太田智倫君
企画財政課長	久保田裕司君	税務課長	石神彰君
市民環境課長	奥田英彦君	福祉課長	桐山藤夫君
健康介護課長	藤田弘子君	産業課長	山田和哉君
建設課長	長野裕君	水道課長	大西敏彦君
まちづくり・企業支援課長	鷺見秀夫君	会計管理者	江口弘幸君

消 防 長 藤 根 好 君 学 校 教 育 長 早 川 剛 君
生涯学習課 梅 田 義 孝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司 書 記 宇 野 照 泰
書 記 鷺 見 芳 文

午前10時00分開議

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（上野欣也君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、13日に引き続き、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位6番 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議長より許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

今回、2件の質問をさせていただきます。

1件目、質問事項は、妊娠出産から子育てまで、切れ目のない支援をです。

昨日、別の議員から子育て世代包括支援センターの設置について質問があり、多少重複する部分もあるかと思いますが、お許してください。

現在、全国各地の自治体で、妊娠出産から子育てまでを切れ目なく支援する子育て世代包括支援センターの立ち上げが広がっています。

子育て世代包括支援センターは、現状、さまざまな機関が個々に行っている母子保健や子育ての相談支援について、ワンストップで応じられる拠点をつくることで、妊娠、子育ての不安や悩みを取り除き、子供を産み育てやすい環境を整えていく取り組みです。

国は、この子育て世代包括支援センターを法定化し、おおむね平成32年度までに全国展開することを目指しています。

山口市は、子育て支援日本一を目指しておりますが、合計特殊出生率が県下でも低いランクであるという大きな課題を抱えているのが現状です。妊娠から子育てまで、中でも母子にとって妊娠期は、検診などで医療機関とかかわることは多くても、行政と接触する機会は余り多くはありません。出生率の向上、切れ目のない子育て支援の実現のためには、子育て期の支援だけでなく、妊娠期から母子にしっかり寄り添った支援を行うことが重要ではないでしょうか。

そこで、健康介護課長にお尋ねいたします。

1点目、現在本市が行っている母子保健の相談支援の内容について。

2点目、また、本市が独自に力を入れて取り組んでいることや、工夫されている妊娠期の相談支援があればお尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

別な議員の御質問に、子育て世代包括支援センターの設置についてお答えいたしました。現在も、安心して子供を産み育てていけるまち、子育て支援日本一を目指し、妊娠から子育てまで、切れ目のない支援を心がけて、日々業務を続けているところでございます。

1点目の現在本市が行っている母子保健の相談、支援の内容についてでございますが、こんにちは赤ちゃん訪問事業では、生後4カ月までに保健師や保育士が訪問し、赤ちゃんの健康状態や育児に関する相談を行っています。特に出産直後は、母親の育児負担が大きく不安も多いため、重要であると思っております。

また、母親の育児の不安や悩み、子供の発達について相談を受ける場として、乳幼児健診や乳幼児相談を実施しています。近年、発達で気になる子が多くなってきており、あそびの教室という発達支援教室や、すこやか相談という名前の発達支援相談の利用が多くなっています。

また、保育園で発達が気になる子がふえてきており、保育園児を対象に地域療育支援事業を実施しています。この事業は、気になる保育園児に対して、保健、福祉、教育の関係者が情報を共有して検討会を行い、わかりやすい保育が提供できるよう支援しています。教育と連携することにより、就学しても継続した支援が受けられるよう、発達支援体制の構築を目指しています。

このように、妊娠期から小学校まで、切れ目のない支援を行っています。

2点目の本市が独自に力を入れて取り組んでいることや、工夫している妊娠期の相談、支援でございますが、不妊に悩む方の相談や治療費の拡大助成を行っているほか、本年度より母子健康手帳の交付の窓口を一本化し、健康介護課で面談による母子手帳の交付をいたしております。

その折に、妊娠届け出時の面談記録シートを作成し、保健師または栄養士が妊娠、出産に関する不安や悩みをお聞きしながら、家庭環境や健康状態、精神状態等を書き取り、支援が必要な方には出産前から個別支援を実施しています。

母と子の健康サポート事業では、サポートの必要な妊婦や乳児に対して医療機関との連携を図り、早期支援を行っています。

そのほか、マタニティ教室では妊婦の孤立化を防ぐため、妊婦同士の交流を図りながら妊娠、出産の悩みや不安を話し合ったり、子育て支援の情報提供などを行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再質問させていただきます。

御答弁ありがとうございます。

妊娠期から子育てまで、切れ目のない子育て支援を心がけて日々業務を続けていらっしゃるとのこと、大変心強く思っています。

御答弁いただきました内容から再質問させていただきます。

1点目、母子保健の各相談支援についてお答えいただきました。子育て期の支援ではお子さんの発達に関する内容がふえ、それに伴い、保育、福祉、教育との連携や支援の強化がされていることと伺いました。

生後4カ月までに行われるこんにちは赤ちゃん訪問事業では、子育ての不安や負担の大きい産後の母親やその家族にとって、とても重要な事業であるかと思いますが、そのときに受けられる相談内容としては、どのような内容が多く挙げられるのでしょうか。また、それに対するサポートはどのようにされているのでしょうか。お尋ねいたします。

2点目、不妊に関する助成の拡大は、子供を望む家庭にとって大変心強いものであると思います。今後も、ぜひ力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

母子手帳交付時の面談、支援について、面談の内容についてはお伺いしましたが、面談場所や環境はどのようでしょうか。面談後に行っていく支援の内容はどのようでしょうか。

また、母と子の健康サポート事業では、サポートの必要な妊婦さんや乳児に対して、医療機関と連携を図り支援を行っているとお答えいただきましたが、今までにどのようなケースがありましたでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

1点目のこんにちは赤ちゃん訪問事業での相談内容につきましては、赤ちゃんの成長、発達や育児方法、予防接種、市の子育て支援サービスなどが多く聞かれます。

相談内容のサポートとして、赤ちゃんの成長、発達や育児方法に心配がある場合は、医療機関への受診勧奨を行ったり、育児で改善できる点については改善点をお話しし、再訪問や電話、次回の健診など、状況に合わせた方法と時期によって経過を確認しております。訪問は、保健師のほか保育士が行う場合もございますので、訪問終了時に報告を受けて、支援が必要な場合は保健師や栄養士が対応しております。

2点目の母子手帳交付時の面談場所についてでございますが、先ほど御質問にもお答

えしましたとおり、今年度から窓口を健康介護課に一本化して実施しておりますので、健康介護課分室の窓口で相談を実施しておりますが、面談の内容や状況によりまして、相談室へ御案内する場合があります。

また、支援の内容につきましては、チェックリストの使用により、誰が相談者になっても問題意識のばらつきや見落としがないようにしております。チェックリストによるハイリスクケースは、妊娠届が遅い場合や妊娠に病気を合併している場合、若年妊婦や外国人妊婦、妊娠を快く思っていない妊婦など、多岐にわたっております。これらの場合も継続訪問や電話、出産後の赤ちゃん訪問など、そういったところで経過を追って支援しております。

また、母と子の健康サポート事業のケースにつきましては、未熟児や心臓病、遺伝子異常など、大きな病気を持って生まれた赤ちゃんや、出産後の育児放棄が予測される母親など、継続した支援が必要と思われるケースについて、医療機関から退院時に連絡をいただいております。連絡をいただきますと、対象者宅を訪問し状況を確認した上で、どのような支援が必要なのかを検討し、訪問や電話、健診などで在宅でも継続した支援が受けられるように努めております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。再々質問をさせていただきます。

こんにちは赤ちゃん事業、母子手帳交付時の面談場所についてお答えいただきました。妊娠期からの相談や支援、出産後、早期の相談や支援にも力を入れて取り組んでいただけることをお伺いしました。

国が進める子育て世代包括支援拠点施設では、ワンストップで対応できる拠点であること、そして、切れ目のない支援が目指されています。御答弁いただきました内容から、子育て支援日本一を目指す山県でも、妊娠期からの切れ目のない支援を目指した取り組みがされていることと感じましたが、その支援がより多く、さらに言えば、全ての母子や家庭に行き届くものでなければなりません。

10月に議会の視察で訪れた高松市では、現に子育て世代包括支援拠点施設の取り組みが始まっており、特に母子手帳発行時の面談に関しては、全ての妊婦さんと面談を個室でされるとお伺いしました。それにより、こちらからの問いかけばかりではなく、妊婦さんからお話ししていただくことが大変ふえ、これまで以上に寄り添った支援につながっていくことができるようになってきているとお話を伺いました。

女性は妊娠がわかったとき、喜びとともに大きな不安も抱きます。それをなかなか外

に出すことができない方も多くいらっしゃると思います。きめ細やかな支援、切れ目のない支援を目指す山県であれば、ぜひ、現在行っている母子手帳発行時の面談を、内容や状況に関係なく妊婦さんが話をしやすい環境をつくっていただき、これまで以上に寄り添った支援を広げていただきたいと思います。いかがでしょうか。健康介護課長にお尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再々質問にお答えします。

母子手帳発行時の面談につきましては、上のお子さんを連れてお見えになる場合もあり、そうした場合は、ほかの職員がお子さんの相手をしながら、お母さんには手続や相談がゆっくりできるように対応しております。込み入った相談等がある場合は個室を利用するなど、妊婦さんに合わせた面談に配慮をしておりますが、健康介護課の相談室は現在2カ所で、認知症に関する相談や精神に関する相談、不妊治療など、多様な相談がございますので、母子手帳発行時のためだけに部屋をあけておくわけにはまいりません。

そのような状況でございますので、今後も妊婦さんの話しやすい環境づくりに努め、ニーズに合わせた支援を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町祥江君、質問をかえてください。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。

2件目の質問に移らせていただきます。

質問事項は、平成29年度の当初予算編成についてです。

現在本市では、来年度、平成29年度当初予算を編成するに当たり、各担当課の予算要求が終わり、企画財政課による査定を行っている真っ最中であるかと存じます。

今議会が閉会后、3月に向けて予算編成作業が進んでいきますが、本市政を取り巻く課題が数ある中、平成29年度当初予算編成に当たっての基本的な考え方、方針はどのようでしょうか。市長にお尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

お尋ねのあった平成29年度の予算編成に当たっての基本的な考え方、方針につきましては、市の財政状況、来年度の特質事項、来年度の重点的事項の3点からお答えをさせていただきますと思います。

まず、市の財政状況でございますが、本市は県内唯一の起債許可団体でございましたが、平成26年度の決算をもちまして、そうした状況も脱して以降、本年度、また来年度

以降も許可団体とはならない見込みでございます。

他方で、実質単年度収支の赤字でございますが、この赤字幅が拡大してきておりまして、基金の取り崩しにより決算してきている状況でございます。その原因は、何と申しましても本市の最大の収入であります地方交付税が、合併の算定がえによりまして漸減していることが大きな原因ともなっております。

次に、来年度の特質事項でございますが、まず、本市の建設に係る東海環状自動車道のインターチェンジは、平成31年度の開通が目指されており、このインフラを活用したまちづくりを推進していかねばならないと考えております。

また、現在本市が保有している財産は、他の多くの自治体と同様に、全てを更新していくことは不可能な規模となっております。そのため、国では公共施設等総合管理計画に基づきまして、この公共施設等を再編、再構築するなどの際に活用できる有利な地方債制度を設けていますが、その発行は来年度限りとなっております。

加えまして、これまで各種防災施設や学校、クリーンセンター等の整備財源として活用してきました有利な地方債であります合併特例債の発行期限も、基本的には来年度限りとなっております。

こうした大変厳しい財政状況の中で、来年度に取り組むべき事業につきましては、予算化する必要があります。そのためにも、国が提示しているビッグデータを初めとしまして、他の客観的なデータに基づいて、みずからの地域の現状と課題を把握し、その特性に即した地域の課題を抽出しながら、機を逸することのないように、特に来年度、予算化していかねばならないと考えております。

また、国におきましては、本年度の第2次補正予算が成立をいたしております。そのため、本市がやがてはなすべく施策につきましては、こうした補正予算の活用も視野に入れまして、17カ月間のフレームとして予算編成に取り組むことといたしております。

次に、重点的事項でございますが、基本的には本年度と同じく包括的な子育て支援の推進、戦略的なまちづくりの促進、健康寿命の延伸の3つとしております。

本市のまちづくり基本条例の前文にもございますように、私たちはこうした自然の恵みと先人が築き上げてきたこのまちを、次の世代にしっかりと引き継いでいかなければなりません。限られた財源を最大限有効に活用いたしまして、住民福祉の向上につながるよう全職員が一丸となって英知を結集し、予算編成に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 御答弁ありがとうございます。

再質問させていただきます。

市長より来年度の予算編成の基本方針を3点に分けてお伺いいたしました。再質問は、中から市の財政状況より、具体的な数値をお伺いしたいと思います。

現段階で、各課からの要求額はどのような状況でしょうか。9月の議会では、平成27年度の決算認定を終えています。その評価なども踏まえ、今度どのような判断基準で査定を進められるのでしょうか。企画財政課長にお尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

まず、当初予算編成に係る事務につきましては、例年、前年度の10月上旬に予算編成方針を通知いたしまして、当職に対し、11月上旬に各課長等が歳入歳出等の予算要求書を提出してくることとなっております。その後、11月から翌年1月初旬まで事務査定というものを実施しまして、1月上旬までに事務方としての予算原案を策定し、1月中・下旬で市長及び副市長の査定を実施することとなっております。

そこで、平成29年度当初予算におきましては、現在事務査定の真ただ中ではございますが、11月上旬に各課長等が提出してきた一般会計の歳出要求額は約151億円となっておりますし、対して、歳入予算の要求額が124億円となりますので、現在、約27億円の財源不足となっている状況でございます。ちなみに、最近この段階での財源不足というのは、10億から多くても20億以内の範囲内となっておりますので、財源不足額は例年よりも多くなっている実情でございます。

そこで、平成27年度決算を踏まえてとのお尋ねでございますが、本市は市長答弁にありましたように、今後も起債許可団体とはならない見込みではございますが、財源不足による基金繰り入れがポイントの1つと考えております。

先ほど申し上げましたように、当初予算原案における財源不足額は、平成25年度以降約10億円の基金繰り入れという当初予算となっております。他方で、これを決算しますと、決算においては、平成25年度は逆に約5億円の財源余剰が出ております。また、平成26年度も、結果的には基金を積み増したり、10億繰り入れるようなことにはなっておりません。しかし、平成27年度においては約4億円の基金繰り入れとなっており、本年度はまだ現段階ですが、決算見込みの集計中ではございますが、前年度以上の基金繰り入れも想定できる状況にはなっております。

こうした中で、東海環状自動車道のインターチェンジ開通が近づいておりまして、有利な地方債制度は来年度限りとなるものなどがあるため、大変厳しい財政状況の中にお

きましても、来年度に取り組むべき事業については予算化するという予算編成方針を打ち出しておりまして、一般会計の要求ベースで、財源不足が例年よりも多い約27億円となっている大変厳しい状況でございます。

そこで、今後どのような判断基準で査定を進めるのかとのお尋ねでございますが、まずは、来年度に取り組むべき事業については、機を逸することのないような予算化を目指さなければなりません。その上で、基金の繰り入れと大きく関係する実質単年度収支というものの赤字幅を意識してまいりたいと考えております。

そして、もう一つは、公共施設の更新でございます。市長答弁にもございましたように、本市が現在保有する財産を全て更新していくことは不可能と言えます。そこで、今後のサステナブルな、持続可能な市政運営のためには、公共施設のあり方も重要な視点になるものと考えております。

当職がこうした事務査定の責任者となって予算編成に当たるのは、平成25年度以降5年目となりますが、私は、当初予算における財源不足額というのは10億円以内とすることを1つのメルクマールとしてきております。しかし、来年度の当初予算編成に当たっては、10億円を超えることは避けられないとの認識を現在持っております。

今後の事務査定におきましては、限られた短時間の期間ではございますが、短期と長期の視点のもと、国の制度の活用、それから、スクラップ・アンド・ビルドですとかサンセットの考え方も視野に入れながら、当初予算における財源不足による実質的な繰入額を少しでも10億円以内に近づけるように目指してまいりたいと考えております。

そして、年明けの市長及び副市長査定によりまして、多様な利害関係者による市民目線のもとに、少しでも一般市民の方にわかりやすく、明瞭かつ魅力的な予算となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。

再々質問をさせていただきます。

現段階での状況、査定、判断基準のポイントなど、詳しく御答弁いただきありがとうございます。大変厳しい財政の中、東海環状自動車道のインターチェンジ開通を目前に控え、来年度実現しなければならない施策もあるかと思えます。

平成29年度予算編成方針を私も読ませていただきました。これは私個人の感想ではありますが、前年の予算編成と比べますと内容はより具体的で、財政面では厳しい視点であり、政策面ではより市民の目線に立ったものであると感じました。

重点事項とされます包括的な子育て支援の推進では、全ての家庭と子供に切れ目のない支援をとという考え方は、本市においても無視できない考え方であること、保健、福祉といった特定部局の施策にとどまらず、教育、多様な生活支援等も視野に入れた施策も必要とされています。

戦略的なまちづくりの促進、健康寿命の延伸に関しましても、特定部局の施策にとどまらず、限られた財源を最大限有効に活用すること、全職員が一丸となって予算編成作業に当たることとされています。

さきの答弁でお答えいただきました来年度の3つの重点事項は、山県で暮らす市民の皆様にとって大変重要な要素であると思います。

そこで、現段階で市長が山県市民のために実現したいと考えられる施策、来年度予算化したい新規事業、思いの強い施策はどのようなのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

ただいまの議員の御発言のように、平成31年度におきましては、本市内の東海環状自動車道のインターチェンジの開通が目指されており、これに関連するインフラ整備を初めといたしまして、これを活用したまちづくりを推進していく上で、予算化が必要な施策がたくさんございます。しかし、先ほどの担当課長も申し上げましたように、本市の財政状況は大変厳しい状況でございます。そうした中で、来年度の重点目標であります包括的な子育て、戦略的なまちづくり、健康寿命の延伸というこの3つとしていところでございます。

来年度の予算につきましては、国の動向等も注視しながら、現在、予算編成を作成している真っ最中でございます。そうしたことから、具体的な施策についてお答えすることはなるべく差し控えたいと存じますが、少なくとも今般の補正予算にも計上しております市内の全小中学校12校の空調の整備と全ての照明、小中学校のLED化について、来年度、次年度の当初予算の大きな目玉としたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。

通告順位7番 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 議長から発言許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1番目、市職員の勤務環境及び勤務時間について。

市の行政を円滑に行い、かつ、市民への十分なサービスを提供するには、市職員の勤

務環境及び勤務意識が大事になってきます。これには、限られた予算の中で、時間外勤務を含め、無理な環境であっては、職員みずからの精神的にも肉体的にも支障を来すおそれがあります。あわせて、市内の小中学校の先生方も、未来の貴重な財産である児童・生徒の健全な育成をしていただくのも同様です。最近ではモンスターペアレントなる言葉まで聞かれるようになってきました。大変な教育環境の中、先生だけを責めるのではなく、いかに働く環境を守っていくかも大事になってきています。

最近、大手広告代理店におきまして、一流大学を出て入社1年目の若い女性が自殺をしたという報道がなされています。余りにもショッキングなことで、次代を担う若い力を企業みずからが潰してしまったのかもしれない。また、その大手広告代理店には鬼十則なるものがあり、その中に、取り組んだら離すな、殺されても離すな、目的完遂までは、となるものがあります。また、外食チェーン店では、就職してすぐに管理職にして、少ない手当で時間外労働を強いて自殺に追い込んだ事例も発生しています。

このように、頻繁に起こる事例を見ていますと、これらの親の気持ちはたまったものではありません。また、許せません。

まずは総務課長にお尋ねします。

市職員の勤務環境につきまして、管理職は職員の健康状況、精神面も含めて、どのように管理をされているのか。また、職員に体調面での異常があった場合、補充できる体制になっているのかどうか。

パワハラやセクハラについての検証は行われているのかどうか。また、行われていれば、どのような方法なのか。

年次休暇や夏季特別休暇の全職員の平均取得日数はどのようになっているのか。平成27年度実績であれば教えてください。

代休制度はあるのか。また、あれば、どのような規定か。

時間外勤務につきまして、課別に月当たり平均時間外勤務時間は、ことしの4月から9月までどのくらいなのか。また、一個人の月当たり最高残業時間数、平成27年及び平成28年度の上半期はそれぞれどのくらいか。

時間外が偏っている職員への対処はどのようにしているのか。また、管理職に時間外勤務の手当がないわけですが、不満が出ることはないかどうか。

次に、学校教育課長にお尋ねします。

学校の勤務状況について、各学校間で勤務体系が違ふと思われませんが、1日または1週間での勤務時間の規定はどのようにしてあるのか教えていただきたいと思います。また、教員及び職員に体調面の異常がある場合に、補充できる体制になっているのかどうか。

か。これは、長期休養及び短期休養があれば教えてください。

パワハラやセクハラについての研修は行われているのかどうか。また、行われていれば、どのような方法か。

年次休暇の平均取得日数はどのくらいなのか。

同じくまた時間外勤務について、時間外勤務については把握することができるのかどうか。

教員の高い教育意識に頼っていて、無理な勤務を強いていないかどうか。

学校での勤務時間では処理できない部分を家庭に持ち帰っていないかどうか。

以上についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 御質問にお答えします。

1点目の市職員の勤務環境について、幾つか項目を列挙されていますので、順を追って説明いたします。

正規職員及び臨時職員は、年1回の健康診断を受診させております。その結果について、産業医による個別面談及び診断を受けております。そして、例年実施している職員意向調査の中で健康面について記載させるなど、定期的な把握に努めているところです。

一方で、メンタル面での取り組みとしましては、今年度より全職員を対象にストレスチェックを実施しておりまして、通常健康診断と同様に、産業医による個別面談を実施しているところです。ただし、メンタル面の情報については、本人同意のもと、総括衛生管理者である私に情報開示される取り扱いとなっている関係上、直接的に職員マネジメントに活用できません。

こうしたことから、各課長には定期的な職員面談のみならず、日ごろから丁寧なマネジメントをお願いしておりまして、各職員の心身の健康面の把握について御留意いただいているところです。

さらに、職員の体調面で異常がある場合には、分掌の見直しを含めた各課内のマネジメント対応をまずお願いすることとなります。その後は、その状況に応じた対応となるわけですが、仮に長期離脱という事態になった場合、本市職員数に余裕はありません。臨時職員は、その募集に一定期間が必要であることなどから、補充には時間がかかりません。

したがって、そこまで至らないように、日ごろからの課内マネジメント、チームづくりには各課長、主幹を含めた管理職のみならず、課員それぞれが適切なタイミングでリーダーシップを発揮していただいて、お互い助け合うことが必要と考えます。

パワハラ、セクハラについての研修は、本市の自主研修としては実施しておりませんが、県の研修センターが実施する研修に参加させております。今後は、自主研修実施の必要性も検討してまいります。

全職員の年次休暇と夏季特別休暇の平均取得日数については、年次休暇が9.3日、夏季特別休暇は、本市は、国同様3日の取得が認められておりますが、平均2.8日です。それぞれ平成27年度の実績です。

代休制度については本市も制度化しておりますが、振替休日制度と混同しがちですので、この機会にあわせて御説明します。

あらかじめ週休日と定められた日を労働日とし、そのかわりにほかの労働日を週休日とするのが振替休日で、管理職から勤務を命じられた日を起算日として、前4週、後8週の期間内に取得するものです。一方で代休とは、休日労働が行われた場合に、その代償として、以後の8週間のうち特定の日の労働日を休みとするものです。

2点目の時間外勤務については、ことし4月から9月までの実績ベースで、課別の職員1人当たり月平均時間外勤務時間数を算出してみたところ、時間数の多い順で、高富児童館が月26.6時間、産業課が17.1時間、企画財政課が16.1時間、子どもげんきはうすが13.6時間、生涯学習課が13.5時間となっております。本市全体では月平均8.9時間となっており、課ごとのばらつきが見られます。なお、夏休みの放課後児童クラブや行事、イベントに伴うものが時間外勤務時間が多くなってしまった要因で、恒常的な長時間労働の環境にはないものと認識しております。

一個人の月当たり最高の時間外勤務時間数は、平成27年度は160時間、本年度4月から10月までの実績では54時間となっております。平成27年度は国勢調査に伴うもの、本年度については、観光誘客や情報発信事業として、特に山県市の魅力を体験できるイベントの実施や名古屋圏への観光情報等の発信によるものです。

時間外勤務時間数が偏っている職員への対処については、時間外勤務の適正管理及び縮減を図るとともに、心身のリフレッシュを図るために、所属職員に年次休暇等を計画的に取得させるなどの御協力をお願いしておりますが、時間外勤務手当の支給事務を担っている総務課としましても、個別気になる職員の情報について、各課長との情報共有を図りつつ、マネジメントの一助となるようサポートしてまいります。

最後に、管理職については、時間外に勤務した時間を振りかえて休暇対応していただいておりますが、正直、時間外勤務手当がないことに不満が全くないとは思っておりません。皆さん、こういう制度だからと諦念されているのだと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 早川学校教育課長。

○学校教育課長（早川 剛君） 御質問にお答えをします。

学校を取り巻く状況が急激に変化する中、子供たちの生きる力を育み、学力の向上やいじめ等のさまざまな問題を解決し、教育活動のさらなる充実を図るためには、議員御指摘のとおり、教職員が元気に明るく子供たちと向き合うことができる勤務環境が重要であると認識をしております。

しかし、公立小中学校教職員の長時間労働は日常化しており、外部有識者から成る岐阜県教職員コンプライアンス向上委員会からも、長時間の時間外勤務を前提として学校が成り立っていることは異常などの指摘を受けております。

それでは、1点目、学校の勤務状況についてお答えをします。

岐阜県教職員の勤務状況、勤務時間は、県条例により1週間当たり38時間45分と規定をされております。また、心身の病気等の療養のため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、校長に対して病気休暇を申し出ることができ、その期間が1カ月を超える場合は、県に対して補充者の申請ができることとなっております。

さらに、教職員の年次休暇や特別休暇については、本人が各学校の校長に申請をしており、特別な事情のない限り、この申請は認められております。

パワハラ、セクハラについての研修は、特に管理職が校長会等で研修を受けており、そのことを各学校の教職員に指導しております。

平成27年度の市内小中学校の実績としまして、夏季特別休暇以外の年次休暇の平均取得日数は、1人当たり年間11.7日でありました。

2点目、教職員の時間外勤務についてお答えをします。

山県市内の小中学校では、教職員一人一人が出勤時刻及び退校時刻を毎日記録しており、特に管理職は、教職員の時間外勤務については、絶えず掌握しております。その中で、過度に時間外勤務の多い教職員に対しては、絶えず声をかけ、勤務のあり方や心身の健康状態について配慮をしております。また、市教委の学校訪問の際には、教職員一人一人の時間外勤務の状況について把握をし、校長との面談の中で、その教職員の勤務状況について指導をしております。

教職員の家庭への持ち帰り業務については、できる限り校内で業務を完了するよう指導しておりますが、資料等の家庭への持ち帰りについては、子供の個人情報等の厳粛な管理の観点から、事前に校長に許可を得ることとしております。

山県市では、議員御指摘のとおり、各学校の教職員に教育に対する高い使命感があります。しかし、そのことが行き過ぎるが余り、みずから家庭を犠牲にしたり、健康を害

することがあったりしては、子供たちへの本来の教育ができないと考えます。

そこで今年度、山県市教育委員会では、学校スリム化プロジェクトを立ち上げ、具体的な取り組みを進めてまいりました。これは、山県市の教職員のワーク・ライフ・バランスを実現し、全ての教職員が精神的ゆとりを持ち、心身ともに健康で、子供一人一人としっかりと向き合うことができる勤務環境づくりを進めていくための取り組みです。

本年7月の県内自治体初の山県市イクボス宣言に市校長会も賛同し、各小中学校長も合同で宣言したことは、その決意のあらわれでもあります。

具体的には、全教職員へのアンケートから多忙感を感じている勤務内容や業務を明らかにし、より子供に向き合うことができる時間を確保するために、ICTを活用した業務の負担軽減、学校閉庁日や山県ホームデーの導入、タイムマネジメント研修を通して働き方の意識改革等を行ってまいりました。

いずれにしましても、将来の山県を担う子供たちを育てる小中学校教職員の働く環境を教育委員会としても守り、より働きやすい職場となるよう一層改善していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

総務課長の正直な答弁がおもしろかったです。管理職については、正直、時間外勤務手当がないことが、不満が全くないとは思っていませんという、多分そうだろうと思います。

再質問させていただきます。

現在、ブラック企業として名指しされているのが43社あります。その中には国や県、ましてや市町村は1つありません。わずかに東北大学が公の機関として入っているだけです。

ここで少し私の話を、個人的な話ですが付き合っていたきたいと思います。

以前私がいた職場では、若いころの残業時間が月に200時間を超えることが頻繁にありました。それが余り異常でないことも知らず、私や周りの若い者は、それが当然のごとく事が進んでいきました。ましてや時間外勤務手当が満額もらえることはありません。せいぜい20時間から30時間に抑えられて届け出を書き直させられました。私の知り合いの中で、現職で亡くなった者が現在5名おります。病気であったり、みずから命を絶った者もいます。もちろん現職で亡くなられた方はこの何倍にもなります。このようなことがあっては、幾ら何でもこの職場環境に誇りを持ったことはありません。

また、現在精神的な病気で休んでいる仲間が3名おります。そのうちの1人が、しばらくして会ったときに、何度村瀬さんに電話をしようか悩んでいましたと。毎日、毎時間ごとに電話に手をかけていましたけれども、とうとう電話できませんでしたと言いました。もう一人は、突然私の職場を訪ねてきてくれました。一緒にコーヒーを飲みたいということで30分ほど喫茶店にいましたが、みずから何かを語ることはしません。しびれを切らしていつものように私のばか話をし始めたことに、彼は笑っているだけでした。それからしばらくして、彼は職場に来られなくなりました。

私は退職前、5年ぐらい、事務分掌表以上に周りの人たちの健康に気を使っていました。勤務時間中はもちろん、休みの日に職場や同僚から電話がかかってくると、気が気でなりません。退職した日に、長い間務め上げた達成感よりも、とてつもない安堵感でいっぱいになったことを今でも覚えております。

このように、なかなか周りでは心の叫びをキャッチすることはできません。それでも職場の明るい雰囲気づくりや働く環境の改善はできると思っております。将来、山県市役所がブラック企業のリストに載らないように気をつけていただきたいと思います。

学校教育課長は私の質問以上に回答されましたので、あえて再質問はしませんが、12月9日付、先日の金曜日付の福井新聞の中に、福井県若狭町の中学校の社会科教諭27歳がみずから命を絶った記事が載っていました。4月から6月の時間外勤務は、月に128時間から161時間というふうに記載されております。そういう意味からも、十分山県市も気をつけていただきたいと思います。

そこで、総務課長に再度お尋ねいたします。

山県市役所として、勤務環境の改善のために心がけていること、また、特徴ある取り組みがあればお答えください。

それともう一点、ことしのブラック企業の中、ノミネートされているのを見ましたら、三六協定違反での企業が挙がっています。私は少し、山県市でも該当しないか心配しているんですが、その点について大丈夫かどうか、この2点について、総務課長の意見を聞かせてください。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 再質問にお答えします。

職員が気持ちよく働く環境づくりという意味で、明るく元気に前向きに職員を気持ちよく働かせるということは、組織の内部統制という意味でも非常に要諦というふうに考えています。さもないと、内部通報制度の強化によってうみを出し切る改革が必要になってくるものと思っていますので、これは最優先にやらなければいけないと。

5点、重要なことで取り組みたいというふうに思っておることがございます。

まず1つは、職員一人一人が仕事に対するプライドですとか誇りをしっかり持って働けるような環境になること。よく私の場合は、筋よく据わりよく仕事を進めるように言っておりますけれども、あわせて、自分の専門性を2つ以上磨いていただくということも重要かと思えます。

2つ目ですけど、上司は丁寧なマネジメントを心がけること。最近、サーバントマネジメントという呼ばれ方をする場合がありますけれども、わかりやすく明確なビジョン、これを大まかな方針で結構なので、これをきちっと示すこと。あとは部下の自主性に任せて、褒めたりやる気を出させる。なかなか難しいことではありますけれども、見守ったりですとか責任を持つということは、例えばプロジェクトがおくれがちになったりですとか、でき上がってきたものが上司の思っていたものとちょっと違うとかということは往々にしてあろうかと思えますが、それは上司のマネジメントで何とかすると。

3つ目は、職員の長所と短所、これをうまく組み合わせること、お互い助け合うことですね。300人程度の少人数で多岐にわたる行政サービスを提供しなければならない山県市でございますので、それはもう絶対必要だと。職員一人一人には長所も短所もございます。ただ、昔の護送船団方式的なものと、できない人に合わせるということになってしまいますので、それではいけないと。長所はより伸ばしていただいて、お互いの長所を生かし合うことが必要だというふうに考えます。

4つ目に、職員の個々の仕事が見える化するということですね。これは、協力し合ったり、上司のほうの方が上手にタイムマネジメントする場合に、おのおのの職員が何をやっておるかかわからないと、タコつぼ化しているとそれができなくなってしまいますので、これをもっとオープンに、仕事が見えるようにするということが必要で、これはちょっと今後の課題でもあるんですけど。

5つ目には、職員の採用ですとか派遣の受け入れ、あと、既存の職員に対する研修で、組織を刺激し続けるということでしょうか。職員の同質化とか均質化が進みますと変化に弱いというふうに言われますし、いずれ組織が崩壊するというようなことにもなりかねません。定期的な職員採用ですとか、派遣の受け入れもあわせてですけれども、これは継続していく必要があろうかなと思えます。あと、既存の職員に対してはキャリアセミナーの実施、今回、女性の職員を対象に行いましたけれども、定期的に、公私ともにキャリアの棚卸しをするということ。自分が人生をどう生きたいか、何をしたいかということをしちっと見定めるということは必要になろうかなと思えます。

三六協定につきましては、いわゆる山県市の職場の中で労基署が管轄しているところ

に対して、三六協定の提出をするという格好になっております。ちょっと今回準備しておりませんでしたので正確なお答えはできませんけれども、状況を把握しまして、また後日御報告したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（上野欣也君） 再質問あります。

○7番（村瀬誠三君） ないです。

○議長（上野欣也君） それじゃ、ここで暫時休憩をいたします。この時計で11時10分、再開をいたします。

午前10時56分休憩

午前11時10分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

太田総務課長から補足説明いただきます。

太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 先ほどの再質問の中の三六協定の件でございます。

例えば、県の場合ですと人事委員会が労働基準監督機関になるわけですが、一部労基署のほうの管轄がございますので、例えば、新しい組織をつくりますと、事前にどちらの配分でやるのか決めまして、労基署のほうの管轄の部分については三六協定を結ぶというような格好になっております。市の場合には自治法の規定で、労働基準監督機関が市長ということになっておりますので、基本市長なんですけれども、合併の前からずっと三六協定を結んで労基署のほうに提出ということはやっておりませんので、そういうような該当の職員はいないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 追加答弁、ありがとうございます。

問題なければいいです。

それと、総務課長の言われた時間外勤務時間がそのとおりであればありがたいですし、学校教育課長もおっしゃられたように、そういう事態であれば結構ですけれども、特に教員の方って使命感に燃えてやられるところが多分にあると思います。それによって教員を無理やり働かせるようなことがないようにしていただきたいし、ただびっくりしたのは、僕が以前いた職場に比べると、かなり時間外勤務は少ないというのが驚きました。こんなふうで行政が成り立っていたんかなというふうにちょっと驚きましたが、正確な数字かどうかは別として、気をつけていただきたいというふうに思います。

続きまして、次の質問に移ります。

2番目、財政の健全化及び将来への期待についてということで、実質公債費比率が平均18%を切って、借り入れに対する制限を逃れたとはいえ、決して褒められた財政状況とは言えません。特に平成27年度決算では、実質単年度収支が約5億円の赤字となっているようです。表面上は基金の繰り入れによる操作によるところが大きいです。時々市民の方から、岐阜県内42市町村の一番下なんだってねとか、また、将来の子供たちに借金を残さないのかいというような声も聞かれます。市民の方々には将来への開けた展望を表示して、安心していただく努力も必要だろうというふうに思っております。

財政上大きな収入であります合併特例債が平成29年度で打ち切られるそうです。今までの決算を見ますと、大きな支出に当たる部分は、ほとんどがこの合併特例債に頼っているようです。また、市債も決して少なくありません。

先般の全員協議会で、平成29年度予算編成方針概略なるものが配付されました。その中の山県市の財政状況に、平成27年度決算の実質単年度収支は5億円の赤字との表記が見られます。また、あわせて合併特例債の発行期限はH29年限りと記載されています。そういう意味では、過去の市の行政に議会としてのチェック機能も停止していたかもしれませんが、そこで、企画財政課長と市長にお尋ねしたいんですが、まず企画財政課長には、ゼロ金利時代になり、市債のうち高利率のものについては、繰上償還や新たな借りにかえなどを検討されてはどうかということ。

それから2点目、新たに借り入れをする場合は、金融機関から入札や見積もり合わせをしてはどうかということ。

3番目、平成26年度、1人当たりの地方債の現在高は約66万円ぐらい、これは私の試算上ですので、違っていたら訂正してください。平成27年度は幾らぐらいになるのか。また、今後の見通しはどうか。

もう一点、平成27年度の将来負担率ほどのくらいなのかを教えてくださいたいと思います。

あわせて、次は市長にお尋ねしますが、先ほど、同僚議員から同じようなことを聞かれましたので、ちょっと違う角度から質問をかえさせていただきます。

まず1点目の合併特例債の今後の成り行き、また、これにかわる市の大きな財源、これは何が考えられるか。これはそのまま答えていただければ結構かと思っております。

2番目、企画財政課長が多分これから答弁されると思いますが、1人当たりの地方債の現在高と将来負担比率についてどのように考えられているか、教えてくださいたいと思います。

3番目については、先ほども言いましたが、同僚議員、結構突っ込んだ質問をしていました。もしその中の投資的経費として、市の財政の中で約8%ほどあると思うんですけれども、これについての追加説明があれば教えていただきたいと思います。

余りにも市長の答弁が少なくなると残念なのでもう一点だけプラスしますが、最近、新聞紙上、マスコミ紙上で話題になっておりますけれども、AI対応というのがかなり出てきております。これを見ますと、AIの言葉が一言も出てきておりませんが、将来、AI対応の予算化なども考えていかなきゃならないのではないかなと僕は考えておりますので、突然の事前通告ではありませんが、もしお答えできるようでしたらお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

議員御発言の中で、安心していただく努力も必要だということで、私どももそう努めてまいりたいと思っております。

先ほどの発言の中でちょっと誤解があるといけませんので、表面上は基金の繰り入れによる操作というのが、あたかも粉飾決算をやっているかのごとくなので、そんな御認識は当然議員さんはお持ちではないと思いますが、ちょっと市民さんが誤解をされないような表現を期待したいなと思えますし、あらかじめ通告でいただいていた文書の中で、合併特例債が平成29年度で打ち切られるそうですというふうに書いてあったものですから、ここら辺、私どもと認識が違いますので、ちょっと違うかなということで補足で発言させていただきました。

まず1点目の、繰上償還ですとか新たな借りかえについてでございますが、民間資金の場合、当方の市の利得だけで繰上償還や借りかえをしようとするのと、今後の資金調達の際には、本市のそうした姿勢を踏まえまして、金融市場の世界においては借り入れが困難となったり、借り入れの際の金利が高くされてしまうということが懸念されます。

他方で、公的資金の場合には、貸し手が失う利息収入と新たに得られる利息収入の差額である損失、わかりにくいんですが、これを補償金といいます。これへの支払いが必要となりますので、繰上償還した利得というものは発生しないこととなります。

ただし、平成19年度から平成21年度までの臨時特例措置として、5%以上の貸付金の一部については補償金が免除されるというときがございました。そして、この制度が平成24年度まで延長されたことを踏まえまして、本市の直近の例では、上水道事業と農業集落排水事業において、合わせて3,400万円ほどの繰り上げを償還した事例がございます。

今後、こうした有利な制度がございましたら、その機を逸することなく活用してまいりたいと考えております。

2点目の借入れの際の入札等についてでございますが、金融機関との関係は借入れだけではなく、預け入れや指定金融機関、指定代理金融機関等の関係ですとか、ペイオフ等の関係もございます。

そこで、単純入札というわけにはまいりませんが、複数の金融機関から見積もり徴収をするようにはいたしております。その際には、単に見積もりを徴収するだけではなくて、有利な借入れ方法等、例えば期間とか借入れのタイミング、それらを調査した上で行う相対交渉方式という方式により行っております。

なお、最近の借入れでは、10年を超す固定金利というのはリスク分が付加されて金利が高くなると考えられますので、基本的には、10年後に金利を見直すという方法を多く用いております。

参考までに最近の例で申し上げますと、10年の見直しを踏まえまして、平成18年度に借入れたときの金利1.8%でございましたが、10年たちましてこの間更新しましたが、おおむね1.1%ほどで見直している実情でございます。

3点目の1人当たりの地方債の現在高につきましては、本年第3回定例会の際に配付いたしました決算成果説明書、ホームページにも挙げておりますけれども、ここに記述いたしているところでございますが、平成26年度末は、一般会計のみで約67万円、特別会計を含めると約96万円。さらに、これに企業会計を含めると105万円でございます。同様に平成27年度末は、一般会計のみで62万円、特別会計を含めると約92万円、企業会計も含めると約105万円となっております。

お尋ねはなかったんですけど、ちなみに平成28年度末、これを予算ベースで申し上げますと、一般会計のみですと57万円、特別会計を含めると約88万円、企業会計を含んだ本市の総額になります。約96万円ということで100万円を切る、やっとならぬ見込みとなっております。

次に、将来負担比率につきましても、本年第3回定例会の際に配付しました決算成果説明書に記述いたしているところでございますが、平成26年度は37.9%、平成27年度は38.0%でございます。

ちなみに、現時点で平成28年度の予測を試算いたしますと37.8%でありまして、今後は、38%あたりを推移していくものと認識いたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、私への御質問の1点目の合併特例債につきましては、本年度以降の発行可能額は残り7億円弱でございます。これを最大限に有効に活用いたしまして、発行可能額の限度額まで発行したいと考えております。

また、現時点で、それにかわる財源として特別なものを想定しているわけではございませんが、国庫補助金等を最大限活用するほか、地方債につきましても、通常の地方債制度の中で有利なものの活用を視野に入れまして、着手すべき事業を推進してまいります。

特に国におきましては、補正予算の際に設けられる制度は通常よりも有利なものが多いため、そうした情報の収集に努めてまいります。また、美山地域のみでございますが、美山地域限定となりますけれども、当然、極めて有利な過疎債等の活用も視野に入れてまいります。

また、2点目の地方債現在高と将来負担比率につきましては、特に地方債現在高につきましては、減少中であるものの、依然として多いと感じております。ただ、地方債残高等につきましては、施設の改修等を先送りしていれば残高は少ないものの、施設の改修の先送りという考え方もございます。こうした地方債残高だけで一概に判断すべきものではないとも考えております。

3点目につきましては、先ほどの御質問の中で質問いただきました点と、それから4点目につきましては、分けて答弁とさせていただきます。

3点目の経常収支比率91.9%は、県内では最高値であり、監査委員御指摘のように、財政の硬直化が進んでいる、このことはそのとおりと認識しております。

こうした中で、平成26年度に財務省より財務状況の点検報告を受けておりますので、その総合評価等の概要を御紹介申し上げます。

まず、現状の債務償還能力、資金繰り状況については、ともに問題はないとなっております。財務の健全性等におきましても、債務系統では債務高水準とはなっておりません。また、積み立て系統では積み立て低水準とはなっていない。収支系統では収支低水準とはなっていないと、いずれも肯定的な報告となっております。

また、今後の見通しとして、ストック面では債務の水準は問題ない見通しとなっておりますが、フロー面におきましてはやや注意を要する見通しとなっております。そして、行政改革等によりまして人件費や物件費は類似団体平均を下回る水準であるが、行政改革大綱等に基づいて経費の節減に努めていく必要があるとなっております。また、下水道事業会計に対する繰り出しの水準に注視していくことが必要であるとなっております。

さらに、現在策定中である公共施設等総合管理計画の着実な実施に留意していく必要があるとなっております。

こうした報告文の内容は、私も納得するものでございます。そのためには、今後の市政につきましても、なすべき施策については国の施策等を最大限に活用しながら機を逸することのないよう努めると同時に、公共施設等の再構築を初め、経常的経費の削減に努めためり張りのきいた財政運営をしていきたいと考えております。

また、先ほど3点目の予算化ということでもございましたが、投資的経費は市の財政の中で約8割である。これの予算的などころを具体的に申し上げるということでしょうか。

〔「いや、いいです、いいです。8%でどういうことをやっていきたいと。8%しかないけれども、どういうことをやっていきたいよということを、自分としてはこういうことをやっていく」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 全体としましては、先ほどの御説明申し上げたことでもございます。

〔「あれで追加があれば言ってもらえば結構です。なければ結構です」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） それから、4点目のA I対応ということですが、済みません、私、A I対応、具体的にどんな内容の対応なんでしょうか。A Iとは。

〔「暫時休憩でいいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 暫時休憩します。

午前11時26分休憩

午前11時26分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○市長（林 宏優君） 4点目のA I対応につきましても、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問で、A Iについてのことが予算編成要旨に触れていないのではないかというお尋ねであったかと思っております。予算編成要旨は、市長の命を受けまして私が発信しておりますので、そこら辺の経緯について触れたいと思います。

まず、今回の議会で、補正予算で計上させていただいている介護ロボット、国のほうが募集しておりまして、私どもの市内の福祉法人等も手を挙げております。ああいうのが最たるものであります。それは、今後も自動車の自動化とか、議員御承知のようにロボット化、A Iの活用というのは、全ての分野について日進月歩どころか秒針分歩で進

んできている状況で、現代の文明の利器を活用しない手はないと思っています。総じて、全ての分野において当然視野に入れております。その中で今回の補正予算が最たるものですし、例えば、ちょっと分野は違ってまいりますけれども、市長も先ほど答えがありましたビッグデータの活用というの、AIの中の広い広義の中での一環だと思っておりますので、職員はそういうのを研さんしながら利活用に努めてまいりたいと考えております。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 私の残り時間がどんだけあるかちょっとわからないんですが、再質問ということで聞きます。

なぜこれだけ市債のことをお尋ねするかというと、先ほどの答弁も、前議員の答弁の中にもありました27億円の財源不足ですと。それは、市債をまた借り入れなきゃいけない場合もあるというような話もありましたし、そうやって考えると、やっぱり公債費比率は全国的に比べてかなり高い数字ではないかなと思います。

先般、第3回定例会、総務産業建設委員会において、企画財政課長にお尋ねしましたら、繰上償還や金融機関の今の見積もり合わせ等については、はっきりした回答をいただいておりますので再度お尋ねしたわけですが、そのときに企画財政課長が、私が質問したときに、経常収支比率が100%を超えているところや120%を超えているところがありますよということでした。私も勉強不足で、急いで総務省の資料を調べたんですが、また、インターネットを調べましたけれども、なかなかはっきりしたのがわからなかったです。

財政的に一番大きな問題に実質単年度収支があろうかと思っておりますけれども、市の財政では、平成26年7億円。先ほども話が出ておりますが、平成27年度は5億円の赤字になっていると。このまま赤字財政が続いていくということになりますと、総務省の資料から見ますと、1,700カ所の市区町村がある中で、赤字になっているのは48.4%ということですから半分近くになっているんですが、だからといって胸を張っていいわけではありません。特に義務的経費のうち、公債費比率は、山縣市の場合は平成27年度20.3%、それから、平成26年度が21%。全国平均を見ますと、全国の市区町村を見ますと15.7%なんですよ。そうやってみるとかなり差があるんですね。

そこで、企画財政課長に改めてお尋ねします。これ、僕は再質問だと思っておりますので、ごめんなさいね。

私が調べ切れなかった経常収支比率100%、120%を超えているよという市区町村があるよということを先ほど言われましたけれども、どうしてもわからないので、経常的経

費がどのような、そういう市区町村がどのくらいあるのか。またそれが、そういう市区町村はどのような事業を実際には経常的経費以外にやっているのかどうかということをお尋ねしたいということ。

それから、2点目……。

○議長（上野欣也君） チャイムが鳴りましたので締めてください。

答弁だけいたします。

○7番（村瀬誠三君） じゃ、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

ちょっと手持ち資料はないんですが、まず経常収支比率が100を超えているところがあるのは、ネット上でもわかると思います。極端な例を申し上げますと、夕張市さんのところなんかは120ぐらい行っていると思いますし、関西のほうでは、固有名詞を挙げていいのかどうか、差し控えますけれども、超えているところは私も認知いたしております。

他方で、ただ、そんなところがあるから山州市の91%が何ぼのものだというつもりは毛頭ございません。やはり、昔の私らが財政を始めたころは、75%、経常比率を超えると黄色信号と言われていた。ちょっと今、時代が若干違いますけど、それにしたって9割は高いという認識は私どもも思っております。

議員御発言のようなことに関しましては、私も共有認識でございまして、今後、それと先ほど、投資的経費が8%というのは、これは決めておるわけじゃなくて、結果を見た話ですので、これから東海環状インターの開通を見据えた中であっては、投資的経費の比率が高まっていくこともあり得ますので、そこら辺、御認識いただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございました。

○議長（上野欣也君） 以上で村瀬誠三君の一般質問を終わります。

通告順位8番 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

小学校の遊具について質問をさせていただきます。

ことしの夏休みに、旧高富地区の小学校と教育センターの校庭に設置してあったコンビネーション遊具が撤去されたと聞きました。撤去の理由は、点検の結果、腐食などにより危険な状態だったとのことでした。

現在、大桑小学校の校庭にある遊具は鉄棒と平行棒のみとなり、以前に比べて休み時間に校庭で遊ぶ子供たちの姿が少なくなり、図書館で本を読んだりして室内で過ごすことが多くなったと聞いております。子供たちや保護者、PTAの方々から遊具を設置してほしいという声を聞いております。

文部科学省が平成27年度に行った体力・運動能力調査によると、平成20年度の調査開始以降、小中学生の握力が男女とも最も低い値でした。また、岐阜県の小中学生の握力は、全国平均に比べても低い値となっております。

小学校学習指導要領体育編には、低学年は器械、器具を使つての運動遊びをすることとの記載があり、この内容のうちの1つにジャングルジムや雲梯、登り棒、肋木、平均台などの固定施設を使つた運動遊びでは、登りおりや懸垂移行、渡り歩きや飛びおりをすることとしてあります。

子供たちは、遊具を使つた遊びを通して子供たち同士でルールをつくったり遊び方を工夫するなど、考える力がついていきます。仲間と遊ぶことで協調性や思いやりなど、人とのかかわり方を学びます。冒険や挑戦をしながら、小さな失敗やけがなどの経験を積み重ねることは、将来大きな事故やけがから自分自身を守る方法を身につけることにつながります。

特に低学年の子にとっては、遊びながら基礎的な体力を身につける時期でもあり、子供が子供らしく遊んだり楽しんだりする時間や環境は大切なことだと思います。子供は遊びが仕事という言葉があるように、遊ぶということは生きる力そのものであると言っても過言ではないでしょうか。

そこで、以下の点について、学校教育課長と教育長にお尋ねします。

1点目、小学校の遊具の位置づけはどのように考えてみえるのか。

2点目、今後、遊具を設置するお考えはあるのかどうか。

3点目、市内の小学校の遊具にあるものとないものばらつきがありますが、そのバランスをどのようにお考えか。

4点目、小学校の体力の向上及び遊ぶ力について、どのような教育方針でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 早川学校教育課長。

○学校教育課長（早川 剛君） 御質問にお答えをします。

議員御指摘のとおり、本年度夏休みに、市では5小学校及び教育センターに設置してありました大型の遊具、いわゆるコンビネーション遊具ですが、の撤去を行いました。学校遊具が子供たちの遊びや体力向上につながることは認識をしております、今回の

撤去については、校長会とも熟考を重ねた上での苦渋の選択でありました。

学校遊具については、子供たちが安全に使用できることを最優先として、年2回、専門業者の点検、調査を受けてまいりましたが、ここ数年の調査から、修理するだけでは使用に当たっての安全が保障できないとの判定を受けました。各学校では、撤去の予定を子供たちに知らせつつ、遊具とのお別れの会や遊具への感謝の手紙を書く活動などを行い、児童の心を大切にする場としてまいりました。

それでは、御質問の1点目から3点目について、まずお答えをします。

低学年の器械、器具を使つての運動遊びの内容は、文部科学省学習指導要領において、小学校低学年の固定施設を使つた運動遊び、マットを使つた運動遊び、鉄棒を使つた運動遊び及び跳び箱を使つた運動遊びで構成されることとなっております。

今後ともコンビネーション遊具だけでなく、ほかの固定施設やマット、跳び箱等を使つていろいろな動きに楽しく取り組み、子供の力にふさわしい動きを身につけることを大切にして指導していきたいと考えております。

今後の遊具の設置につきましては、現在、9つの小学校には鉄棒やブランコ、ジャングルジム、雲梯、肋木等の固定施設があります。先ほども述べましたように、児童が安全に楽しく活動できることが最優先であり、そのための点検、修理を進めていきたいと考えております。

すぐにでも大型のコンビネーション遊具を設置する計画は、今のところはありません。また、将来にわたって市内全小中学校の教育施設のあり方をバランスよく検討する中で、体育施設の1つとして遊具の維持管理を進めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 4点目の小学生の体力の向上及び遊ぶ力を育てるための教育方針についてお答えをします。

本年度、市内の小学生の体力・運動能力テストの結果を見ますと、男女ともに小学校6年生の記録のよさが見受けられます。これは、これまでの各学校の体力づくりの取り組みの成果のあらわれであると考えております。

山県市の学校教育の指針において、児童・生徒の健康教育については、生涯にわたって運動に親しみ、健康の保持増進と体力の向上に努め、健康で安全な生活を営む態度を育てると定めております。

この中で、特に小学生においては、生涯にわたる運動全般の基本的な動きを身につけやすく、体を動かす遊びを通して、動きが多様に獲得される時期であると考えておりま

す。また、意欲を持って積極的に周囲の環境にかかわることで、心と体が相互に密接に関連し合いながら、社会性の発達や認知的な発達が促され、総合的に発達していく時期でもあると考えております。

小学生の運動については、適切に構成された環境のもとで、児童が自発的に取り組むさまざまな遊びを中心に、体を動かすことを通して、生涯にわたって心身ともに健康的に生きるための基盤を培うことが必要であると考えております。

そのために山口市では、各小学校において、1、学校生活の中にさまざまな遊びを取り入れ、多様な動きが経験できるようにすること、2つ目に、楽しく体を動かす時間を確保すること、3つ目に、固定遊具や用具などの安全な使い方や周辺の状況に気づかせるなど、安全に対する配慮をすることを大切にした教育計画を作成したり、実際の教育活動を行ったりするよう指導してまいりたいと考えております。

さらに、議員御指摘の遊ぶ力を育てることについては、計画された活動や既存の遊具、用具に捉われず、自分たちの自由な発想で遊びを工夫し創造していくことが大切であると考えています。学校行事を初め、さまざまな教育活動に子供たちの自由な発想、工夫を柔軟に取り入れていくということも指導してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 御答弁いただきありがとうございます。

学校教育課長からは今回の撤去について、熟考を重ねられた上での苦渋の選択であり、児童の心も大切にされたとの御答弁をいただきましたが、お気持ちは伝わってくるものがありました。

あるお母さんからは、遊具が撤去される時、お子さんの様子は本当に寂しそうで、遊具とお別れだ、写真とっておいてねママ、と言われたという声を聞いております。

1点、小学校ごとの遊具のバランスについての御答弁がわかりづらい面がありましたので、それについての要望と、教育長には再質問させていただきます。

まず、小学校ごとの遊具のバランスについてですが、体育施設の1つとして遊具の維持管理を進めていきたいとの御答弁をいただきましたが、市内9カ所の小学校の校庭に設置してある遊具を調べたところ、小学校によってかなりばらつきがあります。現在校庭にある遊具は、鉄棒、平行棒、ジャングルジム、ブランコ、雲梯、登り棒、肋木、滑り台がありますが、少ないところはこのうちの2つ、多いところは5つの遊具があります。平成14年に文部科学省から出された学校に設置している遊具の安全確保についての通知には、遊具の安全に対する基本的な考え方を次のように記しています。

遊具の安全を配慮するに当たっては、子供の遊びに内存する危険性が遊びの価値の1つでもあるという認識に立ち、事故を未然に回避する能力を育むような危険性、あるいは判断可能な危険性であるリスクと、事故につながる危険性、あるいは、子供が判断不可能な危険性であるハザードとに区別して考え、リスクは適切に管理し、ハザードは除去するように努めることとあります。つまりリスクは、子供が楽しく遊び、挑戦できる場所となるために残してあげたい危険であって、ハザードは、大人の責任として取り除くべき危険であると言えます。

今回撤去されたコンビネーション遊具は、点検調査の結果、安全が保障できないという判定であったため、ハザードを取り除くということで理解できます。しかし、コンビネーション遊具が撤去された後、余りにも遊具が少ないのは、遊びが限定されてしまい、子供たちが危険を回避する能力を身につけるリスクを奪ってしまうこととなります。

また、子供が遊具で遊ぶことは、体験するわくわくするような気持ちやどきどきしたり怖かったりするような感覚、初めてできたときの充実感や自信、そして、次にこれをやってみようという意欲につながって、それぞれの年齢に合わせて経験することが大切だと思います。私も子供のころに、雲梯を1つ飛ばしでできるようになったときの喜びやジャングルジムで友達と遊んでいてけがをさせてしまったことなど、今でもよく覚えています。

遊具は遊びの幅を広げるものであって、休み時間などに日常的に遊びながら、子供たちが成長する道具として大切なものだと思います。教育の公平性という観点から、大型のコンビネーション遊具でなくても、個別の遊具も含めて、ぜひ小学校ごとにバランスのある遊具の配置をお願いします。

次に教育長からは、既存の遊具、用具に捉われず、自分たちの自由な発想で遊びを工夫し創造していくことが大切である、子供たちの自由な発想、工夫を柔軟に取り入れていくことも指導していくとの御答弁をいただきました。

今、社会では、新たな価値を創造する人材や主体的に考え行動する人材が求められており、私も大切なことだと思います。可児市の南帷子小学校では、学校のすぐ脇にあるわんぱく山というところで、森の遊び場や遊具をつくる活動をされたと聞きました。これは、授業の中で森林文化アカデミーの協力を得て行ったもので、木やロープを使ってターザンロープやハンモックや、また、木のブランコなどの遊び場をつくりました。

この活動の中で意識したことは、できる限り指導はせずに、子供たちの夢ややりたいことを形にすることを応援すること、また、成果物の完成度より、それをつくる過程を大切にしたいということです。しかし、安全面の問題から、休み時間などに子供たちだけで

遊ぶようなことは禁止しているそうです。

私も子供たちとの自然体験活動に携わる中で、子供たちが自由に遊んだり、作品づくりをしたりすると、私たちでは創造できないような発想で行うことがあり、驚くことがあります。子供たち一人一人の個性を伸ばしていくことは大切だと思います。

そこで、教育長にお尋ねします。

具体的にどのような方法で遊びを工夫し、創造していくような指導をされる方針でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 再質問の、子供たちが遊びを工夫し、遊びを創造していく力を身につけるために、教育委員会としてどのように指導していくかということについてお答えをします。

遊びの意義については、大きく次の2点があると考えています。

1つ、楽しく体を動かし、生涯にわたって運動を楽しむための基礎的な体力や運動能力の発達につながる。2つ目に、友達とのかかわりを通して、コミュニケーション能力ややる気や集中力、社会性、さまざまな危険から身を守るための基礎、そのようなことの育成につながるということです。

そのために、各学校に対して、次のようなことを配慮するよう指導していきたいと思っております。

1つ目、休み時間の遊び等で子供たちが工夫、創造できるような働きかけをしてほしい。具体的には次のような内容が考えられます。例えば従来のボール遊びにおいて、子供の発想でコートを広くしたり、例えば、ドッジボールでボールの数をふやしたりするなど、子供のアイデアでルールを変えつつ楽しませる指導を行うことができます。そして、それを運動会等の学校行事につないでいく、そういうことも考えられます。

2つ目に、学校外の団体等との連携による遊びの幅を広げるということについて指導していきたいと思えます。例えば、室内の遊びではありますが、市のレクリエーション協会からリサイクル品を使ったゲームを学校に提供していただき、遊び方の講習を受けます。この協会には、屋外のさまざまな遊びのノウハウもあると聞いておりますので、そういった団体を外部講師として招聘しつつ、その中で子供自身が遊びを楽しくするための工夫の場を広げる、そういった指導を行うことができるということです。

3点目に、地域や保護者と連携して子供の遊びの場を整備する。これ、議員の御質問の中にもありました南帷子小のような形もありますし、例えば、子供の安全な使用を最優先としつつ、アスレチック的な遊具を整備したり、学校近辺の里山をフィールドとし

て開放したりすることも考えられます。

いずれにしても、議員御指摘のとおり、子供にとっての遊びの意義を各学校とともに再確認し、子供が主体的に考え行動し、その中に新たな価値を見出していく教育を山口市では今後とも大切にしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 暫時休憩します。

午前11時52分休憩

午前11時52分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

早川学校教育課長。

○学校教育課長（早川 剛君） 再度お答えをさせていただきます。

学校遊具のバランスのよい配置につきましては、今後、学校施設全般を体育施設として捉えながら、体育施設全体のバランス、その中でも学校遊具というのがございますので、そういったのも含めて、トータルでバランスよく施設の充実等は考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 先ほどの御答弁から、さまざまな方策を考えておられるということ伺いました。

子供の成長過程において、子供は子供らしく夢中になって遊ぶことは必要不可欠なことだと思いますので、子供たちにとって何が大切なことかということを考えていただいて、学校で楽しく伸び伸びと過ごしていけるような、そういった環境づくりをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（上野欣也君） 以上で加藤裕章君の一般質問を終わります。

○議長（上野欣也君） これにて一般質問は全て終了いたしました。

16日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午前11時54分散会

平成28年12月16日

山県市議会定例会会議録

(第 5 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第5号 12月16日（金曜日）

○議事日程 第5号 平成28年12月16日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第81号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第86号 山県市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 議第87号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第88号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第89号 平成28年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第90号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第91号 平成28年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第92号 平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第93号 平成28年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第94号 平成28年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第95号 指定管理者の指定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第81号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 議第86号 山県市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 議第87号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第88号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第89号 平成28年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第90号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第91号 平成28年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第92号 平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第93号 平成28年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第94号 平成28年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第95号 指定管理者の指定について

日程第3 討 論

- 議第81号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第86号 山県市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 議第87号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第88号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第89号 平成28年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第90号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第91号 平成28年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第92号 平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第93号 平成28年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第94号 平成28年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第95号 指定管理者の指定について

日程第4 採 決

- 議第81号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条

		例の一部を改正する条例について
議第82号		山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第83号		山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第84号		山県市税条例の一部を改正する条例について
議第85号		山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第86号		山県市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
議第87号		山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
議第88号		平成28年度山県市一般会計補正予算（第3号）
議第89号		平成28年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第90号		平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第91号		平成28年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第92号		平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議第93号		平成28年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第94号		平成28年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
議第95号		指定管理者の指定について
日程第5	発議第3号	返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書について
日程第6	質 疑	
日程第7	討 論	
日程第8	採 決	

○本日の会議に付した事件

日程第1	常任委員会委員長報告	
議第81号		山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第82号		山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第83号		山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第84号		山県市税条例の一部を改正する条例について
議第85号		山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 議第86号 山口市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 議第87号 山口市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第88号 平成28年度山口市一般会計補正予算（第3号）
- 議第89号 平成28年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第90号 平成28年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第91号 平成28年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第92号 平成28年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第93号 平成28年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第94号 平成28年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第95号 指定管理者の指定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第81号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 山口市税条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第86号 山口市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 議第87号 山口市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第88号 平成28年度山口市一般会計補正予算（第3号）
- 議第89号 平成28年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第90号 平成28年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第91号 平成28年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第92号 平成28年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第93号 平成28年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第94号 平成28年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第95号 指定管理者の指定について

日程第3 討 論

- 議第81号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条

例の一部を改正する条例について

議第82号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

議第83号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第84号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第85号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第86号 山県市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について

議第87号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一
部を改正する条例について

議第88号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第3号）

議第89号 平成28年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第90号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議第91号 平成28年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第92号 平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議第93号 平成28年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第94号 平成28年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）

議第95号 指定管理者の指定について

日程第4 採 決

議第81号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条
例の一部を改正する条例について

議第82号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

議第83号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第84号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第85号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第86号 山県市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について

議第87号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一
部を改正する条例について

議第88号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第3号）

議第89号 平成28年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第90号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議第91号 平成28年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 議第92号 平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
 議第93号 平成28年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
 議第94号 平成28年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
 議第95号 指定管理者の指定について
- 日程第5 発議第3号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を
 求める意見書について
- 日程第6 質 疑
 日程第7 討 論
 日程第8 採 決
-

○出席議員(13名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 寺町祥江君 | 2番 | 加藤裕章君 |
| 3番 | 古川雅一君 | 4番 | 加藤義信君 |
| 5番 | 郷明夫君 | 6番 | 操知子君 |
| 7番 | 村瀬誠三君 | 9番 | 山崎通君 |
| 10番 | 吉田茂広君 | 11番 | 上野欣也君 |
| 12番 | 石神真君 | 13番 | 武藤孝成君 |
| 14番 | 藤根圓六君 | | |
-

○欠席議員(1名)

- 8番 福井一徳君
-

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------------|--------|-------|-------|
| 市長 | 林宏優君 | 副市長 | 宇野邦朗君 |
| 教育長 | 伊藤正夫君 | 総務課長 | 太田智倫君 |
| 企画財政課長 | 久保田裕司君 | 税務課長 | 石神彰君 |
| 市民環境課長 | 奥田英彦君 | 福祉課長 | 桐山藤夫君 |
| 健康介護課長 | 藤田弘子君 | 産業課長 | 山田和哉君 |
| 建設課長 | 長野裕君 | 水道課長 | 大西敏彦君 |
| まちづくり・企業支援課長 | 鷺見秀夫君 | 会計管理者 | 江口弘幸君 |

消 防 長 藤 根 好 君 学 校 教 育 長 早 川 剛 君
生涯学習課 梅 田 義 孝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司 書 記 宇 野 照 泰
書 記 鷺 見 芳 文

午前10時00分開議

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（上野欣也君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題とします。

本件について、常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 山崎 通君。

○総務産業建設常任委員会委員長（山崎 通君） それでは、総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月6日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第81号、議第82号、議第83号、議第87号、議第88号、議第95号の所管に属する条例案件4件、補正予算案件1件、その他1件の6議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第81号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、人事院の給与に関する勧告により議員報酬の改正を行うが、報酬審議会にかけておくべきと思うがどうか。議第87号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、基本消防団員は362名、アンケート調査の希望数は365名であり、3の差は何か。他市では、郵便局員が機能別消防団員となっているが、こういった発想はなかったのか。また、高校生が消防団へ体験入団することについて。支援隊を100名増員する見通しと募集の方法について。人件費を含め予算的には減となるのか。また、支援隊の訓練等教育について。議第88号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第3号）（総務産業建設関係）では、繰越明許費の工業用地基盤整備事業調査設計業務委託は、入札から発注の方法は。交付決定はいつか。合併特例債だけなのか。過疎債は充当できないか。山県ターミナル整備事業業務委託について、完了はいつか。延びた理由について。地元業者を選定に入れることはあるのか。繰越明許費を議会に提出するまでの流れは。繰り越し理由の記載がなく議会に提出することは理解できない。今後別紙で理由をつけることは考えているか。農業振興費の農地利用集積モデル地域支援事業補助金は、人・農地プランに位置づけられているか。青波が選ばれたが、梅原、東深瀬地区など他の地域の法人化はどう考えているのか。農地利用集積モデル地域支援事業補助金、農地中間管理機構集積協力金の補助に至る経緯について。農地費の、農地中間管理機構集積協力金の1反当たり5万円の

支払い先について。商工振興費の、工業用地基盤整備調査設計委託料の馬坂等事業の見直しについて。補正予算給与費明細書で、職員手当の特殊勤務手当、管理職員特殊勤務手当の内容は。また、職員手当の変動で共済費に影響はあるか。議第95号 指定管理者の指定については、CCN光ファイバーの状況は。また、事業のPRと企業、北部地域への支援についてなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第81号、議第82号、議第83号、議第87号、議第88号、議第95号の議案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 続きまして、厚生文教委員会委員長 石神 真君。

○厚生文教常任委員会委員長（石神 真君） それでは、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月8日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第84号から議第86号及び議第88号から議第94号までの所管に属する条例案件3件、補正予算案件7件の10議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑について、議第86号 山口市水道事業給水条例等の一部を改正する条例についてでは、隔月徴収することにより、水道料金の支払い額が2カ月分を支払わなければならないが、負担となってしまう市民への配慮についてどのような対応をとられるのか。議第88号 平成28年度山口市一般会計補正予算（第3号）（厚生文教委員会関係）では、中学校の空調設備工事（エアコン）の内訳及び発注方法について。小学校の空調設備及び小中学校の教室照明LED化に向けての設計委託料の内容について。小中学校設備工事費関係の予算を来年度へ繰越明許した経緯について。次年度以降の小学校空調設備の工事見直しについて。地域密着型サービス等整備助成金等補助金8,076万7,000円の減額理由及び同事業が取り下げられたことによる市民への影響について。介護ロボット導入促進事業補助金により介護施設へ導入される機種の詳細及び器具利用に当たり施設職員または利用者等への周知について。介護ロボット導入促進事業補助金の採択を受けた事業所以外への今後の導入予定についてなどの質疑がございました。

採決の結果、付託されました議第84号から議第86号及び議第88号から議第94号までの議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（上野欣也君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（上野欣也君） 日程第3、討論。

これより、議第81号から議第95号までの討論を行います。

討論の通告がありますので発言を許します。

村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 議長からお許しをいただきましたので、反対討論をさせていただきます。

議第88号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第3号）について、以下の2点により反対討論をします。

まず1点目は、繰越明許費についてです。議会の質疑におきまして、繰り越し理由をお伺いいたしましたし、委員会等の答弁などからは十分な繰り越し理由とは理解することができませんでした。本来、予算は単年度で執行すべきもので、その年度に必要なものが予算要求されているものであると思われまます。事業遂行は速やかに行われるべきであり、住民等に受益をもたらすものは少しでも早く行うのが本旨であると思ひます。

今回の繰り越し案件の中には今年度中に少しでも事業を推進したほうがよいと考えられるものが数多く見受けられました。特に設計委託から請負工事に関係するものはかなりの期間を要することになりますので、今年度中に設計委託だけでも発注し、その結果、年度内に完了報告が出せそうなければ、前払い金を除いた額が繰り越されてもやむを得ないかもしれません。質疑でも申し上げましたが、繰り越し行為そのものは否定するものではありませんし、理由さえ明白であれば事業の円滑な推進には必要です。ですから、繰り越し理由を明記できるように要望することを含め、今回の補正予算案に反対をするものであります。

2点目は、地域密着型サービス等整備助成費等補助金についてです。これも同じく質疑でお伺いしました。その後担当課の説明などを受けました。担当課としては申請者へ

の説明指導に努力をされたことは認めます。また、その段階で苦勞されたことでしょう。しかし、ある程度は納得いたしました。が、途中経過を含め、いまだ理解できない部分がございます。貴重な予算と時間を費やして選定委員会が行われ議論されたと思いますが、どのような議論がされたかは不明です。

担当課から申請者について、かなり不安要素があるようなことが言われたなら、何をもって委員会でよしとしたのか。委員の名前を公表までは求めませんが、議事内容、経過説明が必要ではないかと思えます。今回の補助金の取り下げは県において迷惑はかかっていないとの説明でありましたが、その言葉を信用しますが、今後8,000万円という大きなお金の執行には十分な注意を払っていただきたく、そういう意味でも反対討論とします。

以上2点は、今後の議会への情報提供のあり方、事業の速やかな執行という意味において、警鐘を鳴らす面からも反対するものです。

以上であります。

○議長（上野欣也君） 続いて、寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議長の許可をいただきましたので、反対討論をさせていただきます。

提出されました議案の中から、議第81号、82号、それに伴う88号の補正予算について、反対討論をいたします。

今回の条例改正は、人事院の勧告に伴うものですが、先日の一般質問でも御答弁いただきましたように、本市の財政状況は大変厳しい状況にあります。市民を代表する常勤の特別職職員や議員の期末手当の引き上げについては、審議会の意見を聞くなど慎重な審議が必要であると考えます。また、議員についてですが、本市においては政務活動費の支給はなく、現状、報酬のみで活動を行うこととなっております。市の意思決定機関である議会で、市民の皆様のために働く議員の報酬自体がどうあるべきか、問うべき点は期末手当の引き上げではなく、本市を取り巻く情勢、自治体の規模、市民の方々、審議会の御意見のもと、報酬や政務活動費自体を今後慎重に見直す必要があると考えます。

よって、今回議案に出されました議第81号、82号の条例改正、それに伴う議第88号の補正予算に反対をいたします。

○議長（上野欣也君） そのほか、討論の通告はありませんでした。

ほかに討論はありませんか。

最初に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（上野欣也君） 日程第4、採決。

これより、採決を行います。

議第81号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第82号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第83号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第84号 山県市税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第85号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第86号 山県市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第87号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第88号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定すること

とに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第89号 平成28年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第90号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第91号 平成28年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第92号 平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第93号 平成28年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第94号 平成28年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第95号 指定管理者の指定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 発議第3号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書について

○議長（上野欣也君） 日程第5、発議第3号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書について、厚生文教委員会委員長の趣旨説明を求めます。

厚生文教委員会委員長 石神 真君。

○厚生文教常任委員会委員長（石神 真君） それでは、議長の許可をいただきましたので、返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書について、提案の趣旨説明をいたします。

現行の国の奨学金制度の利用者は2016年、大学生らの約4割に上る一方、卒業後の収入が安定せず、返済に悩む人が少なくありません。

そこで、学生が安心して勉学に励めるよう、奨学金や授業料減免などを拡充するとともに、返済不要の給付型奨学金を創設することを求めるものであります。

あわせて、希望する全ての学生等への無利子奨学金の貸与を目指し、有利子から無利子への流れを加速するなどの施策について、具体的な次の4項目の経済的支援に取り組むことを強く求めています。

1、学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、2017年度を目途に給付型奨学金を創設すること。

2、希望する全ての学生等への無利子奨学金の貸与を目指し、有利子から無利子への流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。

3、低所得者世帯については、学力基準を撤廃し、無利子奨学金を受けられるようにすること。

4、返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。あわせて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、厚生文教委員会の総意として、地方自治法第99条の規定により、議会より関係行政庁へ要望するものであります。

御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。

○議長（上野欣也君） 御苦労さまでした。

日程第6 質疑

○議長（上野欣也君） 日程第6、質疑。

ただいまから、発議第3号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。よって、これもちまして、質疑を終結いたします。

日程第7 討論

○議長（上野欣也君） 日程第7、討論。

ただいまから、発議第3号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 次に、賛成討論はありませんか。

山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書について、賛成の立場で発言します。

返済不要の給付型奨学金の創設や無利子奨学金の拡充とありますが、私が最も積極的に取り組んでほしいのは、給付型奨学金です。日本学生支援機構の調査によると、奨学金を受給する大学生は、私の調査では51.3%ですが、先ほど委員長は4割とおっしゃいましたが、どちらにしても多いという意味には何ら変わりありませんので、私のほうは51.3%で年間収入に占める奨学金の割合は20年前に比べて3倍以上にふえている。卒業後の返済に不安を抱く学生がほとんどです。無利子の奨学金の拡充もありますが、返済しやすい印象はあるが、返さなければならないことに変わりはない。返済が長引けば結婚にも影響が及ぶと、返済に不安を忍ばせるという学生がいます。

大学授業料の増加に伴い、利用者は増加傾向にある一方で、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に苦しむ人が多くなっているとのことです。文科省も給付条件について、5段階評定の成績基準と基準を下回った生徒を救済する制度などや財源問題など、検討課題は山積しているとのことです。若者の新産業創出につながる研究や幅広い教養と深い洞察力を培う教育の推進のためにも、本意見書は極めて重要案件と思います。

この際、山県市も思い切って給付型奨学金に便乗して、山県市独自の奨学金を模索してはどうかと思います。童話にある鶴の恩返しではありませんが、必ず率先垂範して日本国や山県市のために役立っていただけるものと信じています。こうしたことを踏まえ、この意見書には賛成します。

○議長（上野欣也君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 討論はないものと認めます。これもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

○議長（上野欣也君） 日程第8、採決。

ただいまから、発議第3号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書についての採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、可決されました意見書の取り扱いについては、これを議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいます。

○議長（上野欣也君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じます。提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成28年第4回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦勞さまでございました。

午前10時35分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 上 野 欣 也

7 番 議 員 村 瀬 誠 三

9 番 議 員 山 崎 通